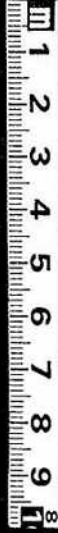


7

A-8

院會提出資料

第五十回



国立公文書館	
分類	持株
排架番号	3 B
	13-1
	巻48

めくれず

第五十回委員總會日程

一 開催の場所

東京都千代田区千代田二丁目一番地

持株會社 委員會事務所

一 開催の日時

昭和二十五年一月十九日午前十時

一 上程事項

(1) 決議事項

(2) 決定指令の件

(3) 承認事項

(4) 指示の件

(5) 手續終結指令の件

(6) 整備計画の件

(7) 證券收受の件



- (三) 證券處分の件
- 内 議決権行使の件
- (四) 株式處分計蓄蓄の件
- (八) 商號變更の件
- (九) 資金交付の件
- (一〇) 報告事項
- (一) 第四十九回委員總會(定時)以後の経過報告

以上

決 議 事 項

一、決定指令の件

「北海道酪農協同株式会社、帝國纖維株式会社及び日本通運株式会社に對する過度經濟力集中排除法第十一條第二項の規定による指令を、それぞれ別紙第一、別紙第二及び別紙第三のように決定すること。」

別紙第一

持株會社整理委員會

昭和二十二年法律第二百七號第三條
により指定された

北海道酪農協同株式會社の件

指定者番號

二六九

再編成に関する決定指令

1. 持株會社整理委員會（以下委員會という。）は、昭和二十二年法律第二百七號過度經濟力集中排除法第三條の規定に基く權限により、同法第六條の規定により公示された基準に基いて、北海道酪農協同株式會社（以下「酪農」という。）を、過度の經濟力の集中として昭和二十三年二月二十二日附を以て指定した。「酪農」は、過度經濟力集中排除法に基く手續規則第十四條の規定により、手續に關する正式の出頭届を提出した。「酪農」は、同法に基いて公示された鑛工業等の部門における過度の經濟力の集中に關する基準の適用に關する説明書を委員會に提出した。

2. 委員會は、すべての手續當事者によつて提出されたすべての説明書、意見書及びその他の書類並びに過去のすべての事實を検討した結果、次の如く認定し指令する。

3. 「酪農」は、昭和二十二年法律第二百七號過度經濟力集中排除法による過度の經濟力の集中である。

4. 「酪農」は、公共の利益のために過度の經濟力の集中を排除し、且つ新設會社が競争市場において能率的生産を擧げ得る健全な状態において事業をなしうるために、獨立した分離會社一社を新設し、新設會社との間に於いて兼任しない役員を選任し、資産及び負債の一部を新設會社に出資又は譲渡し、その他の一部の資産を處分し、新設會社の株式を割當て處分し、

その他經理的措置をしなければならぬ。

5. 獨立した分離會社（以下新會社という。）は、委員會の事前承認を受けた社名を以て「酪農」によつて設立されなければならぬ。

且つ又「酪農」から牛乳加工販賣及び酪農品製造販賣を主な事業としている北見、清水、釧路、雪裡、幌呂、太田、旭川、名寄の各工場、これらの工場が「酪農」によつて操業されていたと同程度の操業をなすに必要を集乳所及びこれらの附屬施設並びに後記7.の處分工場及び集乳所を除いた残余の「酪農」の全工場、集乳所、附屬施設並びにその他の資産及び負債を承継しなければならぬ。

右の物件は、すべて委員會の承認を受けるべき「酪農」の企業再編成計畫に詳記され且つ評價されなければならぬ。

6. 新會社は、北海道酪農協同株式會社という社名又は商號を使用してはならぬ。

且つ新會社は、自己を「酪農」の後繼者又は「酪農」と關連ある會社といつてはならぬ。

又「酪農」及び新會社は兩會社相互間に關連があるようによつてはならぬ。但し、「酪農」は、昭和二十六年十月十日迄に、北海道酪農協同株式會社を以り商號の使用を中止し、その商號の登記の抹消、若しくは變更をしなければならぬ。

且つ又新商號を確立するため、前記期日前の如何なる時に於ても委員會の承認を得た新商號を登記し、北海道酪農協同株式會社という商號と併用することができる。

7. 「酪農」は、今金工場及びその附屬施設を明治乳業株式會社に、又遠輕工場及びその附屬施設を森永乳業株式會社に、「酪農」が操業していたと同程度の操業をなすに必要な集乳所と共に、それぞれ賣却の申込をしなければならない。

「酪農」は、右工場等の處分計畫書を、委員會に提出し、その承認を受けなければならない。右計畫書には、公正且つ合理的な期限及び條件並びに、「酪農」によつて選ばれ且つ、委員會によつて承認された資格のある鑑定人の評價による價格を記載しなければならない。委員會により承認又は修正せられた期限、條件及び價格により前記工場等を明治乳業株式會社及び森永乳業株式會社が購入しなかつた場合には、委員會の事前承認を受けて、右兩社以外のものに對し、最高入札價格を以て賣却しなければならない。

8. 「酪農」は、左記事項を記載した計畫書を委員會に提出しなければならない。

(A) 品川（東京）、名古屋、大阪、福岡に存在する四工場及び冷蔵所を現存の諸施設と共に、「酪農」及び新會社に對して公正且つ實行可能な方法により割當てること。

(B) 取引先に對し混亂を生ぜしめない様な公正且つ實行可能な方法により、「酪農」の商號を、「酪農」及び新會社に割當てること。

9. 新會社は、前記の通り「酪農」より承継した資産の對價として、その最初の全株式を委員會が承認した額面による金額拂込の普通株式の形式により發行し、又は委員會の承認した他の證券を發行し、これを「酪農」に交付しなければならない。

但し、「酪農」は、時期の如何を問わず、新會社の株式を、北海道廳に賣却してはならない。又若し協同組合又は團體が「酪農」の株式を所有し續けているならば協同組合又は團體に對して賣却してはならない。

「酪農」及び新會社は、北海道廳又は「酪農」及び新會社の何れか一社の株式を所有し若しくは所有の證據ある協同組合又は團體が、直接或は間接に株式を所有することを帳簿に登錄してはならない。又他の方法で認めてはならない。

「酪農」及び新會社は、その共同經營又は他社の運營方針若しくは運營自体の共同支配を助長し、これに従事し又はこれを許容してはならない。

10. 「酪農」は、決定指令通達の日より三十日以内又は委員會の承認した期間内に、昭和二十二年法律第二百八號の規定に従い、企業再編成計畫書を提出しなければならない。

右の企業再編成計画書が承認された場合には、本件に関する決定指令の一部となる。「酪農」及び新会社は、承認された企業再編成計画書を実行し且つこれを遵守しなければならない。

11. この指令の實行を監督するために、委員會又はその後継者により権限を附與された者は、「酪農」若しくは新会社又はそれらの会社の後継者若しくは譲受人に對し適當な通告をした上で、(1)帳簿、臺帳、計算書、書狀、賣買覺書その他の記録及び書類を閲覧し、(2)それらの会社の役員又は従業員に面接し(これらの役員又は従業員は法律顧問を伴うことができる。)(3)本指令の實行に當然必要な報告を隨時要求することができる。

12. この指令は、昭和二十二年法律第二百八號第六條の規定による貸付金の債權者の優先權を變更するものではない。右の優先權を主張する債權者が、この指令の日から十五日以内に委員會に對し、貸付金額、貸付日、使途及び殘高を明かにして、その債權の申出をした場合にはその債權は、別段の指令により確認される。

13. この件につき、固定債務整理の目的を以て新会社に對し新たに株式を發行しこれを處分することを指令するため、又關係當事者が委員會又はその後継者に對しこの指令の解釋又は實行について適切を指令をなすことを申出ることができるようにするため、並びにこの指令の條項の訂正、變更又は終結及びこの指令違反に對する處置をなすため、委員會は必要を權限を

留保するものとする。

昭和二十五年一月二十日

持株會社整理委員會

委員長 野田 岩次郎

別紙第二
持株會社整理委員會

昭和二十二年法律第二百七號第三條 により指定された 帝國纖維株式會社の件	指定者番號 二二六
--	--------------

再編成に關する決定指令

1. 持株會社整理委員會（以下委員會という。）は、昭和二十二年法律第二百七號過度經濟力集中排除法第三條の規定に基く權限により、同法第六條の規定により公示された基準に基いて、帝國纖維株式會社（以下「帝纖」という。）を、過度の經濟力の集中として昭和二十三年二月八日附をもつて指定した。「帝纖」は、過度經濟力集中排除法に基く手續規則第十四條の規定により、手續に關する正式の出頭届を提出した。「帝纖」は、同法に基いて公示された鑛工業等の部門における過度の經濟力の集中に關する基準の適用に關する説明書を委員會に提出した。

2. 委員會は、すべての手續當事者によつて提出されたすべての説明書、意見書及びその他の書類並びに過去のすべての事實を検討した結果、次の如く認定し指令する。

3. 「帝纖」は、昭和二十二年法律第二百七號過度經濟力集中排除法による過度の經濟力の集中である。

4. 「帝纖」は、公共の利益のために、過度の經濟力の集中を排除し、且つ、各新設會社が、競争市場において能率的生産を擧げうる健全な状態において事業を開始するために、獨立した分離會社三社を新設し、新設會社間において他社の役員を兼任しない役員を選任し、資産及び負債の一部を各新設會社に出資又は譲渡し、殘存資産を處分し、新設會社の株式を割當て

處分し、その他經理的措置をしなければならぬ。

5. 獨立した分離會社（以下新會社という。）、その設立並びに資産及び負債は左の通りとする

(A) 第一の新會社は、委員會の事前承認を受けた社名をもつて設立し、亞麻製線、亞麻糸及びその製品の生産を主な事業としている「帝纖」の名寄、羽幌、美瑛、富良野、栗山、月形琴似、留壽都、虻田、伊達、新得、大樹の各製線工場、札幌、鹿沼、鹿沼第二の各亞麻紡績工場、江口晒工場、札幌、鹿沼の各研究所及びそれらの附屬施設並びにその他の資産及び負債を承継しなければならぬ。

右の物件は、すべて「帝纖」の整備計畫に詳記し、且つ、評價した上、委員會の承認を受けなければならぬ。

(B) 第二の新會社は、委員會の事前承認を受けた社名をもつて設立し、亞麻製線、亞麻糸、絹紡糸及びその製品の生産を主な事業としている「帝纖」の帶廣、芽室、池田、音更、止若森別、標茶、本別の各製線工場、大聖寺、大垣、大垣の各亞麻紡績工場、玉島絹紡工場及びそれらの附屬施設並びにその他の資産及び負債を承継しなければならぬ。

右の物件は、すべて「帝纖」の整備計畫に詳記し、且つ、評價した上、委員會の承認を受けなければならぬ。

(9) 第三の新會社は、委員會の事前承認を受けた社名をもつて設立し、スフ及びスフ糸の生産を主な事業としている「帝織」の徳島スフ工場、徳島研究所及びそれらの附屬施設並びにその他の資産及び負債を承継しなればならない。
右の物件は、すべて「帝織」の整備計畫に詳記し、且つ、評價した上、委員會の承認を受けなければならぬ。

(10) 但し、前記第五項(A)及び(B)に記載された會社は必ず新會社であることを要する。尙前記第五項(C)に記載された會社が新設されない場合にも、同社は新會社に適用さるべきこの指令の各條項の適用を受けるものとする。

6 「帝織」は、その東京本社建物及び赤羽倉庫の三新會社に對する公正且つ實行可能な割當計畫を委員會に提出し、その承認を受けなければならぬ。

「帝織」は、この指令通達の日現在に於て各工場に格納されている亞麻紡機の公正且つ實行可能な割當計畫を委員會に提出し、その承認を受けなければならぬ。右計畫は大阪工場に現在格納されている亞麻細糸紡機約一、四〇〇錠を前記第五項(A)に記載された新會社に譲渡する計畫を含まなければならぬ。

7 新會社は、いずれも帝國纖維株式會社という社名及び商號の使用を中止し、且つ、將來も使

用してはならない。

新會社は、自己を「帝織」の承継者又は「帝織」と関連ある會社とすつたり、新會社相互間において関連があるといつてはならない。

8 「帝織」は、同社が直接又は間接に所有している他社の株式を、昭和二十一年勅令第五百六十七號及び昭和二十二年閣令第八十三號の各條項に基いて、すべて處分しなければならぬ。その株式處分代金は、昭和二十一年法律第四十號（企業再建整備法）の規定及び後記第十一項に基き、「帝織」が提出して認可を受けた整備計畫の定める條項に従つて處理しなければならぬ。

9 前記指示に基き、新會社へその資産を出資又は譲渡した後の岩内、富山、大阪及び廣島の各工場を含むすべての残存資産は、これを處分しなければならぬ。但し、右の残存資産の處分については、委員會の事前承認を受けなければならぬ。

10 新會社は、前記の如く「帝織」から承継した資産の對價として、その最初の全株式を委員會が承認した額面による全額拂込の普通株式の形式により發行し、又は委員會の承認した他の證券を發行し、これを「帝織」に交付しなければならぬ。
右の株式又は證券は、「帝織」が後記第十一項に基いて提出した整備計畫の條項に従つて、

迅速に処分しなければならない。

11. 「帝畿」は、その整備計画を、昭和二十一年法律第四十號（企業再建整備法）の規定に基づき、決定指令通達の日より三十日以内又は委員會の承認した期間内に提出しなければならない。

右の整備計画が認可された場合には、本件に關する決定指令の一部となる。「帝畿」及び新會社は、決定整備計画を實行し、且つ、これを遵守しなければならない。

12. この指令の實行を監督するために、委員會又はその後継者により権限を附與された者は、「帝畿」若しくは新會社又はそれらの會社の後継者若しくは譲受人に對し適當な通告をした上で、(1)帳簿、臺帳、計算書、書狀、賣買覺書その他の記録及び書類を閲覧し(2)それらの會社の役員又は従業員に面接し(これらの役員又は従業員は法律顧問を伴うことができる。)(3)この指令の實行に當然必要な報告を隨時要求することができる。

13. この指令は、昭和二十二年法律第二百八號第五條の規定による貸付金の債權者の優先權を變更するものではない。

右の優先權を主張する債權者がこの指令の日から十五日以内に委員會に對し、貸付金額、貸付日、便送及び殘高を明かにして、その債權の申出をした場合には、その債權は別段の指令により確認される。

14. この件につき、新會社に對し新たに株式を發行しこれを處分することを指令するため、關係當事者が委員會又はその後継者に對しこの指令の解釋又は實行について適切を指令をすることを申し出ることができるようにする。並びにこの指令の條項の訂正、變更又は終結及びこの指令違反に對する處置をするため、委員會は必要な權限を留保するものとする。

昭和二十五年一月二十日

持株會社整理委員會

委員長 野田 岩次郎

別紙第三

持株會社整理委員會

昭和二十二年法律第二百七號第三條
により指定された

日本通運株式會社の件

指定者番號

二九八

再編成計畫に關する決定指令

1. 持株會社整理委員會（以下委員會といふ。）は、昭和二十二年法律第二百七號過度經濟力集中排除法第三條の規定に基く權限により、同法第六條の規定により公示された基準に基いて、日本通運株式會社（以下「日通」といふ。）を、過度の經濟力の集中として、昭和二十三年二月二十二日附を以て指定した。

「日通」は、過度經濟力集中排除法に基く手續規則第十四條の規定により、手續に關する正式の出頭届を提出した。

「日通」は、同法に基いて公示された配給業及びサービス業等の部門における過度の經濟力の集中に關する基準の適用に關する説明書を委員會に提出した。

2. 委員會は、すべての手續當事者によつて提出されたすべての説明書、意見書及びその他の書類並びに過去のすべての事實を検討した結果、次のように認定し、指令する。

3. 「日通」は、昭和二十二年法律第二百七號過度經濟力集中排除法による過度の經濟力の集中である。

4. 右のような過度の經濟力の集中は、左記に指令し及び記述するような資産の適切な處分によつて、公共の利益のために、これを排除しなければならぬ。

5. 「日通」は、左記條項を内容とする計畫を委員會に提出し、その承認を受けなければならぬ。

5。

(A) 現に日本國有鐵道の所有地内にある「日通」の左記の驛施設で、日本國有鐵道がその事業の運営上荷主又は通運事業者に對してその有效な利用を保證し、共通の利便を與えるために必要なものを、日本國有鐵道に譲渡すること。

(1) 荷役機械

(2) 貨車の入換に使用する動力車

(3) 倉庫、上屋、勞務員詰所、荷扱所その他作業用の建物

(4) 貨物の積卸及び保管に使用する構築物

(B) 現に私有鐵道の所有地内にある前記(A)に記載のものと同種の施設を含む「日通」の驛施設で、當該私有鐵道がその事業の運営上荷主又は通運事業者に對してその有效な利用を保證し、共通の利便を與えるために必要なものを、當該私有鐵道に譲渡し又は賃貸すること。

尚私有鐵道が譲受け又は賃借しない前記の施設は他の方法で處分しなければならぬ。

(C) 前記(A)(B)の譲渡又は賃貸は、昭和二十四年法律第二百四十三號（日本國有鐵道の所有地内にある日本通運株式會社の施設の處理等に關する法律）の條項によつて行わなければならない。

尙「日通」は、前記(A)(B)によつて譲渡又は質貸した施設を、再取得してはならない。

(D)「日通」が直接又は間接に所有するすべての他の会社の株式(社員の持分を含む。)を、決定指令通達の日から六箇月以内又は委員会が承認した期間内に處分すること。

但し、別表(一)に記載する株式を保有することは差し支えない。

(四)「日通」が所有する別表(二)に記載する機帆船及び舩船を決定指令通達の日から六箇月以内又は委員会が承認した期間内に處分すること。

6.「日通」は、その整備計画を、昭和二十一年法律第四十號(企業再建整備法)の規定に基づき、決定指令通達の日から三十日以内又は委員会の承認した期間内に提出しなければならない。

右の整備計画が認可された場合には、本件に關する決定指令の一部となる。「日通」は決定整備計画を實行し、且つ、これを遵守しなければならない。

7.この指令の實行を監督するため、委員会又はその後継者により權限を付與された者は、「日通」に對し適當な通告をした上で、(1)帳簿、臺帳、計算書、書狀、覺書その他の記録及び書類を閲覧し、(2)会社の役員又は従業員に面接し(これらの役員又は従業員は法律顧問を伴うことができる。)、(3)この指令の實行に當然必要を報告を隨時要求することができる。

8.この指令は、昭和二十二年法律第二百八號第五條の規定による貸付金の債權者の優先權を變

更するものではない。

右の優先權を主張する債權者が決定指令通達の日から十五日以内に委員会に對し、貸付金額、貸付日、使途及び残高を明かにして、その債權の申出をした場合には、その債權は、別段の指令により確認される。

9.この件につき、委員会又はその後継者が、關係當事者の申出により、又は自ら、この指令の解釋又は實行について適切な指令をなすことができるようにするため、この指令の條項の訂正、變更又は終結及びこの指令違反に對する處置をなすため、並びに委員会又はその後継者が自ら、「日通」の資産のうち、前記5.の條項によつて譲渡又は質貸されなかつた資産を、通運事業に健全な競争の機會を與えるように處分することを命じるため、委員会は必要な權限を留保するものとする。

昭和二十五年一月二十日

持株會社整理委員會

委員長 野田 岩次郎

別表 (一)

保有することのできる株式

- 富山縣小運送自動車株式會社株式
- 愛南自動車運輸株式會社株式
- 周原貨物自動車株式會社株式
- 留萌運輸倉庫株式會社株式
- 大同不動産株式會社株式
- 株式會社留萌港組株式
- 山中運輸株式會社株式
- 江東造船株式會社株式
- 太平洋自動車株式會社株式
- 日通自動車工業株式會社株式
- 日通自動車興業株式會社株式

別表 (二)

機帆船及び汽船

(支社名)		(支店名)		(種類)		(隻数)
東	京	横濱	海運	機帆船	船	一〇
名	古屋	富山	港	機帆船	船	二
名	古屋	蒲郡	船	機帆船	船	一
名	屋	橋	船	機帆船	船	一
大	阪	尾	船	機帆船	船	一
大	阪	高	船	機帆船	船	一
大	阪	山	船	機帆船	船	二
大	阪	田	船	機帆船	船	一
大	阪	三	船	機帆船	船	一
廣	島	竹	船	機帆船	船	一
廣	島	吳	船	機帆船	船	三
廣	島	宇	船	機帆船	船	一

豊國自動車工業株式会社
 大阪運送整備工業株式会社
 大新自動車工業株式会社
 京都自動車工業有限會社
 福知山自動車工業株式会社
 廣島日産自動車株式會社
 日通車浦上業株式会社
 東北日通自動車工業株式會社

以上

廣	門	門	門	門	門	汕	汕
島	司	司	司	司	司	大	大
柳	三	長	小	八	青	湊	湊
井	角	崎	倉	代	森	船	船
機	將	機	機	機	機	船	船
帆	帆	帆	帆	帆	帆	船	船
七	三	一	一	一	一	一	一
上							

提出資料

- 一 缺
- 二 缺
- 三 三 覺書「昭和二十二年法律第二百七號に基く北海道酪農協同株式会社の再編成に関する件」(和文及び英文)
- 四 四 覺書「昭和二十二年法律第二百七號に基く帝國纖維株式会社の再編成に関する件」(一月五日附)(和文及び英文)
- 五 五 覺書「昭和二十二年法律第二百七號に基く帝國纖維株式会社の再編成に関する件」(二月十八日附)(和文及び英文)
- 六 六 覺書「日本通運株式会社に對する決定指令の通達」(和文及び英文)
- 七 七 日本通運に對する指令案
- 八 八 右に關する公取指示書及びその補足説明書
- 九 九 指示(第九十二號、第九十三號及び第九十四號)
- 一〇 一〇 日本化業に對する手續終結指令
- 一一 一一 整備計畫(要綱)(三菱重工業、東京芝浦電氣及び東洋製鐵)
- 一二 一二 右に關する覺書(十一月二十九日附、十二月二十一日附及び十二月二十三日附)(和文及び英文)

- 一三 證券讓受及び處分一覽表 (議題(四)の(四))
 - 一四 證券處分先一覽表 (議題(四)の(五))
 - 一五 議決權行使狀況 (議題(四)の(六))
 - 一六 昭和二十一年勅令第五百六十七號による事務處理狀況 (議題(四)の(七))
 - 一七 株式處分計書承認狀況 (議題(四)の(八))
 - 一八 商號變更申請取扱狀況明細表 (議題(四)の(九))
 - 一九 交付金明細表 (議題(四)の(一))
 - 二〇 手續規則による申請取扱狀況 (議題(四)の(一))
 - 二一 職制新舊對照表(改正部分のみ) (議題(四)の(一))
 - 二二 持株會社整理委員會令 (議題(四)の(一))
 - 二三 持株會社整理委員會令施行規則 (議題(四)の(一))
 - 二四 覺書「連合國人の利益保護のため留保された株式に関する件」 (和文及び英文) (議題(四)の(一))
 - 二五 検査に関する會計検査院意見書(寫) (議題(四)の(一))
- 以上

連合軍總司令部經濟科學局

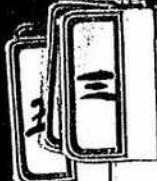
六〇二七 (四九・一一・二三)BSS/FTP

昭和二十四年十二月二十三日

覺書宛先 持株會社整理委員會
 件名 昭和二十二年法律第二百七號に基く北海道酪農協同株式會社の再編成
 に関する件

掲題の件に關し再検討を遂げたる結果曩に指令案を發した當時に比しその認定の基礎となつた
 經濟上の諸事實が變更したことを發見した。仍つて持株會社整理委員會に對し掲題に關する別
 紙の指令を發することを指示する。

公正取引實施部
 部長 エドワード・シー・ウエルシュ



GENERAL HEADQUARTERS
SUPREME COMMANDER FOR THE ALLIED POWERS
Economic and Scientific Section

602.1(23 Dec 49)ESS/PTP

23 December 1949

MEMORANDUM FOR: HOLDING COMPANY LIQUIDATION COMMISSION
SUBJECT: Reorganization of Hokkaido Banko Kyodo K.K. Pursuant
to Law No. 207 of 1947

The proceedings in the above matter having been re-examined and it having been found that economic factors arising since the examination of the facts upon which the Proposed Order was issued have altered, the Holding Company Liquidation Commission is directed to issue the attached Order in the above matter.

EDWARD C. WELSH
Chief, Fair Trade Practices Division (ESS/AC)

連合軍總司令部經濟科學局

六〇二五 (五〇・一・一八) ESS / FQP (ESS / ACC)

昭和二十五年一月十八日

覺書宛先 持株會社整理委員會
件名 昭和二十二年法律第二百七號に基く帝國纖維株式會社の再編成に
關する件

掲題の件に關し再検討を遂げたる結果義に指令案を發した當時に比しその認定の基礎となつた
經濟上の諸事實が變更したことを發見した。仍つて持株會社整理委員會に對し掲題に關する別
紙の指令を發することを指示する。

公正取引實施部

部長 エドワード・シー・ウエルシュ

GENERAL HEADQUARTERS
SUPREME COMMANDER FOR THE ALLIED POWERS
Economic and Scientific Section
APO 500

602.1(18 Jan 50)ESS/FTP(ESS/AC) 18 January 1950

MEMORANDUM FOR: HOLDING COMPANY LIQUIDATION COMMISSION

SUBJECT: Reorganization of Teikoku Sen-i K.K. Pursuant to
Law No. 207 of 1947

The proceedings in the above matter having been re-examined and it having been found that economic factors arising since the examination of the facts upon which the Proposed Order was issued have altered, the Holding Company Liquidation Commission is directed to issue the attached Order in the above matter.

FOR THE CHIEF, ECONOMIC AND SCIENTIFIC SECTION:

EDWARD C. WELSH
Chief, Fair Trade Practices Division (ESS/AC)

連合軍總司令部經濟科學局

昭和二十五年一月五日

A P 五〇〇

六〇二、一(五〇、一、五)ESS/FTP

覺書宛先 持株會社整理委員會
件名 昭和廿二年法律第二百七號に基く帝國纖維株式會社の
再編成に關する件

一、持株會社整理委員會は十二月廿二日、公正取引實施部より、連合軍總司令部が曩に帝國纖維株式會社に對し委員會が發した指令案に基く再編成計畫の再檢討並びに右と異なる別個の再編成計畫の考慮を完了したことを通告された。この再檢討と考慮の結果、總司令部は左記に述べる三つの別個の獨立會社の創設を内容とする決定指令を同社に對し發することに依つて、本件を早急に解決することを希望する。

A、帝國纖維德島スフ工場を主体とする一スフ會社

B、帝國纖維札幌、鹿沼第一、鹿沼第二各亞麻紡績工場、右諸工場に供給するに適當な製線工場、並びに江口晒工場を主体とする一亞麻會社

(現在大阪に格納されてある約一四〇〇錘の細糸紡機はこの新會社に割當てる様に右指令に記載のこと)

0、帝國纖維大聖寺、大津各亜麻紡績工場、大垣短綿紡工場、右諸工場に供給するに適當な製線工場、並びに玉島絹紡工場を主体とする一亜麻絹紡會社

二、委員會は十二月廿七日上述再編成計畫を検討した結果、實行可能であることを發見し、上述再編成計畫を内容とする指令を出来るだけ早く發行することを報告した。

三、委員會が、上述の決定指令を即時發するに必要を總ての準備を未だ完了していないならば、委員會は同社の擔當役員に對し、既に再編成計畫に對する最後の決定がなされ上述第一項の如き明確なる決定に到達したことを通告する様勸告する。

經濟科學局長に代り

公正取引實施部

部長 エドワード・シー・ウエルシユ

GENERAL HEADQUARTERS
SUPREME COMMANDER FOR THE ALLIED POWERS
Economic and Scientific Section
APO 500

602.1(5 Jan 50)ESS/ETP

5 January 1950

EDWARD C. WALSH
Chief, Fair Trade Practices Division (ESS/AC)

cc - Mr. Calvin Verity
Deputy Chief, ESS

委員会は同社の擔當役員に對し、既に再編成計畫に對する最後の決定がなされ上述第一項の如き明確なる決定に到達したことを通告する様勸告する。

經濟科學局長に代り

公正取引實施部

部長 エドワード・シー・ウエルシユ

GENERAL HEADQUARTERS
SUPREME COMMANDER FOR THE ALLIED POWERS
Economic and Scientific Section
APO 500

602.1(5 Jan 50)ESS/ETP

5 January 1950

MEMORANDUM FOR: HOLDING COMPANY LIQUIDATION COMMISSION

SUBJECT: Reorganization of Teikoku Sen-i K.K. under Law No. 207 of 1947

1. The Commission was informed on 22 December 1949 by ESS/ETP that Headquarters' re-examination of the plan of reorganization of Teikoku Sen-i as specified in the Commission's outstanding Proposed Order, as well as consideration of other alternate reorganization plans, had been completed. That upon the basis of such re-examination and consideration, the Headquarters desired early settlement of the case by issuance of a Final Order to the company providing for the creation of three, separate and independent companies as follows:

a. A staple fiber company composed of Teikoku's Tokushima rayon plant;

b. A flax company composed of Teikoku's Sapporo, Kanuma No. 1 and Kanuma No. 2 flax spinning plants, together with appropriate number of scutching mills to supply such spinning plants, and the Gunchi bleaching and dyeing plant. (The Order to provide that approximately 1,400 fine flax spindles now stored in Osaka be allocated to this new company.);

c. A flax and silk company composed of Teikoku's Daishoji and Otsu flax spinning plants, Ogaki waste flax and cotton spinning plant, together with an appropriate number of Teikoku's flax scutching mills to supply those plants, and the Yamashima silk plant.

2. The Commission reported on 27 December that such reorganization plan had been studied and found to be feasible, and that the Commission would issue an order embodying such reorganization plan at the earliest possible date.

3. In the event the Commission has not completed all preparations necessary for immediate issuance of such a Final Order, the Commission is requested to inform appropriate officers of the company that a final decision has been reached and of the salient features of the decision as outlined in paragraph 1, above.

FOR THE CHIEF, ECONOMIC AND SCIENTIFIC SECTION:

EDWARD C. WILSH

Chief, Fair Trade Practices Division (ESS/AC)

cc - Mr. Calvin Verity
Deputy Chief, ESS

裏面白紙

連合軍總司令部經濟科學局

A. P. O. 五〇〇

六〇三二 (二九五〇二一八) E. S. S. / F. T. P. (E. S. S. / A. O.) 昭和二十五年一月十八日
宛 先 持株會社整理委員會
件 名 日本通運株式會社に對する決定指令の通達

總司令部は、擧題會社についての法律第二百七號に基く再編成に關する決定指令の委員會原案を審査した結果、この原案は、集中排除再審査委員會の勸告と一致するものと認める。
従つて、原案通りの指令を直ちに通達するよう委員會に勸告する。

經濟科學局長に代り

公正取引實施部

部長 エドワード・O・ウエルシュ

GENERAL HEADQUARTERS
SUPREME COMMANDER FOR THE ALLIED POWERS
Economic and Scientific Section
APO 500

602.1(18 Jan 50)ESS/FTP(ESS/AC)

18 January 1950

MEMORANDUM FOR: HOLDING COMPANY LIQUIDATION COMMISSION

SUBJECT: Issuance of Final Order to Nippon Tsu-un K.K.

The Headquarters has reviewed the draft of the Commission's Final Order of Reorganization pursuant to Law No. 207 in the matter of subject company and finds that such Order is consistent with recommendations of the Deconcentration Review Board. The Commission is, therefore, advised to issue such Order promptly.

FOR THE CHIEF, ECONOMIC AND SCIENTIFIC SECTION:

EDWARD C. WELSH
Chief, Fair Trade Practices Division (ESS/AC)

持株會社整理委員會

昭和二十二年法律第二百七號第三條
により指定された

日本通運株式會社の件

指定者番號

二一九八

再編成計畫に關する指令案

1 持株會社監事委員會（以下委員會といふ。）は、昭和二十二年法律第二百七號過度經濟力集中排除法第三條の規定に基く權限により、同法第六條の規定により公示された基準に基いて、日本通運株式會社（以下「日通」といふ。）を、過度の經濟力の集中として、昭和二十三年二月二十二日附を以て指定した。

「日通」は、過度經濟力集中排除法に基く手續規則第十四條の規定により、手續に關する正式の出願書を提出した。

「日通」は、同法に基いて公示された配給業及びサービス業等の部門における過度の經濟力の集中に關する基準の適用に關する説明書を委員會に提出した。

2 委員會は、すべての手續當事者によつて提出されたすべての説明書、意見書及びその他の書類並びに過去のすべての事實を檢討した結果、次のように認定し、指令する。

3 「日通」は、昭和二十二年法律第二百七號過度經濟力集中排除法による過度の經濟力の集中である。

4 右のような過度の經濟力の集中は、左記に指令し及び記述するような資産の適切な處分によつて、公共の利益のために、これを排除しなければならぬ。

5 「日通」は、左記條項を内容とする計畫を委員會に提出し、その承認を受けなければならぬ。

5。

(A) 現に日本國有鐵道の所有地内にある「日通」の左記の驛施設で、日本國有鐵道がその事業の運営上荷主又は通運事業者に對してその有效な利用を保證し、共通の利便を與えるために必要なものを、日本國有鐵道に譲渡すること。

(1) 荷、役、機械

(2) 貨車の入換に使用する動力車

(3) 倉庫、上屋、勞務員詰所、荷扱所その他作業用の建物

(4) 貨物の積卸及び保管に使用する構造物

(B) 現に私有鐵道の所有地内にある前記(A)に記載のものと同種の施設を含む「日通」の驛施設で、當該私有鐵道がその事業の運営上荷主又は通運事業者に對してその有效な利用を保證し、共通の利便を與えるために必要なものを、當該私有鐵道に譲渡し又は賃貸すること。尚私有鐵道が譲受け又は賃借しない前記の施設は他の方法で處分しなければならぬ。

(C) 前記(A)(B)の譲渡又は賃貸は、「日本國有鐵道の所有地内にある日本通運株式會社の施設の處理等に關する法律」の條項によつて行わなければならない。

(D) 「日通」が直接又は間接に所有するすべての他の會社の株式（社員持分を含む。）を、

決定指令通達の日から六箇月以内又は委員会が承認した期間内に処分すること。
但し、別表(一)に記載する株式を保有することは差し支えない。

(四)「日通」が所有する別表(二)に記載する機帆船及び舩船を決定指令通達の日から六箇月以内又は委員会が承認した期間内に処分すること。

6. 「日通」は、その整備計画を、昭和二十一年法律第四十號(企業再建整備法)の規定に基づき、決定指令通達の日から三十日以内又は委員会の承認した期間内に提出しなければならない。右の整備計画が認可された場合には、本件に關する決定指令の一部となる。「日通」は決定整備計画を實行し、且つ、これを遵守しなければならない。

7. この指令の實行を監督するため、委員会又はその後継者により権限を付與された者は、「日通」に對し適當な通告をした上で、(1)帳簿、臺帳、計算書、書狀、覺書その他の記録及び書類を閲覧し、(2)會社の役員又は従業員に面接し(これらの役員又は従業員は法律顧問を伴うことができる。)、(3)この指令の實行に當然必要な報告を隨時要求することができる。

8. この指令は、昭和二十二年法律第二百八號第五條の規定による貸付金の債権者の優先権を變更するものではない。

右の優先権を主張する債権者が決定指令通達の日から十五日以内に委員会に對し、貸付金額、

貸付日、使途及び残高を明かにして、その債権の申出をした場合には、その債権は、別段の指令により確認される。

9. この件につき、委員会又はその後継者が、關係當事者の申出により、又は自ら、この指令の解釋又は實行について適切な指令をなすことができるようにするため、この指令の條項の訂正、變更又は終結及びこの指令違反に對する處置をなすため、並びに委員会又はその後継者が自ら「日通」の資産のうち、前記5.の條項によつて譲渡又は貸貸されなかつた資産を、通運事業に健全な競争の機會を與えるように処分することを命じるため、委員会は必要な権限を留保するものとする。

昭和二十四年十二月三日

持株會社整理委員會

委員長 野田 岩次郎

別紙一

保有することのできる株式

富山縣小運送自動車株式會社株式
藝南自動車運輸株式會社株式
周東貨物自動車株式會社株式
留萌運輸倉庫株式會社株式
大同不動産株式會社株式
株式會社留萌組株式
山中運輸株式會社株式
江東造船株式會社株式
大洋自動車株式會社株式
日通自動車工業株式會社株式
日通自動車興業株式會社株式

別表(二)

機帆船及び汽船

(支社名)		(支店名)		(種類)		(隻數)	
東	京	横濱	海運	機	帆船	一	一
名	古	富山	港	汽	船	一〇	一
名	古	郡		機	帆船	二	一
名	古	橋		機	帆船	一	一
大	阪	尾		機	帆船	一	一
大	阪	高		機	帆船	一	一
大	阪	山		機	帆船	二	一
大	阪	田		機	帆船	一	一
廣	島	三		機	帆船	一	一
廣	島	竹		機	帆船	一	一
廣	島	吳		機	帆船	三	一
廣	島	宇		機	帆船	一	一

- 豐國自動車工業株式會社株式
- 大阪陸運整備工業株式會社株式
- 大新自動車工業株式會社株式
- 京都自動車工業有限會社株式
- 福知山自動車工業株式會社株式
- 廣島日産自動車株式會社株式
- 日通車輛工業株式會社株式
- 東北日通自動車工業株式會社株式

以上

仙	仙	門	門	門	門	廣
臺	臺	司	司	司	司	島
大	青	八	小	長	三	柳
濱	森	代	倉	崎	角	井
解	解	機	機	機	解	機
		帆	帆	帆		帆
船	船	船	船	船	船	船
以	一	二三	一	一	一	三七

以上

持株會社整理委員會

昭和二十二年法律第二百七號第三條
により指定された

日本通運株式會社の件

指定者番號
二九八

事實の認定

持株會社整理委員會（以下委員會という。）は、日本通運株式会社（以下「日通」という。）の事業並びに日本の小運送事業における「日通」の地位に關し、「日通」が提出したすべての書類及び資料を審査し、且つ、獨自の調査をした結果、下記の事項を認定する。

1. 「日通」は、日本の小運送業において、競争を制限し、他のものが單獨にこれに従事する機會を妨げうる事業能力をもつてゐる。

2. 右のような競争の制限及び機會の妨害をすることのできる能力は、公共の利益のために、排除しなければならぬ。

3. 右のような競争の制限及び機會の妨害をすゝる行為及び能力を排除する方法は、「日通」の若干の事業上の資産を處分し、能力を縮小することである。

4. 下記の資料は、この件に關する指令案に關係ある要因の一部である。

5. 「日通」は、昭和十二年法律第四十六號（日本通運株式会社法）により設立された特殊法人であり、昭和二十一年法律第七號（會社經理應急措置法）による特別經理會社、昭和二十二年法律第二百七號（過度經濟力集中排除法）による指定企業者である。

但し、昭和二十年勅令第六百五十七號による指定會社ではない。

6. 「日通」は、小運送業、倉庫業、小運送業者の取引より生じる債權債務の決済に關する事業

（交互計算事業）、貨物引換證の整理保證事業等を營んでおり、公稱資本金二二五、二五七、五五〇圓（金額拂込済）昭和二十二年九月末において従業員一〇四、九三七名を擁し、九支社、三七八支店を全國に配して運営している。

7. 「日通」は、昭和十六年から二十年までの間に、國家總動員法に基く陸運統制令を背景とした政府の徳源により、第一次に六大都市及びその近郊の業者を、第二次に八十五都市及びその近郊の業者を吸収合併し、その後の「日通」自体の意圖又は業者の申出により統合したものを合めて、總計四一七業者を吸収合併した。

8. 昭和十二年法律第四十五號（小運送業法）成立以來政府は小運送業の免許制をとり、且つ、新規業者を免許しない方針で來たが、業者も亦その情勢を察知し新規免許申請をしたものは一つもなかつた。これと同時に政府は一驛一店主義のもとに業者の合同を徳源し、更に前記のようにこれを「日通」に統合させる方針を採つた。このような政府の方針は小運送業界における「日通」の獨占的勢力を大いに促進した。

9. 事業場の範圍

全國貨物取扱場において「日通」の占める割合は極めて大であつて次表の示す通りである。

全國貨物取扱場數

五八三九

小運送業者一店の驛数

「日通」独占の驛数 五七〇四(一〇〇%)

「日通」以外の小運送業者独占の驛数 四五七五(八〇%)

即ち全貨物取扱驛五、八三九驛のうち、「日通」は七八%の驛を独占している。

(昭和二十二年三月末現在)

(参照) A. 全貨物取扱驛数 五八八二

B. 小運送業者一店の驛数 五六九一(B/A 九七%)

C. 「日通」の取扱驛数 四五八五(C/A 七八%)

D. 「日通」独占の取扱驛数 四四二一(D/B 七八%)

(昭和二十三年三月末現在)

即ち全貨物取扱驛五八八二驛のうち、「日通」は七五%(D/A)を独占している。

「日通」以外に小運送業者の免許を持つてゐる業者は二百以上(限定小運送業者を除く)に及ぶが、これらは、事業能力においても、作業量においても、到底「日通」に比肩しえないう程の能力であつて、次表の示す通りである。

(A) 従業者(「日通」の分は昭和二十二年九月末現在、その他の業者の分は二十二年三月末現在)

専務員 作業員 計	「日通」(A)		「日通」以外の業者(B)		計(C)	
	人員	比率 A:B	人員	比率 B:C	人員	比率 C:C
専務員	三九六九	八七.〇%	五九一九	一三.〇%	四五六一	一〇〇%
作業員	六五二三八	八二.五%	一三八七四	一七.五%	七九一一	一〇〇%
計	一〇四九三	八四.一%	一九七九三	一五.九%	一二四七三	一〇〇%

(B) 運搬具(「日通」の分は昭和二十二年九月末現在、その他の業者の分は二十二年三月末現在、備車を含む。)

大型トラック 小型トラック 牛馬草	「日通」(A)		「日通」以外の業者(B)		計(C)	
	輛数	比率 A:B	輛数	比率 B:C	輛数	比率 C:C
大型トラック	六四四三	八六.七%	九七七	一三.三%	七四二〇	一〇〇%
小型トラック	二二四四	九三.四%	一五九	六.六%	二四〇三	一〇〇%
牛馬草	五四六三	七六.三%	一七〇〇	二三.七%	七一六三	一〇〇%

(9) 取扱数量「日進」の分は昭和二十二年一月至二十二年十二月、その他の業者の分は自二十二年四月至二十二年三月)

取扱数量	「日進」(A)		「日進」以外の業者(B)		計(C)	
	屯数	比率	屯数	比率	屯数	比率
	10,933,070	83.3%	1,955,226	16.7%	12,888,296	100%

(10) 作業数量「日進」の分は自昭和二十二年一月至二十二年十二月、その他の業者の分は自二十二年四月至二十二年三月)

作業数量	「日進」(A)		「日進」以外の業者(B)		計(C)	
	屯数	比率	屯数	比率	屯数	比率
	4,479,978	80.5%	1,056,316	19.5%	5,536,294	100%

11 專業能力の昭和十六年と昭和二十二年との比較

事務員	昭和十六年九月末(A)	昭和二十二年九月末(B)	比率(B:A)
	5,250人	39,699人	7.5倍

作業員	計		比率(B:A)
	取扱数量	作業数量	
作業者	1,119人	6,523人	5.8.3倍
取扱数量	6,369屯	10,933.070屯	1.6.4倍
作業数量	3,045.026屯	10,933.070屯	3.5.9倍
大型トラツク	5,439.558屯	4,347.997屯	7.9倍
小型トラツク	2,522輛	6,443輛	2.5.5倍
馬	1,6輛	2,244輛	1.40.2倍
牛	1,200輛	5,463輛	4.5倍

(註) Aの取扱数量、作業数量はいずれも昭和十五年十月から十六年九月までの一ヶ年分
 Bの取扱数量、作業数量は、いずれも昭和二十二年一月から二十二年十二月までの一ヶ年分

右のように値々六年間に「日進」の規模が非常に増大したのは主として戦時中における同業者併呑の結果である。
 12に示したように、同業者と比較すれば極めて大きな勢力であるが潜在勢力を考慮に入れても「日進」の勢力は甚だ大である。

「日通」取扱		「日通」による集配	
荷主持込引取	三、四六三、五三九屯	一七%	三六%
計	六、五五一、四八九屯	三二%	六四%
「日通」以外の小運送業者扱	一、〇〇一、四七五、二八屯	四九%	一〇〇%
荷主直扱	二、〇六五、九九三屯	一〇%	
合 計	八、一〇六、五二五屯	四一%	
	二、〇一八、六五七、四六屯	一〇〇%	

(昭和二十一年四月より二十二年三月までの一ケ年間)

即ち全国鐵道發着貨物のうち、「日通」一社を以て四九%を取り扱っており、そのうちの三六%は「日通」自身の手によつて集配している。

又全国貨物自動車のうち、「日通」の占める地位は次の通りである。

トロッコ業者の實在貨物自動車数	二六〇一八輛
自家用の	三五七三〇
小運送業者の	一、〇四六
「日通」の	六二三四
	(除「日通」)

計 六九〇二八

(昭和二十二年三月末現在、尙この表は所有の分だけを示し備車を含まない。)

即ち「日通」一社を以て全国貨物自動車数の約一割を占めている。

更に小運搬具について見れば次の通りである。

小運搬業者所有牛馬車数	一九五〇三八輛
小運送業者	三二六
「日通」	四〇三六
	(除「日通」)
計	一九九四〇〇

(小運搬業者の分は昭和二十二年六月末現在、その他は二十二年三月末現在、尙この表は所有の分だけを示し備車を含まない。)

13 交互計算事業

「日通」は兼業として交互計算事業を営んでいる。右の事業は自由営業であるが現在同社に
より獨占されている。

交互計算取扱高は昭和二十二年において口数六九四、〇九七口、金額にして一、一四二、
一四六、七五六圓に達している。

14 貨物引換證の整理保證業務

「日通」は又兼業として貨物引換證の整理保證業務を行つてゐる。右の専業も自由營業であるが現在同社の獨占するところである。引換證發行取扱は昭和二十二年度において三一、四五四通に達してゐる。

15. 加盟店制度

「日通」は、「貨社の沿革」において述べるように、國際通運を母体として六つの計算會社を合併して設立されたのであるが、もとの各社はそれぞれ取引店との間に代理店又は取引店若しくは計算加盟店契約を締結し連絡統制を強化してゐたので、「日通」はこれらの各店と引續き加盟店契約を結び連絡統制をし取引の圓滑を期してゐる。即ち昭和二十二年三月末現在「日通」以外の小運送業者数は三〇九社存在し、そのうち「日通」と加盟店契約を締結してゐるものは二三三社（七五%）で、契約してゐないものは小運送業を専業としないものが又は限定免許者である。同社の舊む前記交互計算は、加盟店相互間、加盟店と「日通」又は特定の者との間の取引より生じる債權債務の決済にだけ行われる。又貨物引換證の整理保證は同様、加盟店相互間、加盟店と「日通」店所又は特定の店所間の運送品に對する引換證だけに行われる。

16. 元請業務

鐵道元請と輸送元請に分れてゐる。

(1) 鐵道元請 業務内容は次のようなものである。

- (イ) 小口扱貨物受託業務、同業貨配達作業、同積卸作業
- (ロ) 手小荷物配達作業、小荷物受託業務、同積卸作業
- (ハ) 貨車入換作業
- (ニ) 省社後継作業、鉄軌線及び自動車渡線線における車扱積込作業
- (ホ) 自動車線委託業務

即ちこれらの業務は元來鐵道が直營すべきものを「日通」に下請させてゐるのであつて、同社の直轄店所が存在する驛所においてはその直轄店所がこれに當り、そうでない驛所においてはその加盟店に下請させてゐる。しかしこれらの業務は本年四月一日より六月九日までの間に鐵道に還元した。

(2) 輸送元請

諸官廳の福利物資、官用品、公園等に所屬する物資の輸送を元請するもの、即ち一元的運送の請負契約をなすものであり、その對象物資の主なもの、米、麥、煙草、酒類、麥酒、木材、薪炭、織雜品、肥料等である。

輸送元請について全圖三七八支店のうち主として縣廳所在地の支店を主管店と稱し輸送元請關係の總括的業務を行い、各支店又は加盟店（地區廻送を含む。）は作業店としてこの作業に當り主管店から作業料金、下請料金の支給を受けている。現在のよ様に物資の統制を尙必要とする時代においてはこのような元請業務の發生するのほやむをえなす。

元請契約それ自体は、なんら排他的な獨占的契約ではないが全國的網狀組織を持つてゐる。「日通」の一括引請のもとにその組織を利用して計畫輸送し、統制物資の需給調節を圖るとは福かに便利で圓滑に推進できるため同社の獨占するところとなつてゐる。

現在小運送業非において元請業務を引き受ける組織、施設等を持つてゐるものは「日通」以外にないので、同社が全國業者を下請の作業店として支配してゐる事實は見逃せなす。

17倉庫業

「日通」の運営倉庫は次の通りである。

發券倉庫	二〇八六一坪
非發券倉庫	七六七七八
計	九九六三九

（昭和二十二年九月末現在）

これを假に倉庫業者の營業倉庫坪数と比較すれば次表の通りである。

「日通」所管倉庫	九九六三九坪
三菱倉庫	九四三七四
三井倉庫	七〇七九五
住友倉庫	四三二七二
澁澤倉庫	二二一二二

（「日通」は二十二年九月末現在、他は二十二年十二月末現在）

右表のように、經營面積においては一流倉庫業者と匹敵するが、「日通」の倉庫業は本質的には小運送業に附帯して行われる貨物保管を主体とするものである。

18海運業

「日通」は、小運送の一部又はその先行乃至後續の一部門として小運送業の圓滑な運営を圖るため、その關連事業として倉庫業と同様海運業を營んでゐるが、その業務内容は、一つには鐵道發着貨物を解船によつて河川を利用して集配するものと二つには主として船車連絡貨物を解船後帆船等によつて貨車から本船へ又は本船から貨車へ運搬し、それに伴つて船内荷役、沿岸作業等を行うものである。

「日通」は、昭和二十二年九月末現在において發動機船七四隻、解船三六四隻を所有し、青森、大湊、三角、富山港等においては大きな勢力を持つてゐる。

(參照) 昭和二十四年三月末現在において機帆船二六隻、曳船四二隻、解船二七六隻を所有してゐる。

19. 「日通」は、昭和二十二年二月二十二日現在において四二三社の株式(帳簿價額八二、二五六、七六五圓)を持ち、三二三組合に出資(帳簿價額二、八五三、六五八圓)してゐるが、これらのうちには數次の統合によつて被合併會社所有のものが引き継がれたものもある。投資會社は主として自動車修理會社、荷造會社、地場運送會社、港運會社等であるが、地場運送會社、港運會社はそれぞれその所在の地方において獨占的な場合もあり、従つて「日通」はその株式保有によつて、それらの業界に大きな勢力を持つてゐる。

(參照) 昭和二十四年六月末現在において

二四〇社の株式(帳簿價額 八六八一、一八五圓)

二三七組合の出資證券(帳簿價額二、七九九三八六圓)を持つてゐる。

20. 軍需部門における重要産業團體令に基く各種統制會の設立に呼應して昭和十七年八月小運送會が創立された。即ち各管理部小運送會、各鐵道局小運送會があり、その上部機關と

して全國小運送會が設立され、その會長、副會長は「日通」の社長、副社長が就任した。その目的とするところは鐵道省の指導監督及び「日通」の統制に違ひ、鐵道運送と小運送との一体化、小運送業務の改善、荷主の便益増進を圖るにあつたが、既に全國主要地域における小運送業運営は「日通」の一元的運営に移され、それ自身が統制的業務を行うに至つたとともに、運輸省の監督機構も整備したため、他の一般統制會のような統制力を保有することゝを必要とせず主として政府との連絡機關としての性格を以て終始した。

21. 現在の發行全株式数は四、三〇五、一五一株で、そのうち日本國有鐵道所有株式は九九〇、〇〇〇株二三%に當り絶体的の大株主である。これ以外には總株数の一割以上を持つてゐる株主はなし。

22. 會社の沿革

大正七年頃小運送業者は約八、〇〇〇も濫立してゐたので鐵道省は大正八年公認運送店制度を布き更に昭和二年指定運送店制度に改めたが此兩制度は小運送業を自由營業としたため業者の續出を防止することが出来なかつたので昭和十一年小運送制度改善委員會を設けその對策を研究討論の結果その結論として鐵道大臣に對し

A 半官半民の統轄會社を設立すること

B 運送取扱業を許可營業とすること

を通告した。

それに基き昭和十二年小運送業法（法律第四十五號）と日本通運株式會社法（法律第四十六號）を議會に提出しその協賛をえた。

即ち「日通」は「日本通運株式會社法」によつて

一、小運送業者の取引により生じる債權債務の決済

二、貨物引換證の整理及び保證

三、小運送業の助成

四、小運送業及びこれに附帶する事業

を事業目的とし同年十月一日設立された。

創立當時計算會社たる次の七社の財産出資と政府の現金出資をえて資本金三、五〇〇萬圓を以て出發したのである。

一、國際通運株式會社

二、株式會社運送計算所

三、帝國運送計算保證株式會社

四、北海運送保證計算株式會社

五、丸同明治計算保證株式會社

六、明治運輸株式會社

七、久運株式會社

日本通運株式會社法の主な目的は交互計算と貨物引換證の整理保證に任じる單一の統轄機關を設立することであり、小運送業法は業者の濫立と交互計算による系統争いを抑えるために小運送業を免許制にすることにあつた。

小運送業法實施當時中央に「日通」があり、鐵道各線に免許業者七、九九一店があつたが、昭和十六年には業界の契約合同の結果四、九一〇店となり大都市を除き概ね一線一店制の實現を見るに至つた。

しかし支那事變の長期化に伴い鐵道省は小運送業者の綜合的・一体的運営の必要を認め昭和十六年九月「特殊地方に於ける陸上小運送對策に關する件」を省議として決定した。その一項「省は日本通運株式會社をして必要地域内に於ける鐵道小運送業を合併買収せしめ事業の一元的運営を行わしむること」によつて今まで純粹に統轄會社として計置されその現業部門を海運貨物の小運送と臺灣における鐵道小運送に限定して運営されてきた「日通」が現業に進出する基本方針が確立された。

第一次 統合

右の方針に基き、鉄道省は差當り特殊地域として六大都市（東京、横濱、名古屋、大阪、京都、神戸）及びその近郊を指定し、これら業者の統合は行政的意図によつて行うのを原則とするが必要ある場合には法稅（運送統制令）の發効をも辭せない態度で臨んだ。

昭和十六年十月「日通」はまず東京、横濱、名古屋、大阪の四大都市五七業者を統合し、昭和十七年三月神戸、京都の業者も合併された。

第二次 統合

六大都市について小運送業の逼迫度の異なる地域における業者の統合が第一次の方法に準じて行われた。

即ち昭和十七年一月各鐵道局長宛の通牒によつて八十五都市が指定され、同年五月統合を完了。地方「日通」に合併しない地域の小運送業者は經濟事情を同じくする各一定地域内に相互合併して鐵道合同又は地區合同を形成し、そのうち合同變更に「日通」に合併するに至つたものもある。

その後北海道地區のように業者自身の申出によるもの、「日通」自体の意圖に基くもの、政府（鐵道省、鐵道局、管理課）の意圖によるもの等總計四七業者を統合し、そのため資本金を一

一一、七五七、五五〇圓増額した。

合併順位	被合併社數	合併に伴う増加資本金	「日通」及び被合併會社 合併決議の總會年月日
第一次	五七社	二〇、四三六、六〇〇圓	昭和十六年（一九四一年）一〇月三〇日
第二次	一一五社	二〇、六〇〇、三三〇圓	昭和十七年（一九四二年）三月九日
第三次	八社	五、二一三、〇五〇圓	（ ）五月二二日
第四次	三三社	一、一三三、五〇〇圓	昭和十九年（一九四四年）九月一五日
第五次	一社	一九〇〇、〇〇圓	（ ）十一月二五日
第六次	六社		昭和二十年（一九四五年）三月二〇日
第七次	九〇社		（ ）八月一五日
第八次	五九社	五、三九六、七五五〇圓	（ ）九月二〇日
第九次	四八社		（ ）十一月二六日
合計	四一七社	一一一、七五七、五五〇圓	

昭和二十四年十二月三日

持株會社整理委員會

委員長 野田 岩次郎

二四公總第九二三號

昭和二十四年十二月二十一日

公正取引委員會

委員長 中山 喜久松

持株會社整理委員會

委員長 野田 岩次郎 殿

昭和二十四年十二月三日附日本通運株式會社に對する
再編成計畫に關する指令案に關する件

首題の件について、過度經濟力集中排除法（昭和二十二年法律第二百七號）第十條の規定によ
り、當委員會は左記の通り意見を貴委員會に申述べる。

記

一、日本通運株式會社（指定者番號二九八）に對する十二月三日附貴委員會指令案によれば、同

社は分割再編成の對象となることなく依然として強大な專業能力を保有するものと認められる。當委員會としてはこの點に關し私的獨占の禁止及び公正取引の確保に關する法律（昭和二十二年法律第五十四號）の觀點より重大な關心を有することを特に表明する。

二、然し乍ら、通運事業における自由競争は、最近の立法措置に依つて可能となり、漸やくその緒に附いた許りであるから、今後の實情を十分監視することとし、此の際における同社專業の分割再編成の必要の有無については、最終的な結論を留保することとした。

従つて今後の事情の推移の如何によつては、當委員會は、獨目の立場から、同社の專業の全部又は一部（特定地域における通運事業又は港灣荷役事業等）について再検討を加えることあるべきことを特に明らかにしておきたい。

三、尙現在の段階に於ても、他の事業者が容易に小運送業を起す機会を確保し貴指令案の趣旨をより一層有效ならしめるために貴指令案に左の事項を追加し又は變更することが適當であると考ふる。

(1) 指令案第五項(A)又は(B)によつて日通が譲渡又は賃貸した驛施設を、終結指令の通達された日から五ヶ年以内の期間中に日通が譲受け又は返還を受けてはならず、又これらの驛施設を一ヶ月以上の長期契約によつて借受けてはならないこと。

(2) 富山縣小運送自動車株式會社、藝南自動車運輸株式會社、周東貨物自動車株式會社の各社發行株式を指令案別表(一)より除き、これらの株式を指令案第五項(B)により處分すること。

(3) 「日本通運株式會社」という商號若しくは「日通」という同會社の通稱（これらを外國語に翻譯したものを含む。）又はこれらと類似の商號若しくは會社の通稱の使用を禁止すること。

(4) 交互計算事業及び貨物引換證の整理保證業務は、これを一切、決定指令の通達された日から起算して一年以内に廢止すること。

二五公調第十四號

二五公總第三四號

昭和廿五年一月十七日

公正取引委員會

委員長 中山喜久松

持株會社整理委員會

委員長 野田岩次郎 殿

昭和二十四年十二月三日附日本通運株式會社に
對する再編成計畫に關する指令案に關する件

首題の件について、去昭和二十四年十二月二十一日附二四公總第九二三號弊信をもつて、當
委員會が、過度經濟力集中排除法（昭和二十二年法律第二百七號）第十條の規定に依り當委員
會の意見を申述べた趣旨はさきに小官より口頭にて御説明申上げた通り貴指令案は、私的獨占
の禁止及び公正取引の確保に關する法律（昭和二十二年法律第五十四號）第八條の規定に照し、
充分でないと思はれたるものである。

特に、右弊信第三項(ロ)及び(ハ)の措置は、「日通」の保有する「不當な事業能力の較差」を排
除するためには是非共必要な措置であると考えていることを、重ねて申入れる。

委員會指示第九十二號

昭和二十四年十二月三日

持株會社整理委員會

委員長 野田岩次郎

舊日本無線株式會社

清算人 河野廣水 殿

本委員會令第九條第三號の規定に基き、昭和二十四年十一月三十日以降貴社の清算の遂行は、本委員會において、指導監督することとなりました。ついで、同日以降清算終了に到るまでの期間における行爲については、左記によられるよう、同令第十八條及び第十九條の規定に従ひ指示致します。

記

一、左記行爲については、本委員會の指示するものを除き、事前に委員會の承認を受けること。

(一) 債務の辨濟その他債務を消滅せしむる行爲

- (二) 新たなる債権の取得、債務の負擔若しくは引受け又は債務の保證をなす行爲
 - (三) 資産の取得又は處分に關する行爲
 - (四) 清算人、監査役、検査人、その他主要なる地位にある職員任免に關する行爲
 - (五) 株主總會の開催に關する行爲
 - (六) 残余財産の分配に關する行爲
 - (七) 一切の裁判上の行爲
 - (八) 職員に對する退職金又は賞與の支拂及び職員よりの預り金の支拂
- 二、毎月中の收支については、前月末までにその予算を提出し、本委員會の承認を受けること。
- 三、清算人は、左の報告書を本委員會に提出のこと。
- (一) 毎月の清算遂行状況報告書（翌月十五日までに提出）
 - (二) 毎月末貸借対照表及び資産負債内訳表（右に同じ）
 - (三) 毎月の收支報告書（右に同じ）
 - (四) その他本委員會の要求する報告書

委員會指示第九十三號

昭和二十四年十二月三日

持株會社整理委員會
委員長 野田 岩次郎

沖電氣株式會社
清算人 神戸 捨二 殿

本委員會令第九條第三號の規定に基き、昭和二十四年十一月一日以降貴社の清算の遂行は、本委員會において、指導監督することとなりました。ついては、同日以降清算結了に到るまでの期間における行爲については、左記によられるよう、同令第十八條及び第十九條の規定に従ひ指示致します。

記

一、左記行爲については、本委員會の指示するものを除き、事前に委員會の承認を受けること。
(一) 債務の辨濟その他債務を消滅せしむる行爲

- (二) 新たな債権の取得、債務の負擔若しくは引受け又は債務の保證をなす行爲
 - (三) 資産の取得又は處分に關する行爲
 - (四) 清算人、監査役、検査人、その他主要なる地位にある職員任免に關する行爲
 - (五) 株主總會の開催に關する行爲
 - (六) 殘余財産の分配に關する行爲
 - (七) 一切の裁判上の行爲
 - (八) 職員に對する退職金又は賞與の支拂及び職員よりの預り金の支拂
- 二、毎月中の收支については、前月末までにその予算を提出し、本委員會の承認を受けること。
- 三、清算人は、左の報告書を本委員會に提出のこと。
- (一) 毎月の清算遂行状況報告書（翌月十五日までに提出）
 - (二) 毎月末貸借対照表及び資産負債内譯表（右に同じ）
 - (三) 毎月の收支報告書（右に同じ）
 - (四) その他本委員會の要求する報告書

委員會指示第九十四號
 昭和二十四年十二月二十八日

持株會社整理委員會
 委員長 野田 岩次郎

理研工業株式會社
 清算人 加藤 徳衛 殿

本委員會令第九條第三條の規定に基き昭和二十四年十二月十日以降貴社の清算の遂行は、本委員會に於て指導監督することとなりました。ついでに同日以降清算終了に至るまでの期間に於ける行爲については左記によられるよう同令第十八條及び第十九條の規定に従ひ指示致します。

記

- 一、左記行爲については、本委員會の指示するものを除き、事前に本委員會の承認を受けること。
- (一) 債務の辨別その他債務を消滅せしむる行爲

- (二) 新たなる債権の取得、債務の負擔若しくは引受又は債権の保蔵をなす行爲
 - (三) 資産の取得又は處分に關する行爲
 - (四) 清算人、監査役、検査人その他主要なる地位にある職員任免に關する行爲
 - (五) 株主總會の開催に關する行爲
 - (六) 残余財産の分配に關する行爲
 - (七) 一切の裁判上の行爲
 - (八) 職員に對する退職金又は賞與の支拂及び職員よりの預り金の支拂
- 二 毎月中の收支については、前月末まではその豫算を提出し、本委員會の承認を受けること。
- 三 清算人は左の報告書を本委員會に提出のこと。
- (一) 毎月の清算遂行状況報告書（翌月十五日迄に提出）
 - (二) 毎月末貸借対照表及び資産、負債内訳表（右に同じ）
 - (三) 毎月の收支報告書（右に同じ）
 - (四) その他本委員會の要求する報告書

持株會社整理委員會

昭和二十二年法律第二百七號第三條 により指定された	指定者番號 一五〇
日本化藥株式會社の件	

手續終結指令

一、昭和二十二年法律第二百七號第三條に基いて過度の經濟力の集中として昭和二十三年二月八日指定された日本化藥株式会社（以下化藥という。）に對し、委員會は、昭和二十四年六月四日決定指令を以て化藥が直接或いは間接に所有する他社の株式をすべて處分すべきことを指令した。又化藥はその指令の日から三十日以内に右株式の處分計畫書を委員會に提出すべきことを指令した。

二、化藥は、右指令に基き昭和二十四年七月二日他社株式處分計畫書を委員會に提出し、委員會は昭和二十四年九月二十八日この處分計畫書を承認した。

三、化藥は、委員會の承認をうけた他社株式處分計畫に従い株式の處分を實行し、昭和二十四年十一月廿六日他社株式處分實施完了報告を委員會に提出した。

四、委員會は、化藥に對する決定指令の實行が完了したことを認め、下記の通り指令する。

五、昭和二十二年法律第二百七號第三條の指定に基き化藥に關する手續の終結を、過度經濟力集中排除法に基き手續規則第五十一條により指令する。

六、この指令は、監視の爲公正取引委員會に移管するものとする。

てはならない。

昭和二十四年十二月二十八日

持株會社整理委員會
委員長 野田 岩次郎

企(中)第一號 九二九

三菱重工業(株)

整備計畫 千代田區

法第五條第一項 造船業、各種車輛、自動車、機械器具製造業
制限會社 一〇〇〇〇〇〇〇(七五〇〇〇〇〇)

特別管理人

岡野保次郎(社長)

稻生光吉(常務)

中村恒久(常務)

小笠原光雄(千代田)

池田麟藏(朝日信託)

小林正一郎(閉鎖機關)

一、第二會社設立解散

二、解散第二會社設立後一ヶ月

清算人岡野保次郎外四名

集排決定指令ニヨル

三、第二會社設立(三社)

(1)東日本重工業(株) 七〇〇〇〇〇〇 千代田區 船舶車輛機械器具等

發起設立 認可後四ヶ月以内

實 資 一〇、二八五 (固定)
 現物出資 七〇〇、〇〇〇 (固定) 一九七、一七 流動五八〇、二八三
 譲渡(無償) 二、五六三、八九五 (流動)
 特別 A% 四、五〇〇〇
 承継債務(新%) 三、五九九、九二三
 積立金(退職) 八、九七二

② 中日本重工業株(三〇〇、〇〇〇) 神戸市船舶車輻機器具等

發起設立 認可後四ヶ月以内
 實 資 四〇〇、一六 (固定)
 現物出資 一、三〇〇、〇〇〇 (固定) 三、三七九 流動九九六、六一
 譲渡(無償) 三、〇二〇、五二八 (流動)
 特別 A% 五、五〇〇〇
 承継債務(新%) 一、〇五三、二五四
 積立金(退職) 二、二七四

③ 西日本重工業株 九〇〇、〇〇〇 千代田區船組車輻機器具等

發起設立 認可後四ヶ月以内
 實 資 八八六、七 (固定)
 現物出資 九〇〇、〇〇〇 (固定) 二、五四一、六〇 流動六四、五八四〇
 譲渡(無償) 三、二四一、二四四 (流動)
 特別 A% 五〇、〇〇〇
 承継債務(新%) 三、二七八、〇六一
 積立金(退職) 一、三二八、三

(4) 株式處分

東日本 一、〇〇〇、〇〇〇 株 戦補物納二、七七八、四〇二 殘存一、二二二、五九八
 中日本 二、六〇〇、〇〇〇 〃 〃 三、三〇二、七四六 〃 〃 二、六九七、二五四
 西日本 一、八〇〇、〇〇〇 〃 〃 二、二八六、五一六 〃 〃 一、五七一、三四八
 舊株主及舊債権者間

東日本 以七四四、六九〇 (〇、一一八六) 舊株主 (一、二株ニ對シ) 舊債権者 (負擔額千圓ニ對シ)
 七四七、六九〇 (五、二七株)

中日本 八八一、五五六 (Q2222) 一三、八八五、六八八 (九七九株)
 西日本 六一〇〇三一四 (Q1525) 六一〇〇三一四 (六七七株)

株主御當期日 認可後四ヶ月以内ノ特管人ノ冠ノル日

四資 産 處 分

(1) 蓄 A/O 處分見込

土 地	四〇二五七	見込	一七八三五	買 取	外
建 物	一七七二五	見込	五七二六	買 取	外
運 物	八九四六六	見込	四〇〇五七	買 取	外
	五九六八	見込	一五二七	買 取	外
帶 薬 物	三二四三	見込	六二一一	買 取	外
	一、八五七	見込	二九八	買 取	外
機 械 装 置	二五八八六	見込	五、二二二	買 取	外
	五二八四	見込	三、四六四	買 取	外
船 舶	五五〇	見込	一、九四六	買 取	外
車 輛 運 搬 具	一、〇九三	見込	四、二七二	買 取	外
	六七五	見込	一〇四	買 取	外

工具機具	一一五七	見込	二、四四〇	買 取	外
建設假 A/O	四一	見込	四一	買 取	外
原材料	一四六四九六	見込	四、六八三、二二	買 取	外
	三六三一五	見込	一〇、一九七	買 取	外
仕掛品	一八	見込	五	買 取	外
簿外(固定)	〇	見込	三、八九四	買 取	外
(欄卸)	〇	見込	三、三六四	買 取	外
合計	三、七六〇、三三	見込	一、一三九、九八	買 取	外
内詳 益ノ分	三〇八、一四九	見込	一、一九六、二八	買 取	外
損ノ分	六七八、八四	見込	二〇、三六一	買 取	外

(2) 蓄 A/O 處分不能

建 物	二〇、九四一
構 築 物	一〇、七七四
機 械 装 置	二、七四〇
船 舶	一、四四九
車 輛 運 搬 具	一、七七八
工 具 機 具	一、七七八

賠償指定施設

事務用什器
消耗工具
計

一、二、四、九、六、一、七、三、四、九、〇、五

(8) 新% 處分見込

土地	二、一、七、八	見込	一、四、五、五	林寅市	外
建物	一、三、九、八		一、二、八、〇	廣島鐵道局	外
建物	五、二、七		三、五、〇、六	岡五郎	外
建物	九、〇、七		二、一、六	廣島市	外
精製物	三、三、一		三、一	岡五郎	外
精製物	三、三、二		〇	岡五郎	外
機械装置	一、一、二、八		三、四、二、一	提頓業	所
機械装置	一、〇、三、五		七、八、七	未	定
船舶	一、六、一、四		二、五、七、五	未	定
船舶	一、七、一、三		一、七、一、三	山九運輸(株)	外
車輛運搬具	九、〇		九、〇	東洋製鐵(株)	外
車輛運搬具	五		五	未	定
工具器具	五		五	未	定
合計	九、九、五、八		二、八、一、七、五		
内訳	益ノ分	四、四、七、七	二、四、〇、八、三		
内訳	損ノ分	五、四、八、一	四、〇、九、二		

五箇債權條件變更

千代田	一、三、一、六、六、二、五	新舊%	併合後六ヶ月二八錢
社債	八、六、四、五	新舊%	併合後一年以内
閉鎖機關	一、九、九、八、三、二	新舊%	併合後六ヶ月二八錢
興銀	二、二、六	同	右
厚生省	一、〇、〇、九、一	新舊%	併合後一ケ年以内年六分
通産省	一、四、五、七	新舊%	併合後一ケ年以内年六分

大曾會社新株主ニ對シ殘余財産ノ分配トシテ第一會社株式ヲ交付スル
七公告日 二限七七一〇
異議申立 ナシ

備考

專前増資一、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇認可済
未拂込ハ六月二十日拂込期日ニテ徴收済

特別損失内訳

損失 (A) 戦 補 税 (B) 在 外 (C) 封 (D) 債 権 (E) 式 (F) 未 拂 込 被 償 収 (G) 繰 延 経 理 (H) 繰 損 及 當 損 (I) 管 理 費 用 (J) 處 分 損 (K) 波 償 損 (L) 計 (M) 内 訳		利益 (N) (積 立 金)	
(A) 戦 補 税	1,200,000	(N) 繰 入	2,500,000
(B) 在 外	1,000,000	(O) 果 實	3,000,000
(C) 封	1,000,000	(P) 處 分 益	1,000,000
(D) 債 権	1,000,000	(Q) 保 險 收 入	3,000,000
(E) 式	1,000,000	(R) 賠 償 施 設 使 用 料	1,000,000
(F) 未 拂 込 被 償 収	1,000,000	(S) 則 八ノ二	1,000,000
(G) 繰 延 経 理	1,000,000	(T) 其 他 益	1,000,000
(H) 繰 損 及 當 損	1,000,000	(U) 未 整 理 留 保	1,000,000
(I) 管 理 費 用	1,000,000	(V) 返 還 財 産 債 償	1,000,000
(J) 處 分 損	1,000,000	(W) 壓 縮 益	1,000,000
(K) 波 償 損	1,000,000	(X) 解 算 益	1,000,000
(L) 計	1,000,000	(Y) 新 Aノ〇 棚	1,000,000
(M) 内 訳		(Z) 新 Aノ〇 固	1,000,000

第二會社予想 B / 8

借方

勘定科目	借方			勘定科目	貸方		
	東日本 重工業株	中日本 重工業株	西日本 重工業株		東日本 重工業株	中日本 重工業株	西日本 重工業株
一 流動資産	三二五九三七八	三九七三三六	三二五九三七八	一 短期負債	三二五九三七八	三九七三三六	三二五九三七八
現金予金	(51,200)	(2,200)	(8,800)	短期借入金	(33,000)	(7,000)	(11,100)
短期貸付金	(1,100)	(2,000)	(1,000)	支拂勘定	(28,000)	(2,000)	(2,000)
前拂金	(1,000)	(1,000)	(1,000)	前受金	(2,000)	(1,000)	(1,000)
受取勘定	(2,000)	(2,000)	(2,000)	其ノ他	(2,000)	(1,000)	(2,000)
棚卸資産	七二八二二	一〇二二二	七二八二二	長期負債	五二〇〇〇	二二〇〇〇	一八二二
固定資産	二二九七	三〇七	五二一〇	其ノ他負債	五二〇〇〇	二二〇〇〇	一八二二
其ノ他資産	五八〇〇	二二八	一五七〇	公稱資本金	400,000	100,000	200,000
特別勘定	五五〇〇	五〇〇〇	五〇〇〇	積立金	八七二	二二七	一三二
計	三三〇八八九	三三七五七	三二九七五	計	三三〇八八九	三三七五七	三二九七五

七 未拂込資本金	九〇〇	1,300,000	六 未整理勘定	一,一四八,四九五
八 其ノ他資産	八一六七一	三,六三三	計	一,一四八,四九五
九 損失金	三,六三三	200,000		五八八,八六二
繰越損失	(3,633)			四九〇,六三三
當期損失	(10,700)	200,000		
一〇 戦補請求權	1,316,322			
一 在外資産	八〇八			
二 未整理勘定	一,一四八,四九五			
計	一,一四八,四九五			
帳外資産	三一九七	一〇七,四三		

企(中) 第五號 一五二七

東京芝浦電氣 (株)

整備計 備 川崎市堀川町
法第五條第一項 電氣機械器具製造販賣
制限會社 指定期限ニテ1000千圓(資本1000)
提出時28,000,000(20,000)

特別管理人

佐藤 喜一郎(常任)
佐分利 一武(頭取)
石坂 泰三(社長)
岩下 文雄(常務)

合併第二會社設立増資存續

合併(吸收)

東芝車輛(株) 20000車輛製造 全株買入

第二會社設立

(1) 東京電器株(長井工場)山形縣 10000千圓電器製造販賣
發起設立 認可後六ヶ月以内

現物出資 10000(固定10000 流動7969)
譲渡資産(無償)6100(流動5000 其他1100)

承継債務 新A/06100

株式處分(取締役會ノ定メル日 現在ノ株主ニ對シテ對0000)

(2)北芝電機株(松川工場) 福島縣一〇〇〇千圓電氣機械器具

發起設立 認可後六ヶ月以内

現物出資 一〇〇〇〇(固定一〇〇〇 流動一〇〇〇)

譲渡資産(無償)六〇〇〇(流動七〇〇 其他二〇〇)

承継債務 新A/06500

株式處分(取締役會ノ定メル日 現在ノ株主ニ對シテ對0000)

(8)昭和化成工業株(新潟工場) 新潟市八〇〇〇窯業化學製品

發起設立 認可後六ヶ月以内

現物出資 八〇〇〇(固定三〇〇 流動五〇〇)

譲渡資産(無償)六〇〇〇(流動六〇〇 其他八〇〇)

承継債務 新A/06900

株式處分(取締役會ノ定メル日 現在ノ株主ニ對シテ對0000)

(4)株)生物物理化學研究所(五泉工場) 東京都千代田區八〇〇〇醫藥品ノ製造販賣

發起設立 認可後六ヶ月以内

現物出資 八〇〇〇(固定六〇〇 流動二〇〇)

譲渡資産(無償)五〇〇〇(流動九〇〇 其他一〇〇)

承継債務 新A/06200

株式處分(取締役會ノ定メル日 現在ノ株主ニ對シテ對0000)

(6)東京電燈器具株(加茂工場) 新潟縣一五〇〇〇電氣器具

發起設立 認可後六ヶ月以内

現物出資 一五〇〇〇(固定一〇〇〇 流動五〇〇)

譲渡資産(無償)六〇〇〇(流動六〇〇 其他三〇〇)

承継債務 新A/06300

株式處分(取締役會ノ定メル日 現在ノ株主ニ對シテ對0000)

(6)生研製藥株(前橋工場及生物物理化學研究所) 川崎市五〇〇〇醫藥品ノ製造販賣

發起設立 認可後六ヶ月以内

現物出資 五〇〇〇(固定三〇〇 流動二〇〇 其他三〇〇)

借 貸 一〇〇〇

譲渡資産（無償）九四五

承継債務 新A/O九四五

株式会社處分（取締役會ノ定メル日 現在ノ株主ニ對シ一對〇〇〇〇〇〇）

(7) (株)足立製鋼所（足立工場）足立區三〇〇〇〇 金屬工業

發起設立 認可後六ヶ月以内

現物出資 三〇〇〇〇（固定六一六一 流動二三八三九）

譲渡資産（無償）四五八七六（流動四三三二六 其他二四五四〇）

承継債務 新A/O四三三二六

株式会社處分（取締役會ノ定メル日 現在ノ株主ニ對シ一對〇〇〇一五）

(8) タンガロイ工業(株)（塚越及富田林工場）千代田區三三〇〇〇 粉末冶金ニヨル製品ノ製造販賣

發起設立 認可後六ヶ月以内

現物出資 三三〇〇〇（固定七八七二 流動二七一三八）

譲渡資産（無償）一七七五〇（流動一四八三〇 其他二八八九）

承継債務 新A/O一七七五〇

株式会社處分（取締役會ノ定メル日 現在ノ株主ニ對シ一對〇〇一七）

(9) 東京電氣硝子(株)（小田榮工場）川崎市三〇〇〇 電球用硝子部品製造販賣

發起設立 認可後六ヶ月以内

現物出資 五〇〇〇（固定二二一七 流動一七八三）

譲渡資産（無償）三三九〇（流動二九七二 其他三一一八）

承継債務 新A/O三三九〇

株式会社處分（取締役會ノ定メル日 現在ノ株主ニ對シ一對〇〇〇五）

(10) 東京電氣器具(株)（大仁工場）静岡縣三三〇〇〇 電氣器具製造販賣

發起設立 認可後六ヶ月以内

現物出資 三三〇〇〇（固定二八八一 流動三二一一九）

譲渡資産（無償）一六七五〇（流動一五〇〇〇 其他一七五〇）

承継債務 新A/O一六七五〇

株式会社處分（取締役會ノ定メル日 現在ノ株主ニ對シ一對〇〇一七）

(11) 帝國化成(株)（大井川工場）静岡縣二二〇〇〇 体温計等ノ製造販賣

發起設立 認可後六ヶ月以内

現物出資 一一〇〇〇（固定三三九九 流動八三〇一）

總資產(無償) 九七八九 (流動八八九 其他二〇〇)

承継債務 新A/〇九四八九

株式處分(取締役員ノ定メル日 現在ノ株主ニ對シ一對五〇〇)

①東海煉材(株) (刈谷工場) 千代田區 三〇〇〇 耐火煉瓦等製造販賣

發起設立 認可後六ヶ月以内

現物出資 二五〇〇〇 (固定一八三六 流動一六一三)

總資產 一七三三〇 (流動一五三九二 其他一九三八)

承継債務 新A/〇一七三三〇

株式處分(取締役員ノ定メル日 現在ノ株主ニ對シ一對五〇〇)

②東京電氣無線(株) (神戸工場) 兵庫縣 二〇〇〇 通信機器ノ販賣

發起設立 認可後六ヶ月以内

現物出資 五〇〇〇〇 (固定三六〇 流動一四〇)

總資產 三六九〇 (流動三六一六 其他二三三)

承継債務 新A/〇三六九〇

株式處分(取締役員ノ定メル日 現在ノ株主ニ對シ一對五〇〇)

④西芝製機(株) (網干工場) 姫路市 三〇〇〇 電氣機械器具ノ製造販賣

發起設立 認可後六ヶ月以内

現物出資 三〇〇〇〇 (固定二〇八六一 流動九一〇八)

總資產 五六一三 (流動三七八三 其他二三八)

承継債務 新A/〇五六一三

株式處分(取締役員ノ定メル日 現在ノ株主ニ對シ一對五〇〇)

四 資 産 處 分
(1) 包 括 處 分

場 工 南 湘					場 工 原 茂					工場名		
建設假 A/O	工具 器具	車輛運搬 器具	機械裝 置	織物	建築物	土地	小計	建設假 A/O	機 物	建築物	土地	科目
11	05	10	00	00	00	00	00	00	00	00	00	新 A/O
		1	00									舊 A/O
			10000						20000			處分見込額
	小柳牧衛		八代正昭						東京真空管 (株)			處分先

計合	場工廠						場工原社									
	總計	棚卸資産	固定資産	小計	建設假A/O	工具器具	車輛運搬具	機械裝置	樽藥物	建物	小計	棚卸資産	建設假A/O	工具器具	車輛運搬具	機械裝置
100,795	7,961	21,177	8,798	5,810	6,433	1,428	3,494	2,250	1,950	1,950	7,866	1,071	1,071	1,071	1,118	1,118
1,270	1,270	1,270	1,270													
1,270	7,961	21,177	8,798	5,810	6,433	1,428	3,494	2,250	1,950	1,950	7,866	1,071	1,071	1,071	1,118	1,118
	新A/O	新A/O					平和木材工業(株)									
	舊A/O	新A/O														

(2) 舊A/O個別處分

土地	建物	構築物	機械裝置	船舶	車輛運搬具	工具器具	事務用備品	建設假A/O	小計	棚卸資産	合計	土地	建物	構築物	機械裝置	船舶	車輛運搬具	工具器具	事務用備品	建設假A/O	小計	棚卸資産	合計		
見込額	見込額											見込額	見込額												
4,493	4,493	1,033	2,277	2,277	2,277	2,277	2,277	1,071	1,071	2,071	2,071	4,493	4,493												
處分先	處分先	未	未	未	未	未	未	未	未	未	未	處分先	處分先	未	未	未	未	未	未	未	未	未	未	未	
	新與機器外多數白石軍治外多數口			芝浦海運株式會社外				聯合紙器株式會社外																	
未定	未定	未定	未定	未定	未定	未定	未定	未定	未定	未定	未定	未定	未定	未定	未定	未定	未定	未定	未定	未定	未定	未定	未定	未定	

(8) 新A/O個別處分

八其ノ他資産	五七五二	五八六六五	一四七五五
九損失金	八八七	九〇〇	
繰越損失	一七八五		
當期損失	(一五五五)		
一〇 配補請求權	八四九		
一一 在外資産	八八〇		
一二 未整理勘定	四〇		
計	FOURTY TWO THOUSAND FOUR HUNDRED AND EIGHTY TWO		
計	FOURTY TWO THOUSAND FOUR HUNDRED AND EIGHTY TWO		

北芝電機株 (松川工場)

借		貸	
勘定科目	金額	勘定科目	金額
一、流動資産	一九七八八	一、短期負債	九五四三
現金予金	(一〇〇〇)	支拂勘定	(九五一三)
前勘金	(四五〇)	其ノ他	(三〇)
受取勘定	(四〇)	五公稱資本金	一五〇〇〇
棚卸資産	(二八二九八)		
五固定資産	二四六五		
八其ノ他資産	二二九〇		
計	二四五四三	計	二四五四三

東京電器(株) (長井工場)

借		貸	
勘定科目	金額	勘定科目	金額
一、流動資産	一、三五〇一	一、短期負債	六、一〇〇
現金予金	(一、〇〇〇)	支拂勘定	(六、一〇〇)
受取勘定	(五四〇一)	五、公稱資本金	一、〇〇〇〇
棚卸資産	(七、一〇〇)		
五、固定資産	二、〇三一		
八、其他資産	五六八		
計	一、六一〇〇	計	一、六一〇〇

昭和化成工業(株) (新潟工場)

借		貸	
勘定科目	金額	勘定科目	金額
一、流動資産	一、〇七八一	一、短期負債	六、七八八
現金予金	(一、二〇〇)	支拂勘定	(六、七八一)
前拂金	(一六)	其、其他	(七)
受取勘定	(二、九一四)	三、其、他負債	二〇五
棚卸資産	(六、六五一)	五、公稱資本金	八、〇〇〇
五、固定資産	三、三六四		
(内建設費%)	(六八〇)		
八、其他資産	八四八		
計	一、四九九三	計	一、四九九三

(株) 生物理化學研究所

借		貸	
勘定科目	金額	勘定科目	金額
一、流動資産	一〇、三八二	一、短期負債	四、九〇〇
現金予金	(六三〇)	支拂勘定	(四、九〇〇)
前拂金	(七三)	三、其ノ他負債	一、〇〇〇
受取勘定	(三、九三四)	五、公稱資本金	八、〇〇〇
棚卸資産	(六、七四五)		
五、固定資産	二、六〇八		
八、其ノ他資産	九一〇		
計	一三、九〇〇	計	一三、九〇〇

東京電灯器具(株)

借		貸	
勘定科目	金額	勘定科目	金額
一、流動資産	二〇、五六三	一、短期負債	九、〇五〇
現金予金	(四、〇〇〇)	支拂勘定	(九、〇五〇)
受取勘定	(二、〇〇〇)	五、公稱資本金	一五、〇〇〇
棚卸資産	(一、四五六)		
五、固定資産	三、〇三七		
八、其ノ他資産	四五〇		
計	二四、〇五〇	計	二四、〇五〇

生研製業（採）

借		貸	
勘定科目	金額	勘定科目	金額
一、流動資産	四六二二	一、短期負債	九四五
現金・預金	(七〇〇)	未拂勘定	(九四五)
受取勘定	(二〇〇〇)	五、公稱資本金	五〇〇〇
前払資産	(一、九二二)		
五、固定資産	五四一		
八、其他資産	七八二		
計	五、九四五	計	五、九四五

タンガロイ工業（採）

借		貸	
勘定科目	金額	勘定科目	金額
一、流動資産	四一、九五八	一、短期負債	一六、八八三
現金・預金	(四、五〇〇)	支拂勘定	(一、四四二)
前払金	(一、〇〇〇)	其他	(三、四六〇)
受取勘定	(一、四七三)	三、其他負債	八六七
前払資産	(三、三六二)	五、公稱資本金	三、五〇〇
三、長期負債	三一		
五、固定資産	七、八七二		
(内建設費)	(三、二二一)		
八、其他資産	三、八八九		
計	五二、七五〇	計	五二、七五〇

(株)足立製鋼所

借		貸	
勘定科目	金額	勘定科目	金額
一、流動資産	六七二六五	一、短期負債	四五七〇〇
現金予金	(五〇四)	支拂勘定	(四五七〇〇)
短期貸付金	(二二五〇)	其ノ他負債	一七六
前 勘 金	(一三五)	五公稱資本金	三〇〇〇〇
受取勘定	(一九一五二)		
棚卸資産	(四五二二四)		
五固定資産	六一六一		
八其ノ他資産	二四五〇		
計	七五八七六	計	七五八七六

東京電気硝子株式会社

借		貸	
勘定科目	金額	勘定科目	金額
一、流動資産	三七五五	一、短期負債	三二三〇
現金予金	(一三〇)	支拂勘定	(三二一六)
棚卸資産	(五六三五)	其ノ他	(一四)
五固定資産	三三二七	其ノ他負債	二六〇
八其ノ他資産	五一八	五公稱資本金	三〇〇〇
計	八四九〇	計	八四九〇

東京電氣器具株式会社

借方		貸方	
勘定科目	金額	勘定科目	金額
一、流動資産	四五一一九	一、短期負債	一、六七五〇
現金予金	(五一一九)	短期借入金	(五〇〇〇)
受取勘定	(二〇〇〇)	支拂勘定	(一、七五〇)
棚卸資産	(三〇〇〇)	五公稱資本金	三、五〇〇〇
五固定資産	三八八一		
八其ノ他資産	二、七五〇		
計	五、七五〇	計	五、七五〇

帝國化成株式会社

借方		貸方	
勘定科目	金額	勘定科目	金額
一、流動資産	一、七三四五	一、短期負債	九、四八九
現金予金	(一、八四五)	未拂勘定	(八、四九九)
受取勘定	(四、五〇〇)	其ノ他	(一、〇三〇)
棚卸資産	(一、〇〇〇)	五公稱資本金	一、〇〇〇
五固定資産	三、四九九		
八其ノ他資産	六四五		
計	二、四八九	計	二、四八九

東海爐材株式會社

借方		貸方	
勘定科目	金額	勘定科目	金額
一、流動資産	三八五五六	一、短期負債	一七六五〇
現金予金	(一、一五三)	未拂勘定	(一六三三三)
短期貸付金	(二、一五九)	前受金	(一、三〇〇)
前拂金	(三二〇)	其他	(一七)
受取勘定	(一、二五一)	其公稱資本金	二五〇〇〇
棚卸資産	(二、七七三)		
二、固定資産	一、八三六		
八、其他資産	二、二五八		
計	四二、六五〇	計	四二、六五〇

東京電氣無線株式會社

借方		貸方	
勘定科目	金額	勘定科目	金額
一、流動資産	七九五六	一、短期負債	三八九〇
現金預金	(一、三五六)	未拂勘定	(三八九〇)
短期貸付金	(二五〇)	其公稱資本金	五〇〇〇
受取勘定	(二、四四五)		
棚卸資産	(三、九〇五)		
二、固定資産	六六〇		
八、其他資産	二七四		
計	八八九〇	計	八八九〇

西芝電機株式会社

借方		貸方	
勘定科目	金額	勘定科目	金額
一流功資産	五二、八九二	短期負債	四、五四一・五
現金預金	(一、五一一)	未拂勘定	(四、五四一・五)
前拂金	(五二四)	公共積	三〇、〇〇〇
受取勘定	(六三二)		
前卸資産	(四、二三五)		
固定資産	二〇、八九一		
其他資産	二、六三一		
計	七、五四一・五	計	七、五四一・五

企(中)第二二號 一九二七
 東洋製罐株式会社
 盛備計 齋 千代田區
 法第五條第一項 總貯用空缶、紙製硝子容器、
 總貯用機械器具製造販賣
 一〇〇〇〇〇千圓(拂込時)
 指定時三、五八〇(拂込時)

特別管理人
 小林 富佐雄(社長)
 松本 隆一(取締役)
 有賀 松夫(取締役)
 佐藤 喜一郎(常務)
 小林 正一郎(0150)
 熊谷 榮次(富士信託)

一、第二會社設立存續
 二、存續會社ノ目的ヲ(一)各種空罐容器ノ製造販賣(二)罐頭詰瓶ノ製造販賣(三)前各號ニ關係スル
 スベテノ事業ト變更スル。
 三、第二會社設立
 北海製罐株式会社 資本金五〇〇〇〇 東京都
 發記 設立 認可後二ヶ月以内
 現物出資 五〇〇〇〇(固定) 三、二七〇 流動口六、七二五
 融通資産 (無償) 流動三、九六〇
 承継債務 新△/〇一六四四七

積立金 退職金一三 新A/O利益一五〇〇〇
 株式處分 新A/O併合日午後四時現在ノ株主ニ付キ「對Q、五」ノ留當
 以資産處分 新A/O

機 一七七 見込價格處分先未定
 工場消耗品 二九〇
 原材料其他 一八
 合計 四八五
 不能資産
 土地 九一〇 今後撤去見込並ニ接收ノタメ
 建物 八四三
 備蓄物 一〇六
 運搬機 三五
 什器 〇三
 什器 一四
 合計 一、九一〇
 五公 二四、八、二一
 具 誤申立 ナシ

特別損失内訳

損失
 (イ) 六六五四四 (取補)
 (ロ) 四六八三 (在外)
 (ハ) 三六九 (二封)
 (ニ) 一、四九五 株
 未拂込被償告損 一三〇
 但 管 租 七七七
 舊息分損 一、八四四
 舊減價損 一、一三八
 非戰災稅 二、七三八
 舊A/O償却等 二、三九八
 計 八、九一二一
 (イ) 三、五五〇三
 舊保險收入 五、七九三
 未整理損額 八、一三七
 其他 一、九七六
 留保 金一、六二一三
 償還済取補三〇、八六四
 (イ) 三六八 (繰越)
 (ロ) 五、四五六
 繰入 金 八、九〇六
 果 實 六、一七二
 舊息分 益 四、四九七
 舊保險收入 五、七九三
 未整理損額 八、一三七
 其他 一、九七六
 留保 金一、六二一三
 償還済取補三〇、八六四
 利益
 (イ) 三六八 (繰越)
 (ロ) 五、四五六
 繰入 金 八、九〇六
 果 實 六、一七二
 舊息分 益 四、四九七
 舊保險收入 五、七九三
 未整理損額 八、一三七
 其他 一、九七六
 留保 金一、六二一三
 償還済取補三〇、八六四
 特別損失内訳
 (イ) 八五二〇 未計上債務 六一 評價益 四、八一九 内留 原材料 一〇、九一八 償債利子 八、四五九 評價 一、五七三、八

合計 九三九四〇
合計 九三九四〇

一、差引特別損失額 〇
二、債権切捨額 〇 (舊債権總額 七四二二五)

備考

存續會社 第二會社
 國定資産 三三、九八五千圓 三三七、五五千圓
 通常固定スヘキ運轉資金 二八〇、五七三 七八六、五一
 計 三一四、五五八 八一、九二六

借方 東洋製糖株式會社

勘定科目	指 定		新舊勘定併合時理想
	新勘定	舊勘定	
一、流動資産	三七、二四六	一七、二四六	二七八、五五〇
現金預金	(三三、八二)	(一、三八〇)	(四三、三二八)
短期貸付金	(九六二)	(四、九三三)	(一、三四五三)
前掛金	(一、八二九)	(二、〇一六)	(三、六五四)
受取勘定	(一、二六四)	(七、五六二)	(四、五九一六)
棚卸資産	(三〇、八〇六)	(一、三四六)	(二、七四二、四九)
其ノ他		(二)	(口七)
二、資本参加		二、一四三	一、四六四七
(内株式)		(一、九六九三)	(一、四二八二)
三、長期投資	二、九九		四一八
四、固定資産	一、六〇一	六、〇〇三	三、三九八五
(内建設費)		(二、五三)	

六、無形固定資産	二	二六七	一〇四
八、其ノ他資産	八一	六三九	七〇六
第一〇、戦時特種積立			五〇〇〇〇
一、在外資産		一、四四四二	
二、未整理勘定		五、五五八	
計	五、四〇三一	一、九七六四	三、七八四二
借外資産		八五九	

貸 方

勘定科目	指 定		新舊勘定併合時總額
	新勘定	舊勘定	
一、短期負債	四七八	一九七三八	二〇、五三三八
短期借入金		(七、三〇〇)	(九、三、四五〇)
支拂勘定		(五、〇一八)	(八、九、九三〇)

前受金	(四七八)	(五、八三七)	(三、一〇七)
其ノ他		(一、五七六)	(一、八八五〇)
二、長期負債		四、三〇六一	
三、其ノ他負債		一、六二七一	三、八二
引当金		一、六五	二、七〇九四
四、公積資本金		三、五八〇	一〇、〇〇〇
六、新立金		六、八〇六	五、八六六
七、利益金		三、六六	三、七五二二
繰越利益		(三、六六)	
当期利益			(三、七五二二)
前受収益			17,107
八、在外資産		七、七四	
九、未整理勘定	五、三、五六二		
計	五、四〇四一	一、一九七六四	三、七八四一三
偶發債務			二、八三

第二會社 北海製糖株式會社

借		貸	
勘定科目	設立時豫想	勘定科目	設立時豫想
一、流動資産	七八六六一	一、短期負債	一六四三七
現金預金	(五三八四)	又、拂勘定	(七八二〇)
前拂金	(一、八四二)	前受金	(八六一六)
受取勘定	(四五五二)	引當金	一〇
物卸資産	(六七〇八一)	五公積資本金	五〇〇〇〇
三、資本參加	二四	六、積立金	一五五一三
(内株式)	(二四)		
五、固定資産	三、二七四		
計	八一、九六〇	計	八一、九六〇

逓合章總司令部經濟科學局

A P O 五〇〇

昭和二十四年十一月二十九日

六〇二・一(四九・一一・二九)BSS/PTP

覺書宛先 持株會社整理委員會
件 名 三菱重工業株式會社の整理計畫

一、當部は、三菱重工業株式會社が、決定指令及び昭和二十一年法律第四十號企業再建整理法に
基いて提出した整備計畫を、左記條件により承認したことを通告する。

イ、未拂込金を徴收すること。

ロ、資産の處分は評價額を下らないこと。

ハ、第二會社の株式、未拂込金の徴収及び資産の處分による代金は、修正計畫に基く舊勸定
の債務辨済に使用すること。

ニ、一ケ年を遡える舊會社の債務辨済延期に關する條項は削除すること。

ホ、第二會社の株式による臨時補償特別配の切給は、その評價額が舊會社の債権者及び株主
の權利を害わない場合に限ること。

ハ、商法第四百十九條に規定する財産目録及び償還證明書の寫を提出すること。
ト、解散及び清算終了後、資産の取得及び処分に関する報告書を提出すること。
三、本件、十一月十八日附書狀により大蔵大臣に逋違濟

公正取引實施部

部長事務取扱 R・M・ホリース

GENERAL HEADQUARTERS
SUPREME COMMANDER FOR THE ALLIED POWERS
Economic and Scientific Section
APO 500

R. M. GILLES, Acting Chief
Fair Trade Practices Division

GENERAL HEADQUARTERS
SUPREME COMMANDER FOR THE ALLIED POWERS
Economic and Scientific Section
APO 500

602.1(29 NOV 49)ESS/FTP

29 November 1949

MEMORANDUM FOR: HOLDING COMPANY LIQUIDATION COMMISSION

SUBJECT:

Reorganization Plan of Mitsubishi Heavy Industries, Ltd.

1. This is to advise the Commission that the plan of reorganization submitted by Mitsubishi Heavy Industries, Ltd. pursuant to the requirements of the HCLC Final Order and the Enterprise Reorganization and Reconstruction Law: Law No. 40 of 1946, has been approved by this division subject to the following conditions:

- a. Unpaid capital to be called.
- b. Assets to be disposed of at not less than estimated values.
- c. Proceeds from share capital in second companies, unpaid capital called and disposal of assets be used to liquidate old account debt pursuant to amended plan.
- d. Provisions for extension of payment of old company's liabilities beyond one year be deleted.
- e. Payment of war Indemnity Tax in kind by transfer of shares of second companies to the Government may be conc luded only in the event the appraised value of the stock as established by the Government will not prejudice the rights of creditors and stockholders of the old company.
- f. Copies of inventory and balance sheet required by Article 419 of the Commercial Code be submitted.
- g. Upon completion of dissolution and liquidation, a report be submitted showing receipts and disposal of assets.

2. The Ministry of Finance was notified of the action of this division in letter dated 18 November 1949.

R. M. GILLES, Acting Chief
Fair Trade Practices Division

連合軍總司令部經濟科學局

A P O 五〇〇

昭和二十四年十二月二十一日

六〇二・一(四九・二二・二二) E B S / F T P

覺書宛先 持株會社整理委員會

件名 東京芝浦電機株式會社の整備計畫

一、當部は、東京芝浦電機株式會社が、決定指令及び企業再建整備法(昭和二十一年法律第四十號)に基いて提出した整備計畫を、次の條件で、承認したことを通告する。

- 一、二十六億圓に増資すること。
- 二、舊勘定の債務の辨濟は、修正辨濟計畫に基いて、又必要あらば、新勘定の利益を充當してなすこと。

二本件昭和二十四年十二月十九日附覺書により、大藏大臣に通達済

公正取引實施部部长

エドワード・ロウエルシユ

GENERAL HEADQUARTERS
SUPREME COMMANDER FOR THE ALLIED POWERS
Economic and Scientific Section
APO 500

602.1(21 Dec.49)Ess/FHP

21 December 1949

MEMORANDUM FOR: HOLDING COMPANY LIQUIDATION COMMISSION

SUBJECT: Reorganization Plan of Tokyo Shibaura Electric Co., Ltd.

1. This is to advise the Commission that the plan of reorganization submitted by Tokyo Shibaura Electric Co., Ltd. pursuant to the requirements of the HOIC Final Order and the Enterprise Reorganization and Reconstruction Law: Law No. 40 of 1946, has been approved by this Division subject to the following conditions:

- a. Increase in share capital to ¥2,600,000,000 is made.
 - b. Old account debt to be liquidated pursuant to amended payment plan and application of new account profit if necessary.
2. The Ministry of Finance was notified of the action of this Division in memorandum dated 19 December 1949.

(Signed)
E. C. WEISH
Chief, Fair Trade Practices Division

連合軍總司令部經濟科學局

A P O 五〇〇

昭和二十四年十二月二十三日

六〇三二一(四九一三二三) 4555 / P T P

覺書宛先 持株會社整理委員會
件 名 東洋製糖の整備計畫

一、東洋製糖がその社名を繼續使用し、新會社が北海製糖という社名を採用することについて、
委員會が提出した昭和二十四年十二月八日附書類を審査した。

二、當部は、存續會社が東洋製糖という社名を繼續使用し、第二會社が北海製糖という社名を採
用することを含む整備計畫の承認について異議がない。

三、この決定は、委員會が提出した下記の要因を考慮して、下したものである。

- (1) 昭和十六年における舊東洋製糖と北海製糖との合併は強制合併であった。
- (2) 合併以前には、この兩社は競争相手であり、二十年間以上各々獨立に操業し、夫々東洋製
糖、北海製糖という社名の下に、暖昧を築いてきた。
- (3) 一方に北海製糖という社名の使用を許し他方に東洋製糖という社名の使用を禁止すること
は、社名に關する限り、前者に競争上の利益を與えることになる。

(三) 第二曾社は、北海製糖という社名の使用が認められれば、存続曾社が東洋製糖という社名を繼續使用することに對して異議をもつていない。
(四) 兩社名とも財閥關係がない。
西大藏大臣に對しては、委員會の決定指令に基いて提出された整備計畫が承認されたことを、速やかに通告する。

公正取引實施部部長

エドワード・ロ・ウエルシユ

GENERAL HEADQUARTERS
SUPREME COMMANDER FOR THE ALLIED POWERS
Economic and Scientific Section
APO 500

GENERAL HEADQUARTERS
SUPREME COMMANDER FOR THE ALLIED POWERS
Economic and Scientific Section
APO 500

602.1(23 Dec. '49)ESS/FTP

23 December 1949

MEMORANDUM FOR: HOLDING COMPANY LIQUIDATION COMMISSION

SUBJECT: Reorganization Plan of Toyo Seikan

1. The information submitted by the Commission on 8 December 1949 (Slip No. 1740) in regard to continued use by Toyo Seikan of that name and adoption by the new company of the name Hokkai Seikan has been examined.
2. ESS/FTP offers no objection to approval of the plan with use by the continuing company of the name Toyo Seikan and adoption by the second company of the name Hokkai Seikan.
3. This decision is reached in view of the following factors as presented by the Commission:
 - a. The merger of the former Toyo Seikan and Hokkai Seikan in 1941 was a forced merger.
 - b. Prior to the merger these two companies were competitors and had for more than 20 years operated independently and developed good will in the names now proposed for allocation to the two separate companies.
 - c. Permission for use of Hokkai Seikan and denial of the use of Toyo Seikan would give the former a competitive advantage insofar as its company name is concerned.
 - d. The second company offers no objection to the use of Toyo Seikan by the continuing company providing it is permitted to use the name Hokkai Seikan.
 - e. Neither of the names has Zaibatsu connotation.
4. The Ministry of Finance will be notified promptly that the reorganization plan submitted pursuant to the HCLC Final Order is approved.

(Signed)
EDWARD C. WEISH
Chief, Fair Trade Practices Division(ESS/AC)

證券譲受及び処分一覽表

昭24 12 31日現在

		譲受額(自11月1日~至12月31日)				譲受総額				
		株式		公社債	計	株式		公社債	計	
		数量	金額	金額	金額	数量	金額	金額	金額	
譲受	持株會社	第一次指定	66,160株	20,798,265.00	-	20,798,265.00	(15,700)株 44,715,193	2,145,940,598.50	32,721,802.50	2,178,662,401.00
		第二次指定	-	1,715,750.00	396,000	2,111,750.00	67,624,434	2,813,520,492.59	10,819,356.00	2,824,339,848.59
		第三次指定	13,760	1,409,997.50	-	1,409,997.50	35,011,284	1,621,458,375.00	3,690,550.00	1,625,148,925.00
		第四次指定	-	-	-	-	1,148,547	36,831,712.50	256,502.50	37,088,215.00
		第五次指定	920	46,000.00	-	46,000.00	4,295,565	181,952,487.50	483,240.00	182,435,727.50
		小計	80,840	23,970,012.50	396,000	24,366,012.50	(15,700) 152,795,023	6,799,703,666.09	47,971,451.00	6,847,675,117.09
	指定者	-	75,000.00	-	75,000.00	10,518,990	487,846,734.50	8,555,092.50	496,401,827.00	
合計	80,840	24,045,012.50	396,000	24,441,012.50	(15,700) 163,314,013	7,287,550,400.59	56,526,543.50	7,344,076,944.09		
処分	補税・財産税・物納	-	-	0	-	5,900,493	295,332,970.00	6,105,675.00	301,438,645.00	
	減資及び金融機関再 建整備法による償還 額切捨等による減額	364,379	14,209,737.50	-	14,209,737.50	4,668,023	151,304,062.50	1,087,350.00	152,391,412.50	
	處分	(656,548) 2,853,192	141,567,600.00	2,096,100.00	143,663,700.00	(35,668,113.006) 81,095,638	3,618,635,395.00	21,513,453.50	3,640,148,848.50	
残高		差	引		71,649,859	3,222,277,973.09	27,820,065.00	3,250,098,038.09		

- (註) 1. 譲受株式の金額中には譲受済株式に対する未拂込徴収分を含む。
2. () 内は増資新株式引受額及び買受額を示す。

裏面白紙

證券處分先一覧表

	處分額(自11月1日~12月31日)			處分總額		
	數量	拂込(額面)金額	處分代金	數量	拂込(額面)金額	處分代金
總 故 者	(90,820) 株 2,723,782	135,565,350.-	(9,082.-) 圓 125,460,764.50	(1,897,235) 株 34,154,202	1,545,729,020.-	(41,127,024.50) 圓 1,757,766,871.50
入 札	(370,214) 112,950	5,596,750.-	(535,815.60) 6,785,515.-	(4,827,587) 20,732,368	903,162,965.-	(171,412,660.24) 2,513,236,372.90
賣出(委託及引受)	(195,514) -	-	(1,955,140.-) -	(28,943,291.006) 24,736,114	1,131,372,575.-	(1,516,950,455.62) 2,425,226,642.67
清算、償還	16,420	2,501,600.-	2,084,065.32	1,051,306	49,201,828.50	35,454,801.76
外國人財産返還	-	-	-	421,648	10,682,460.-	18,258,424.-
賦課、財産税、物納	-	-	-	5,900,493	301,438,645.-	-
減資及減額	364,379	14,209,737.50	-	4,668,023	152,391,412.50	-
計	(656,548) 3,217,531	157,873,437.50	(2,500,037.60) 134,330,344.82	(35,668,113.006) 91,664,154	4,093,978,906.-	(1,729,490,140.36) 6,749,943,112.83

(註) () 内は増資新株式引受権及び買受権を示す。

議決權行使状況

自昭和24年11月1日
至昭和24年12月31日

會社種類	會社數	行 使 内 容			
		承認	變更	否認	合計
持株會社	24	定款變更	6		6
		決 算	15		15
		役員選任	11		11
		役員報酬	0		0
		その他	28		28
		合 計	60		60
制限會社	93	定款變更	28		28
		決 算	69		69
		役員選任	41		41
		役員報酬	3		3
		その他	54		54
		合 計	195		195
非制限會社	198	定款變更	47		47
		決 算	148		148
		役員選任	98		98
		その他	106		106
		合 計	399		399
總 計	315	備考	議受分 218 委任分 97		

16

	株式処分計書 提出予定表受理	株式議 委任書	株式処分計書		株式処分計 書承認合 計
			総合計 書提出中	承認	
自 11.1 至 12.31	0	△ () ※		38	201
			1	99	
			2		
				32	
合 計	1,688	△ (67) ※ 2		484	3,059
			1	1,153	
			2		
				371	

△ 印は委任解除の分を示す

勅令第五六七號による事務処理状況

昭和二十四年十二月三十一日現在

	株式処分計画書 提出予定表受理	株式譲渡予約 委任書寫受理	価格決定 通知書	株式発行会社提出の株式処分計画書				株式保有者提出の株式処分計画書				株式処分計画書承認合計		
				受理		変更の 指 示	総合計 書提出中	承認	受理		変更の 指 示		総合計 書提出中	承認
自 11.1	0	△ (17)	20	11	従業員	0		23	※ 150	従業員	0		38	201
至 12.31		※ 74			地方 居住者	0	1	9		地方 居住者	0	1	99	
										一般	0	2		
										その他	0		32	
合 計	1,688	△ (671) ※ 2,792	598	483	従業員	0		719	※ 1,845	従業員	0		484	3,059
					地方 居住者	0	1	332		地方 居住者	0	1	※ 1,153	
										一般	0	2		
										その他	0		371	

△ 印は委任解除の分を示す

※ 印は内容不備のため目下照査中のものを含む

裏
面
白
紙

17

株式会社分冊借書承認状況

自昭和24年11月1日
至同年12月31日

	自昭和24年11月1日承認内訳 至同年12月31日			本月迄の承認内訳		
	株数	御込金額	処分価額	株数	御込金額	処分価額
従業員	250口 163,281株	¥25,000 ¥8,109,175.-	¥25,000.- ¥11,927,529.-	23,652口 4,877,295株	¥2,619,900.- ¥212,176,037.50	¥2,022,932.- ¥259,162,119.79
地方居住者	782口 270,266株	¥211,000.- ¥12,845,950.-	¥211,000.- ¥14,529,130.-	18,364.2口 3,915,271株	¥2,343,000.- ¥170,052,272.50	¥2,462,277.- ¥220,503,572.69
一般	0口 561,702株	0.- ¥27,903,200.-	0.- ¥6,049,875.-	4,410口 4,608,559株	¥490,500.- ¥208,557,012.50	¥382,859.- ¥264,514,787.16
その他	0口 1,051,042株	0.- ¥35,552,000.-	0.- 0.-	17,629口 5,890,966株	¥1,949,400.- ¥230,820,197.50	0 ¥1,673,289.95
計	1,032口 2,046,291株	¥236,000.- ¥84,410,325.-	¥236,000.- ¥32,506,534.-	64,055.2口 19,292,091株	¥7,402,800.- ¥821,605,520.-	¥4,868,068.- ¥745,853,769.59

時以處分ものは追而實際の処分価額の報告をり次第追加する。

裏面白紙

承認月日	制・從・關の別	舊商號	新商號	備考
一一、一〇	承繼	光工業株式會社	日本機器工業株式會社	營業政策上の爲
一一、一〇	指定	中央製紙株式會社	中央毛織株式會社	營業目的變更の爲
一一、一一	從屬	徳永硝子工業株式會社	九州特殊硝子株式會社	同名會社との混同を避ける爲
一一、一九	制限	東北振興バルブ株式會社	東北バルブ株式會社	營業目的變更の爲
一一、二九		長崎縣合同繼詰株式會社	長崎繼詰株式會社	前の社名に變更
一一、三〇		東洋汽船株式會社	舊東洋汽船株式會社	第二會社を東洋汽船とする爲
一一、三〇	承繼	東洋商船株式會社	東洋汽船株式會社	
一一、三三	從屬	大洋興業株式會社	大洋興業汽船株式會社	營業目的表示の爲
一一、三一	關係	日本特殊硝子工業株式會社	關西商事株式會社	營業目的變更の爲
一一、二二	制限	山形産業株式會社	イモカワ機器株式會社	營業目的表示の爲
一一、二二		大和機械工業株式會社	株式會社 オーム紡績製作所	
一一、二二		株式會社 江川化學工業所	江川化學工業株式會社	

商號變更申請取扱狀況明細表 (自昭和二十四年十一月一日 至同 年十二月三十一日)

一八

交付金明細表 (二四、一一、一二三四、二二三二)

一、持株會社

日附	交付先	金額	使途
二四、一一、二	三菱電氣株式會社	二〇〇〇〇〇〇	債務辨済
〃	株式會社 岡崎本店	一四〇〇〇〇〇	清算費用
〃	寺 田 合名會社	一五五三七八	清算費用
〃	三井船組株式會社	八九〇〇〇〇〇	債務辨済
〃	倉敷紡績株式會社	八〇〇〇〇〇〇	債務辨済
〃	日本鋼管株式會社	五〇〇〇〇〇〇	債務辨済
〃	東京芝浦電氣株式會社	九〇〇〇〇〇〇	退職金(舊勸定法定)
〃	三菱電氣株式會社	五〇〇〇〇〇〇	債務辨済
〃	山下 株式會社	五〇〇〇〇〇〇	清算費用
〃	倉敷紡績株式會社	二二〇〇〇〇〇〇	債務辨済
〃	株式會社 岡崎 本店	一三〇〇〇〇〇	清算費用

一九

日本鐵業株式會社	一〇〇〇〇〇〇〇〇	〇〇	債務辨濟
住友電氣工業株式會社	二七〇〇〇〇〇〇〇	〇〇	債務辨濟
大阪商船株式會社	四五〇〇〇〇〇〇	〇〇	債務辨濟
株式會社定德會	七、六六七	〇〇	清算費用
大日本紡績株式會社	八〇〇〇〇〇〇〇	〇〇	債務辨濟
東洋紡績株式會社	四〇〇〇〇〇〇〇	〇〇	債務辨濟
內外綿株式會社	一〇〇〇〇〇〇〇〇	〇〇	SOAP承認濟 第二會社出資
沖電氣證券株式會社	一四六八〇〇	〇〇	清算費用
扶桑金屬工業株式會社	一三〇〇〇〇〇〇	〇〇	債務辨濟
株式會社淺野本社	三九〇〇〇〇〇	〇〇	清算費用
若狹興業株式會社	二二八二八三	九八	債務辨濟、清算 費用、退職金
日本電氣株式會社	一、〇〇〇〇〇〇〇	〇〇	退職金
株式會社辰馬本家商店	四〇〇〇〇〇〇	〇〇	清算費用、退職金
株式會社岡崎本店	一八〇〇〇〇〇	〇〇	清算費用
山下株式會社	三一五〇〇〇	〇〇	清算費用

沖電氣證券株式會社	一三〇〇〇〇	〇〇	清算費用
寺田 合名會社	一、七〇〇〇〇〇	〇〇	債務辨濟
株式會社三菱本社	一六一七六六一	〇〇	公租公課
大和紡績株式會社	六六〇〇〇〇〇	〇〇	債務辨濟
共同興業株式會社	二、〇〇〇	〇〇	清算費用
合資會社	二八五〇〇	〇〇	清算費用
株式會社林兼商店	六六四七九	八四	清算費用
日清紡績株式會社	五〇〇〇〇〇〇	〇〇	債務辨濟
株式會社住友本社	一五三七四八三	一七	第二會社出資
大倉鐵業株式會社	四三〇〇〇〇〇	〇〇	債務辨濟
株式會社淺野本社	四五〇四五	〇〇	公租公課
日本鹽業肥料株式會社	五三六七二五	八〇	債務辨濟
合名會社安田保善社	四二六五〇〇〇	〇〇	公租公課
石原合名會社	八九六一〇	〇〇	清算費用
三井造船株式會社	一六〇七〇〇〇	〇〇	債務辨濟

三指		定		着	
日附	交	金	使	途	
二四二、一	岩崎彦彌太	一三七〇〇八	〇〇	生計費	
二	三井高周	四二三四	〇〇	公租公課	
三	三井高長	九七六三六	〇〇	公租公課	
三	三井高遂	一二八四〇八	〇〇	公租公課	
三	磯野線一郎	一七九一二〇	〇〇	公租公課	
三	岩崎輝彌	九四三〇〇	〇〇	生計費	
計					

大日本紡績株式會社	五、一〇〇、〇〇〇	〇〇	債務辨濟
片倉工業株式會社	三、〇〇〇、〇〇〇	〇〇	公租公課
三井礦山株式會社	二、三〇〇、〇〇〇	〇〇	繼續事業の經營資金
鹽瀨紡績株式會社	五、三〇〇、〇〇〇	〇〇	株式拂込
計	七、一九四、二七、八九二	一八	

山下株式會社	三〇〇、〇〇〇	〇〇	
寺田合名會社	五〇、四〇〇	〇〇	
日産化學工業株式會社	一五八、一三八	〇〇	債務辨濟
株式會社淺野本社	五〇〇、〇〇〇	〇〇	退職金
株式會社三菱本社	四六一、九〇〇	〇〇	株式拂込
株式會社定徳會	一五、六五、二七、二五	〇〇	清算費用
株式會社三菱本社	八二、三三三	〇〇	保有財產保全費
株式會社林兼商店	三〇〇、〇〇〇	〇〇	清算費用
若狭興業株式會社	九三、一四三	五〇	
服部合資會社	一〇〇、〇〇〇	〇〇	
株式會社三菱本社	二〇、〇〇〇	〇〇	
日電興業株式會社	七三、九八、八五、二八	八九	第二台社出資
日本會連株式會社	一、〇〇〇、〇〇〇	〇〇	債務辨濟
北海道炭礦汽船株式會社	六〇〇、〇〇〇	〇〇	
計	六、〇〇〇、〇〇〇	〇〇	

一 一 五	一 三	二 九	二 八	二 四	二 一	一 七	一 五			一 五
岩	任	任	野	三	三	中	三	三	岩	岩
崎	友	友	村	井	井	島	井	井	崎	崎
勝	義	元	文	高	高	知	高	高	忠	彦
太郎	輝	夫	英	修	長	久	平	長	篤	遂
									末	川
									忠	末
									太	吉
									彌	穂

一 一 五	四 八 〇 〇	四 五 一 〇 〇	一 八 七 八 三 五	二 五 〇 〇 〇	二 三 〇 〇 〇	七 〇 〇 〇 〇	二 七 〇 〇 〇	一 五 三 〇 〇	六 五 七 〇 七	一 五	三 七 五	二 八 三	一 一 二 〇 〇 〇
〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
		生	公	生	保			生	公	生	保	寮	寮
		計	租	計	有			計	租	計	財	所	所
		費	公	費	產			費	公	費	產	建	建
			課		全			課	課		保	設	設
					費						全	金	金
					費						費	費	費

一 四	一 〇	九	八									四	
三	三	三	岩	住	三	岩	三	住	任	三	三	岩	岩
井	井	井	崎	友	井	崎	井	友	友	井	井	崎	崎
高	高	高	高	寛	高	勝	高	義	元	高	高	八	忠
長	昶	哉	修	一	周	太	郎	輝	夫	篤	大	穂	雄

一 六 五 三	一 三 五	二 七 八	二 二 〇	四	九	一 五	七	一	四	二	二	一	一
〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
		生	保	公	公	生	公	生	家	生	公	公	生
		計	有	租	租	計	租	計	屋	計	租	租	計
		費	財	公	公	費	公	費	建	費	公	公	費
			產	課	課		課		築		課	課	
			保	課	課		課		費		費	費	
			全						認				
			費						濟				
			費										

二六、二三、二〇、一六、一四、
 三淺岩中住淺三三安三岩三三三住
 井野崎島友野井井田井崎井井井友
 高良忠知久吉左衛門八高高良高輝高高高義
 遂三雄平郎周義吉遂彌修遂篤輝

一〇四七七〇
 五一、三一〇
 一五二三五
 一七一、二〇〇
 二四六、三二二
 一二、〇〇〇
 二六、二六五
 一〇〇、〇〇〇
 一五、一五〇
 六〇、七五
 九七、七〇〇
 一四七、六五五
 五〇、九七三
 一〇、七〇五
 五五〇、〇〇〇

公租公課
 公租公課
 公租公課
 生計費
 公租公課
 生計費
 公租公課
 保有財產保全費
 保有財產保全費
 公租公課
 生計費
 保有財產保全費
 公租公課
 公租公課
 債務辨濟

七、六五、
 住住住岩岩住三三三三三三淺岩
 友友友崎崎友井井井井井井井野崎
 元寬吉左忠忠元高高高高高高總八
 夫一門雄雄夫陽篤義長昶周大郎穗

五五〇〇〇〇〇
 五五〇〇〇〇〇
 九〇〇〇〇〇〇
 三二、〇〇〇
 一六〇、八五〇
 八八、五〇〇
 八〇、〇〇〇
 八八、八〇〇
 四、五〇〇〇
 八、〇〇〇
 九二、六〇〇
 二九、三〇〇
 一五七、〇〇〇

債務辨濟
 保有財產保全費
 生計費
 保有財產保全費
 公租公課
 債務辨濟

手續規則による申請取扱状況

自昭和二十四年十一月一日
至同 年十二月三十一日

計	第八條	第七條	分類	決 定		次期繰越
				承認	却下	
一〇八	〇	一〇八	前期繰越			一〇八
二三八	五	二三一	当期受理	四	〇	二一
三四四	五	三三九	計			一八五
一五三		一四九				一五九
一一	〇	一一	承認却下			
二一	〇	二一	不承認			
一八五	四	一八一	計			
一五九	一	一五八				

					二四一	二二六	三	
				二七	二八	二七	三	
							三	
							三	
持株會社指定者合計	計	野村文英	三井高篤	三井高公	岩崎康彌	住友元夫	井高義	八四五六
	三三九〇	七五四六二	九七三三五	二七〇〇九二	三六〇〇〇	九九〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇
	七五四三二九八一七	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇
	一八	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇
		公租公課	生計費	公有財產保全費	生計費	公租公課	公租公課	

職制新舊對照表（改正部分のみ）

舊

第一條

總務部

總務課

委員總會に關する事項
諸官廳その他渉外連絡に關する事項

定款の變更、機帯の改革、諸
規程の制定改廢その他一般事
務の企畫及び連絡に關する事
項

文書課

弘報課

（所管事項略）
宣傳及び情報に關する事項
新聞社その他報導機關との連

新

第二條

總務部

總務課

委員總會に關する事項
諸官廳その他渉外連絡に關する事項

定款の變更、機帯の改革、諸
規程の制定改廢その他一般事
務の企畫及び連絡に關する事項
宣傳及び情報に關する事項

文書課

（所管事項變更なし）

絡に関する事項

外 事 課 (所管事項略)

庶 務 課 (")

経 理 部

経 理 課 資金繰に関する事項

譲受財産の對價の辨済に關する事項

手数料徴収に関する事項

會 計 課 現金の出納及び保管に関する

事項 経費の豫算及び決算に関する

事項 経費の豫算及び決算に関する

計 算 課 (所管事項略)

外 事 課 (所管事項變更なし)

庶 務 課 (")

経 理 部

経 理 課 資金繰に関する事項

譲受財産の對價の辨済に關する事項

手数料徴収に関する事項

経費の豫算及び決算に関する

事項 現金の出納及び保管に関する

計 算 課 (所管事項變更なし)

整 理 部 (所管事項略)

第 一 課

第 二 課

第 三 課

證券第一部 (所管事項略)

第 一 課

第 二 課

第 三 課

第 四 課

企業第一部 (所管事項略)

企業第二部

企業第一部

總 務 課

第 一 課

第 二 課

企業第二部

第 一 課

第 二 課

整 理 部 (所管事項變更なし)

第 一 課

第 二 課

證券第一部 (所管事項變更なし)

第 一 課

第 二 課

第 三 課

企 業 部 (所管事項變更なし)

第 一 課

第 二 課

(参考)

尙同時に大阪支所の機構も次のように改められた

舊	新
總務課	總務課
業務第一課	
業務第二課	業務課
業務第三課	

昭和二十年勅令第五百四十二號「ボツダム」宣言ノ受諾ニ伴ヒ
發スル命令ニ關スル件ニ基ク持株會社整理委員會令

勅令第二百三十三號

制定 昭和二十一年四月二十日

- 改正
- 昭和二十一年十一月二十五日(勅令第五百六十七號)
 - 昭和二十一年十二月四日(勅令第五百九十二號)
 - 昭和二十二年一月二十四日(勅令第二十一號)
 - 昭和二十二年十二月十八日(法律第二百四號)
 - 昭和二十三年一月七日(法律第二號)
 - 昭和二十三年七月七日(法律第一百號)
 - 昭和二十三年八月十九日(政令第二百四十號)
 - 昭和二十三年十二月三日(政令第三百六十一號)
 - 昭和二十四年四月二十六日(政令第七十八號)
 - 昭和二十四年五月十九日(法律第七十八號)
 - (施行) 昭和二十五年四月一日(昭和二十四年政令第三百六十六號)
 - 昭和二十四年十二月六日(政令第三百八十三號)

持株會社整理委員會令

第一條 持株會社整理委員會（以下整理委員會ト稱ス）ハ企業ノ所有及經營ノ民主化ヲ圖ル爲メ本令ノ定ムル所ニ依リ指定セラレル會社（以下持株會社ト稱ス）及個人（以下指定者ト稱ス）ノ所有スル證券（有價證券其ノ他財產權ヲ證スル證書ヲ謂フ以下同ジ）其ノ他ノ財產ヲ讓受ケ之ヲ管理及處分スル等ニ依リ持株會社ノ整理ヲ促進シ及指定者ノ企業支配力ヲ分散シ以テ民主的ニシテ健全ナル國民經濟再建ノ基礎ヲ作ル爲メ過度ノ經濟力ノ集中ヲ排除スルコトヲ目的トス（昭和二十四年法律第七十八號附則第三項ニヨリ本項末段改正）

整理委員會ハ法人トス

整理委員會ハ公ノ機關トシテ内閣總理大臣ノ監督ニ屬ス

第二條 整理委員會ハ主タル事務所ヲ東京都ニ置ク

第三條 整理委員會ハ定款ヲ以テ左ノ事項ヲ規定スベシ

一、目的

二、名稱

三、事務所ノ所在地

四、委員ニ關スル事項

五、委員長及常務委員ニ關スル事項

六、業務及其ノ執行ニ關スル事項

七、會計ニ關スル事項

八、公告ノ方法

第四條 整理委員會ハ命令ノ定ムル所ニ依リ登記ヲ爲スコトヲ要ス

前項ノ規定ニ依リ登記スベキ事項ハ登記ノ後ニ非ザレバ之ヲ以テ第三條ニ對抗スルコトヲ得

ズ

第五條 整理委員會ハ委員若干名ヲ以テ之ヲ組織ス

委員ハ學識經驗アル者ノ中ヨリ内閣總理大臣之ヲ命ズ

委員ノ任期ハ一年六ヶ月トス但シ委員長又ハ常務委員タル委員ニ付テハ第六條第三項ニ規定

スル各期間ノ滿了スルニ至ル迄各其ノ任期ヲ伸長ス

第六條 整理委員會ニ委員長及常務委員ヲ置ク

委員長及常務委員ハ委員ノ中ヨリ内閣總理大臣之ヲ命ズ

委員長ノ任期ハ三年、常務委員ノ任期ハ一年六ヶ月トス

委員長ハ整理委員會ヲ代表シ其ノ業務ヲ總理ス

常務委員ハ定款ノ定ムル所ニ依リ整理委員會ヲ代表シ其ノ業務ヲ執行ス

第七條 委員長ハ定款ノ定ムル所ニ依リ從タル事務所ノ業務ニ關シ一切ノ裁判上又ハ裁判外ノ行爲ヲ爲ス權限ヲ有スル代理人ヲ選任スルコトヲ得

第八條 整理委員會ノ職員ハ之ヲ法令ニ依リ公務ニ從事スル職員ト看做ス

第九條 整理委員會ハ左ノ業務ヲ行フ

一、持株會社及指定者ヨリ其ノ所有スル證券及其ノ他ノ財産ニシテ整理委員會ノ必要ト認ムルモノヲ讓受又ハ其ノ所有スル株式其ノ他ノ出資ニ付議決權ノ行使ノ委任ヲ受ケ其ノ事務ヲ處理スルコト

二、持株會社及指定者ヨリ讓受ケタル證券其ノ他ノ財産（以下讓受財産ト稱ス）ヲ管理及處分スルコト

三、持株會社ノ解散ニ至ル迄ノ常務ノ執行及清算ノ遂行ヲ指導監督スルコト

四、昭和二十一年勅令第五百六十七號第一條第五項第四號ノ規定ニ依リ承繼會社ヲ指定シ又ハ同條第六項ノ規定ニ依リ承繼會社ニ非ザルコトノ認定ヲ爲スコト

五、昭和二十一年勅令第五百六十七號第四條第六項（第五條第三項ノ規定ニ依リ準用スル場合ヲ含ム）ノ規定ニ依リ議決權ノ行使ノ委任ヲ受ケ其ノ事務ヲ處理スルコト

六、昭和二十一年勅令第五百六十七號第八條第一項ノ規定ニ依リ株式處分計畫書ノ變更ノ指示

ヲナシ又ハ同條第三項ノ規定ニ依リ株式處分計畫書ノ承認ヲ爲スコト

七、昭和二十一年勅令第五百六十七號第十三條ノ三（同令第十七條ノ二ニ於テ準用スル場合ヲ含ム）ノ規定ニ依リ商號ノ變更ニ付承認ヲ爲スコト

八、昭和二十一年勅令第五百六十七號第十四條第一項（同條第四項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム）ノ規定ニ依リ商號、會社ノ名稱、商標又ハ會社標章ノ使用ヲ禁止シ且其ノ使用ヲ止ムルニ必要ナル措置ヲ指示スルコト

九、第十九條ノ二ノ規定ニ依リ指定者方其ノ財産ニ關シ權利ノ移轉ヲ生ズベキ行爲ヲ爲スニ付承認ヲ爲スコト

十、第十九條ノ三又ハ第十九條ノ四ノ規定ニ依リ指定者方會社ノ役員（取締役、監査役其ノ他ノ之ニ準ズベキ者ヲ謂フ以下同ジ）ニ就任シ又ハ留任スルニ付承認ヲ爲スコト

十一、削除（昭和二十四年法律第七十八號附則第三項ニヨリ）

十二、削除（同 右）

十三、前各號ノ業務ニ附帶スル業務ヲ行フコト

整理委員會前項第一號乃至第三號及第十三號ニ規定スル持株會社ニ關スル業務ヲ行フニ付テハ持株會社整理ノ目的ニ反セザル限度ニ於テ小株主ノ利益ノ保護ニ留意スルヲ要スルモノトス

整理委員會ノ業務ニ關スル重要事項ハ定款ノ定ムル所ニ依リ委員ノ會議ニ於テ之ヲ決ス
前項ノ會議ノ議決ハ秘密會ニ於テ之ヲ爲ス

第十條 整理委員會ハ持株會社ノ整理ヲ促進スル爲必要アリト認ムルトキハ持株會社ニ對シ其ノ
所有スル證券其ノ他ノ財産ヲ整理委員會ニ讓渡スベキコトヲ指示スルコトヲ得

整理委員會ハ指定者ノ企業支配力ヲ分散スル爲必要アリト認ムルトキハ指定者ニ對シ其ノ所
有スル證券其ノ他ノ財産ヲ整理委員會ニ讓渡スベキコトヲ指示スルコトヲ得

整理委員會ハ持株會社又ハ指定者ニ對シ其ノ所有スル株式其ノ他ノ出資ニ付前二項ノ處分ヲ
爲スニ至ル迄ノ間其ノ議決權ノ行使ヲ整理委員會ニ委任スベキコトヲ指示スルコトヲ得

前三項ノ規定ニ依ル整理委員會ノ指示ニ依リテ爲ス證券其ノ他ノ財産ノ讓渡又ハ議決權ノ行
使ノ委任ハ法令定款又ハ契約ニ拘ラズ之ヲ爲スコトヲ得

前三項ノ規定ハ財閥同族支配力排除法施行ノ日ニ於ケル指定者及其ノ指定アリタル際現ニ其
ノ指定者ト向一戸籍内ニ在リタル者ノ總テノ者ガ同法第五條ニ規定スル會社ノ株式其ノ他ノ出
資ニ付所有スル額面ノ合計額ガ其ノ資本金額ノ一割ヲ超ユルトキハ其ノ一割ヲ超ユル部分ニ付
之ヲ準用ス

第十一條 整理委員會持株會社又ハ指定者ヨリ證券其ノ他ノ財産ヲ讓渡セタルトキハ讓渡人ニ對

シ讓受財産ノ受領證書ヲ交付スルコトヲ與ス

整理委員會ノ爲ス讓受財産ノ對價ノ辨濟ハ受領證書ト引換ニ之ヲ爲スニ非ザレバ其ノ效力ヲ
生ゼズ

第十一條ノ二 第十條第一項又ハ第二項ノ規定ニ依リ整理委員會ガ讓渡スベキコトヲ指示シタル
證券其ノ他ノ財産ノ上ニ存スル擔保權ハ當該指示ニ從ヒ當該財産ノ讓渡アリタル時ニ消滅ス

此ノ場合ニ於テハ當該擔保權者ハ命令ヲ定ムル所ニ依リ當該財産ノ受領證書及當該財産ノ對
價ノ辨濟トシテ交付セラルル圓價額ニ當該財産ヨリ生ズル收益ノ上ニ其ノ權利ヲ行フコトヲ得
第十二條 受領證書ハ整理委員會ノ承認ヲ受クルニ非ザレバ之ヲ讓渡シ又ハ債務ノ擔保ニ供スル
コトヲ得ズ

受領證書ノ所有者ガ前項ノ承認ヲ受ケテ之ヲ讓渡シ又ハ債務ノ擔保ニ供シタルトキハ整理委
員會ニ對シ讓渡セラレタル證券其ノ他ノ對價ノ請求權ニ付當該處分ヲ爲シタルモノト看做ス

第一項ノ規定ニ違反シテ爲サレタル行爲ハ之ヲ無効トス

第十三條 整理委員會ノ讓受財産ノ對價ハ當該證券其ノ他ノ財産ノ處分終了後其ノ處分價格ヲ基
準トシ之ヲ超エザル限度ニ於テ整理委員會内閣總理大臣ノ認可ヲ受ケテ之ヲ定ム

前項ニ規定スル限度ヲ超エテ爲サレタル對價ノ決定ハ之ヲ無効トス

第十四條 讓受財産ヨリ生ズル收益ハ命令ノ定ムル所ニ依リ整理委員會ヨリ當該財産ノ讓渡人ニ之ヲ無償ニテ讓渡スルモノトス

前項ノ規定ニ依リ持株會社ガ讓受ケタル收益ハ命令ノ定ムル所ニ依リ株主又ハ社員ニ對シ之ヲ分配スルコトヲ得

第十五條 讓受財産ノ對價ノ辨濟ハ命令ヲ以テ定ムル場合ヲ除クノ外讓受財産ノ處分終了後整理委員會受領證書ノ所有者ニ對シ登錄國債ヲ交付シテ之ヲ爲ス

前項ノ國債ハ交付ノ日ヨリ十年以上ノ償還期限ヲ有スルコトヲ要ス

第一項ノ國債ノ交付價格ハ命令ノ定ムル所ニ依ル

第十五條ノ二 持株會社ガ株主又ハ社員ニ對シ第十四條第二項ノ規定ニ依リ收益ヲ分配スル場合及殘餘財産ヲ分配スル場合ニ於テハ命令ヲ以テ定ムル株主又ハ社員ニ對シテハ命令ノ定ムル所ニ依リ整理委員會ヨリ交付ヲ受ケタル登錄國債ヲ以テ之ヲ爲スコトヲ要ス

第十六條 前二條ノ規定ニ依リ登錄國債ノ交付ヲ受ケタル者及其ノ一般承繼人其ノ他整理委員會ノ指定スル者ハ整理委員會ノ承認ヲ受クルニ非ザレバ之ヲ讓渡シ又ハ債務ノ擔保ニ供スルコトヲ得ズ

前項ノ規定ニ違反シテ爲サレタル行爲ハ之ヲ無効トス

第一項ニ規定スル者國債ノ登録除却ヲ請求セントスルトキハ整理委員會ノ承認ヲ受クベシ

第十七條 整理委員會ハ其ノ讓受ケタル證券ニ付有スル議決權ヲ適正ナル企業經理ノ確保企業ノ管理及運営方式ノ變更並ニ第一條第一項ニ掲グル目的ヲ實現スル様之ヲ行使スルコトヲ要ス委任ヲ受ケタル議決權ノ行使ニ付亦同ジ

第十八條 整理委員會ハ持株會社ニ對シ其ノ解散ニ至ル迄ノ常務ノ執行又ハ清算ノ遂行ニ關シ監督上必要ナル指示ヲ爲スコトヲ得

第十九條 整理委員會ハ持株會社ニ對シ業務及財産ノ狀況ニ關シ報告ヲ爲サシメ又ハ委員ヲシテ帳簿書類其ノ他ノ物件ヲ検査セシムルコトヲ得

第十九條ノ二 指定者ガ其ノ所有スル動産、不動産、有價證券其ノ他ノ財産ニ付買却、贈與其ノ他權利ノ移轉ヲ生ズベキ行爲ヲ爲サントスルトキハ命令ヲ以テ定ムル場合ヲ除クノ外整理委員會ノ承認ヲ受クベシ

第十九條ノ三 指定者ハ會社ノ役員ト爲ルコトヲ得ズ但シ已ムヲ得ザル事由ニ因リ整理委員會ノ承認ヲ受ケタルトキハ此ノ限りニ在ラズ

第十九條ノ四 第一條第一項ノ規定ニ依ル個人ノ指定アリタルトキハ指定者ハ其ノ際現ニ在職スル會社ノ役員ノ地位ヲ遡及シ得ズ但シ已ムヲ得ザル事由ニ因リ整理委員會ノ承認ヲ受ケタルトキハ此ノ限りニ在ラズ

認ヲ受ケタルトキハ此ノ限りニ在ラス

第十九條ノ五 整理委員會必要アリト認ムルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ第十條第一項若ハ第二項ノ規定ニ依ル指示ヲ取消シ又ハ此等ノ指示ニ因ル財産ノ讓渡契約ヲ解除スルコトヲ得

第二十條 整理委員會ノ事業年度ハ四月ヨリ翌年三月迄トス

第二十一條 整理委員會ハ持株會社及ビ指定者ヨリ手数料ヲ徵收スルコトヲ得（昭和二十四年法律第七十八號附則第三項ニヨリ本項改正）

前項ノ手数料ハ讓受財産ヨリ生ジタル収益及ビ當該財産ノ處分代金ヨリ控除シテ之ヲ徵收ス（昭和二十四年法律第七十八號附則第三項ニヨリ本項改正）

整理委員會ハ持株會社及指定者以外ノ者ガ其ノ所有スル株式又ハ社員ノ持分ニ付有スル議決權ノ行使ヲ委任シタル場合ニ於テハ其ノ者ヨリ手数料ヲ徵收スルコトヲ得

整理委員會ハ第一項及前項ニ規定スル手数料ノ徵收ニ關スル規則ヲ定メ之ヲ公示スベシ

第二十二條 第九條第一項ニ掲グル業務ヲ行フ爲必要ナル整理委員會ノ經費ハ前條第一項又ハ第三項ノ規定ニ依リ整理委員會ノ徵收スル手数料及附屬雜收入並ニ毎會計年度豫算ノ定ムル所ニ依リ國庫ヨリ整理委員會ニ交付セラルル金額ヲ以テ之ヲ支辨ス

第二十三條 削除（昭和二十四年法律第七十八號附則第三項ニヨリ）

第二十四條 内閣總理大臣ハ何時ニテモ整理委員會ヲシテ業務ノ狀況ヲ報告セシムルコトヲ得

第二十五條 内閣總理大臣ハ委員、委員長又ハ常務委員ノ行爲ガ法令又ハ定款ニ違反シタルトキ、

公益ヲ害シタルトキ其ノ他整理委員會ノ業務ノ運営上不適當ナリト認ムルトキハ委員、委員長又ハ常務委員ヲ免ズルコトヲ得

第二十六條 整理委員會ハ目的ノ達成ニ因リテ解散ス

整理委員會ノ解散ノ場合ニ於ケル必要ナル事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第二十七條 民法第四十四條、第五十條及第五十七條並ニ非證事件手續法第三十五條第一項ノ規定ハ整理委員會ニ之ヲ準用ス

第二十八條 整理委員會ニハ所得稅、法人稅、地方稅法（昭和二十三年法律第一百號）ニ依ル事業稅及有價證券移轉稅ヲ課セズ

第二十九條 整理委員會ノ讓受財産ニ付生ズル所得ニ關シテハ當該財産ノ讓渡人ガ當該財産ヲ有スルモノト看做シ所得稅及配當利子特別稅ヲ賦課ス

前項ノ場合ニ於テ必要ナル事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

命令ヲ以テ定ムル持株會社ハ解散シタル後ト雖モ整理委員會ニ於テ讓受財産ノ處分ヲ結了スルニ至ル迄ハ所得稅法、法人稅法、臨時利得稅法及地方稅法ニ依リ事業稅ヲ課スル場合ニ於ケ

ル同法ノ適用ニ關シテハ解散セザルモノト看做ス

前項ニ規定スル持株會社ガ同項ノ期間中ニ於テ爲シタル 残余財産ノ分配ハ所得税法、法人税法及地方税法ニ依リ事業税ヲ課スル場合ニ於ケル同法ノ適用ニ關シテハ命令ヲ以テ定ムル場合ヲ除クノ外之ヲ法人ノ利益ノ配當ト看做ス

第三十條 (削除)

第三十一條 持株會社ガ第十八條ノ規定ニ依ル指示ニ違反シタルトキ又ハ第十九條ノ規定ニ依ル報告ヲ爲サズ若ハ虚偽ノ報告ヲ爲シ若ハ委員ノ検査ヲ拒ミ、妨グ若ハ忌避シタルトキハ整理委員會ハ持株會社ノ取締役、清算人其ノ他此等ニ準ズル者ヲ解任スルコトヲ得

第三十二條 第十條第一項乃至第三項ノ規定ニ依ル指示ノ違反アリタル場合ニ於テハ行爲者タル當該持株會社ノ取締役若ハ之ニ準ズル者又ハ當該指定者ヲ三年以下ノ懲役又ハ五萬圓以下ノ罰金ニ處ス

第三十三條 持株會社ガ第十九條ノ規定ニ依ル報告ヲ爲サズ又ハ虚偽ノ報告ヲ爲シタルトキハ行爲者タル取締役、清算人又ハ此等ニ準ズル者ヲ三年以下ノ懲役又ハ五萬圓以下ノ罰金ニ處ス同條ノ規定ニ依ル委員ノ検査ヲ拒ミ、妨グ又ハ忌避シタル者亦同ジ

第三十四條 第十八條ノ規定ニ依ル指示ノ違反アリタル場合ニ於テハ行爲者タル當該持株會社ノ取

締役、清算人又ハ此等ニ準ズル者ヲ一年以下ノ懲役又ハ一萬圓以下ノ罰金ニ處ス

第三十四條ノ二 第十九條ノ二乃至第十九條ノ四ノ規定ニ違反シタル者ハ三年以下ノ懲役又ハ五千圓以下ノ罰金ニ處ス

第三十五條 整理委員會ガ第二十四條ノ規定ニ依ル報告ヲ爲サズ又ハ虚偽ノ報告ヲ爲シタルトキハ行爲者タル委員長又ハ常務委員ヲ一年以下ノ懲役又ハ一萬圓以下ノ罰金ニ處ス(昭和二十四年法律第七十八號附則第三項ニヨリ改正)

第三十六條 前五條ノ罪ヲ犯シタル者ニハ情狀ニ因リ懲役及罰金ヲ併科スルコトヲ得

第三十六條ノ二 委員、委員長、常務委員若ハ整理委員會ノ職ニ在ル者又ハ此等ノ職ニ在リタル者其ノ職務ニ關シ知得シタル法人、團體又ハ人ノ秘密ヲ洩シ又ハ偽用シタルトキハ一年以上ノ懲役又ハ五千圓以下ノ罰金ニ處ス

第三十七條 本令若ハ本令ニ基キテ發スル命令ニ違反シ登記ヲ爲スコトヲ怠リ又ハ不正ノ登記ヲ爲シタルトキハ整理委員會ノ委員長又ハ常務委員ヲ千圓以下ノ過料ニ處ス(昭和二十四年法律第七十八號附則第三項ニヨリ改正)

第三十八條 本令ニ依リ内閣總理大臣ノ權限ニ屬スル事項ニ關スル事務ハ内閣官房ニ於テ之ヲ掌ル

附 則 (昭和二十一年四月二十日)。

第三十九條 本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

第四十條 内閣總理大臣ハ設立委員ヲ命ジ整理委員會ノ設立ニ關スル事務ヲ處理セシム

第四十一條 設立委員ハ定款ヲ作成シ内閣總理大臣ノ認可ヲ受クベシ

第四十二條 前條ノ認可アリタルトキハ設立委員ハ遲滯ナク其ノ事務ヲ整理委員會ニ引渡スベシ

委員長前項ノ事務ヲ引渡ヲ受ケタルトキハ主タル事務所ノ所在地ニ於テ設立ノ登記ヲ爲スベシ

整理委員會ハ前項ノ登記ヲ爲スニ因リテ成立ス

第四十三條 第一條第一項ノ規定ニ依ル會社又ハ個人ノ指定ハ整理委員會ノ成立後一年六ヶ月以

内ニ整理委員會ノ意見ニ基キ内閣總理大臣之ヲ爲スモノトス

第四十四條 登録税法中左ノ通り改正ス

第十九條第七號中「又ハ、鹽業組合中央會」ヲ「鹽業組合中央會又ハ持株會社整理委員會」ニ

「又ハ鹽專賣法」ヲ「鹽專賣法又ハ持株會社整理委員會令」ニ改ム

附 則 (昭和二十二年十二月十八日法律第二百四號)

この法律は公布の日から、これを施行する。

この法律施行の際現に在任する持株會社整理委員會の委員又は常務委員で、その任期が昭和二十

三年十二月三十一日前に満了するものについては、持株會社整理委員會令第五條第三項及び第六條第三項の規定にかかわらず、同日までその任期を伸長する。

持株會社整理委員會は、昭和二十二年四月一日から同年九月三十日までの間に於ける持株會社整理委員會經費收支計算書並びに讓受財産に關する財産目録及び收支計算書を作成して、この法律施行の日から三箇月以内、これを内閣總理大臣に提出しなければならぬ。

持株會社整理委員會は、前項の書類並びに従前の持株會社整理委員會令第二十一條の規定による昭和二十一年事業年度の持株會社整理委員會經費收支計算書並びに讓受財産に關する財産目録及び收支計算書を前項の期限内に會計検査院に提出してその検査を受けなければならぬ。

改正後の持株會社整理委員會令第二十三條第三項、第五項及び第六項並びに第三十七條の規定は前項の場合に、これを準用する。

持株會社整理委員會が第三項又は第四項の規定に違反し當該書類を提出せず又は虚偽の記載をした書類を提出したときは、行爲者たる持株會社整理委員會の委員長又は常務委員を一年以下の懲役又は一萬圓以下の罰金に處する。

前項の罪を犯した者には、情狀により、懲役及び罰金を併科することができる。

従前の持株會社整理委員會令第三十條の規定に、同條の規定に基き既に發せられている命令

に對する關係においては、この法律施行後においても、なおその効力を有する。
従前の持株會社整理委員會令第三十五條の規定は、この法律施行前同條に規定する罪を犯した者の處罰については、なおその効力を有する。

昭和二十一年勅令第五百六十七號（會社の證券保有制限等に関する勅令）の一部を次のように改正する。

第九條第一項中「當つては、」の下に「命令で定める會社の發行に係る株式については、」を加える。

附 則 （昭和二十四年五月十九日法律第七十八號）

- 1 この法律は、公布の日から施行する。
- 2 附則第三項の規定は、前項の規定にかかわらず、第一條に規定する政令で定める日から施行する。但し、持株會社整理委員會令（昭和二十一年勅令第二百三十三號）第二十三條の改正規定は、昭和二十四事業年度から適用する。
- 4 附則第三項の規定施行前にした行爲に對する罰則の適用については、なお従前の例による。

閣 令
大藏省令第一號
司法省令

制定	昭和二十一年	八月	八日	（總・大司令第一號）
改正	昭和二十二年	六月	九日	（總・大司令第一號）
同	昭和二十二年	十二月	十八日	（同 令第二號）
同	昭和二十四年	五月	三十一日	（總・大・法令第一號）
同	昭和二十四年	十二月	六日	（總・法・大令第一號）

持株會社整理委員會令施行規則

第一條 持株會社整理委員會（以下整理委員會ト稱ス）ノ設立ノ登記ハ委員長ガ設立委員ヨリ設立ニ關スル事務ノ引渡ヲ受ケタル日ヨリ二週間以内ニ主タル事務所ノ所在地ニ於テ之ヲ爲スコトヲ要ス
設立ノ登記ニハ左ノ事項ヲ掲グルコトヲ要ス

- 一 目 的
- 二 名 稱
- 三 事 務 所

四委員長、常務委員及監査委員ノ氏名及住所

五常務委員ガ整理委員會ヲ代表スベキコトヲ定メタルトキハ其ノ規定

六公告ノ方法

整理委員會ハ設立ノ登記ヲ爲シタル後一週間以内ニ從タル事務所ノ所在地ニ於テ前項ニ掲
グル事項ヲ登記スルコトヲ要ス

第二條 整理委員會ノ成立後從タル事務所ヲ設ケタルトキハ主タル事務所ノ所在地ニ於テハ
二週間以内ニ從タル事務所ヲ設ケタルコトヲ登記シ其ノ從タル事務所ノ所在地ニ於テハ三
週間以内ニ前條第二項ニ掲グル事項ヲ登記シ他ノ從タル事務所ノ所在地ニ於テハ同期間内
ニ其ノ從タル事務所ヲ設ケタルコトヲ登記スルコトヲ要ス

主タル事務所又ハ從タル事務所ノ所在地ヲ管轄スル登記所ノ管轄區域内ニ於テ新ニ從タル
事務所ヲ設ケタルトキハ其ノ從タル事務所ヲ設ケタルコトヲ登記スルヲ以テ足ル

第三條 整理委員會ガ主タル事務所ヲ移轉シタルトキハ舊所在地ニ於テハ二週間以内ニ移轉
ノ登記ヲ爲シ新所在地ニ於テハ三週間以内ニ第一條第二項ニ掲グル事項ヲ登記シ從タル事
務所ヲ移轉シタルトキハ舊所在地ニ於テハ三週間以内ニ移轉ノ登記ヲ爲シ新所在地ニ於テ
ハ四週間以内ニ第一條第二項ニ掲グル事項ヲ登記スルコトヲ要ス

但シ同一ノ登記所ノ管轄區域内ニ於テ主タル事務所又ハ從タル事務所ヲ移轉シタルトキハ
其ノ移轉ノ登記ヲ爲スヲ以テ足ル

第四條 第一條第二項ニ掲グル事項中ニ變更ヲ生ジタルトキハ主タル事務所ノ所在地ニ於テ
ハ二週間、從タル事務所ノ所在地ニ於テハ三週間以内ニ變更ノ登記ヲ爲スコトヲ要ス

第五條 持株會社整理委員會令（以下令ト稱ス）第七條ノ代理人ヲ選任シタルトキハ二週間
以内ニ之ヲ置キタル事務所ノ所在地ニ於テ代理人ノ氏名及住所ヲ登記スルコトヲ要ス登記
シタル事項ノ變更及代理人ノ代理權ノ消滅ニ付亦同ジ

第六條 登記シタル事項ハ登記所ニ於テ遲滞ナク之ヲ公告スルコトヲ要ス

第七條 整理委員會ノ登記ニ付テハ其ノ事務所所在地ノ法務局若ハ地方法務局又ハ其ノ支局
ガ管轄登記所トシテ之ヲ掌ル各登記所ニ持株會社整理委員會登記簿ヲ備フ

第八條 本令ニ依ル登記ハ委員長ノ申請ニ因リテ之ヲ爲ス

第九條 設立ノ登記ノ申請書ニハ定款並ニ委員長、常務委員及監査委員ノ資格ヲ證スル書面
ヲ添附スルコトヲ要ス

第十條 令第七條ノ代理人ノ選任ノ登記ノ申請書ニハ代理人ノ選任ヲ證スル書面ヲ添附スル
コトヲ要ス

第十一條 事務所ノ新設又ハ事務所ノ移轉其ノ他第一條第二項ニ掲グル事項ノ變更ノ登記ノ申請書ニハ事務所ノ新設又ハ登記事項ノ變更ヲ證スル書面ヲ添付スルコトヲ要ス

第十二條 前條ノ規定ハ第五條ノ規定ニ依リ登記シタル事項ノ變更及令第七條ノ代理人ノ代理權ノ消滅ノ登記ニ之ヲ準用ス

第十三條 非訟事件手續法第三百三十九條ノ二、第四百二十二條乃至第四百十九條、第五百十條ノ三乃至第五百五十一條ノ六及第五百五十四條乃至第五十七條ノ規定ハ本令ニ依ル登記ニ之ヲ準用ス

第十三條ノ二 整理委員會ハ令第十條第一項又ハ第二項ノ規定ニ依リ指示ヲ爲シタ場合ニ於テハ遲滞ナク擔保權者ガ令第十一條ノ二後段ノ規定ニ依リ其ノ權利ヲ行ハントスルトキハ一定ノ期間内ニ擔保權ノ申出ヲ爲スベキ旨ヲ公告スルコトヲ要ス但シ其ノ期間ハ二ヶ月ヲ下ルコトヲ得ズ

整理委員會ハ知レタル擔保權者ニ對シテハ各別ニ前項ノ申出ノ催告ヲ爲スコトヲ要ス
第一項ノ公告及前項ノ催告ニハ擔保權者ガ期間内ニ申出ヲ爲サザルトキハ令第十一條ノ二後段ノ規定ニ依リ其ノ權利ヲ行フコトヲ得ザルベキ旨ヲ附記スルコトヲ要ス

第十三條ノ三 前條第一項ノ申出ハ整理委員會ニ對シ同項ノ期間内ニ左ノ各號ニ掲グル事項

ヲ記載シタル擔保權申出書ヲ發スルコトニ依リ之ヲ爲ス

- 一 當該擔保者ノ氏名又ハ商號及住所
 - 二 債權額及其ノ辨濟期、利息ニ關スル定其ノ他ノ條件
 - 三 擔保權ノ内容及順位並ニ擔保權ノ存スル財産ノ明細
- 前項ノ規定ニ依ル申出ヲ爲サザル擔保權者ハ令第十一條ノ二後段ノ規定ニ依ル其ノ權利ヲ行フコトヲ得ズ

第十三條ノ四 整理委員會ガ前條第一項ニ規定スル申出書ヲ受領シタル場合ニ於テハ當該財産ノ受領證書ニ同項第一號及第二號ニ掲グル事項並ニ當該擔保權ノ順位ヲ記載スルコトヲ要ス

第十四條 持株會社又ハ指定者ガ資金ヲ有セザル場合ニ於テ整理委員會ガ持株會社ノ整理ノ遂行等ノ爲必要ト認ムルトキハ整理委員會ハ持株會社ノ機能ヲ維持シ若ハ持株會社ノ決定整備計畫（企業再建整備法第十八條ニ規定スル決定整備計畫ヲ謂フ以下同ジ）ヲ實行シ又ハ指定者ノ生計ヲ維持スル爲必要ナル資金ヲ當該持株會社又ハ指定者ヨリ讓受ケタル財産（以下讓受財産ト稱ス）ニ付生ジタル収益及當該財産ノ處分代金ノ中ヨリ持株會社又ハ指定者ニ交付スルコトヲ得

持株會社又ハ指定者ガ其ノ所有スル財産ヲ保全シ債務ヲ辨濟シ又ハ公租若ハ公課ヲ納付スル
ル爲必要ナル資金又ハ持株會社ガ令第十條第一項ノ規定ニ依ル整理委員會ノ指示ニ從ヒ財
産ノ讓渡ヲ爲シタル後尙繼續スル事業アル場合ニ於テ其ノ事業ノ經營ノ爲必要ナル資金ニ
シテ整理委員會ノ必要ト認ムルモノニ付亦前項ニ同ジ
前二項ノ規定ニ依リ整理委員會ガ讓受財産ノ處分代金ノ中ヨリ持株會社又ハ指定者ニ資金
ヲ交付シタルトキハ讓受財産ノ對價ノ内當該資金ノ額ニ相當スル金額ノ辨濟アリタルモノ
ト看做ス此ノ場合ニ於テハ整理委員會ハ當該持株會社又ハ指定者ノ所有スル受領證書ニ其
旨明ニスベシ

第十五條 整理委員會ハ持株會社又ハ指定者ノ爲讓受財産ニ付キ生ジタル收益及當該財産ノ
處分代金ヲ以テ其ノ會社又ハ指定者ノ債務ノ辨濟ヲ爲スコトヲ得
第十三條ノ三ノ規定ニ依リ擔保權ノ申出アリタルトキハ整理委員會ハ當該擔保權ノ存シタ
ル讓受財産ノ收益及處分代金ヨリ整理委員會ノ定ムル當該財産ノ管理及處分ノ費用ヲ控除
シ其ノ殘額ヲ以テ當該擔保權ノ順位ニ從ヒ當該擔保權ニヨリ擔保セラレタル債務ノ辨濟ヲ
爲スコトヲ得ス

商法第百二十五條ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス
前項ノ規定ニ依リ準用スル商法第百二十五條第四項ノ規定ニ依ル鑑定人ノ選任ハ持株會社

ノ本店ノ所在地又ハ指定者ノ住所地ノ地方裁判所ノ管轄トス

第十六條 令第十四條ノ規定ニ依リ各持株會社又ハ指定者ニ讓渡スベキ收益ハ讓受財産ヨリ

生ジタル收益ヨリ左ニ掲グルモノヲ控除シタル金額トス
一 令第二十一條第二項ノ規定ニ依リ整理委員會ガ讓受財産ヨリ生ジタル收益ヨリ手数料

トシテ控除シテ取收スベキ金額
二 持株會社又ハ指定者ノ債務ニ付整理委員會ガ前條ノ規定ニ依リ收益ヲ以テ持株會社又

ハ指定者ノ爲辨濟シタル金額
三 整理委員會ガ第十四條第一項又ハ第二項ノ規定ニ依リ收益ノ中ヨリ持株會社又ハ指定

者ニ交付シタル金額
前項ノ規定ニ依リ各持株會社又ハ指定者ニ讓渡スベキ金額ハ毎年九月末又三月末ニ於テ各

持株會社又ハ指定者別ニ之ヲ確定シ當該持株會社又ハ指定者ニ之ヲ交付スルモノトス

第十七條 前條ノ規定ニ依リ持株會社ガ讓受ケタル收益ハ毎年九月末又三月末ニ於テ株主又

ハ社員ニ對シテ定額ニ依リテ拂込ミタル利益金額又ハ出資ノ價額ノ割合ニ應ジ之ヲ分配スルコ

トヲ得
前項ノ場合ニ於テ株主又ハ社員中指定者（其ノ配偶者及三親等内ノ親族ニシテ生計ヲ一ニ
スル者ヲ含ム）又ハ整理委員會ノ指定スル者ニ對シテハ持株會社ハ分配スル金額ノ交付ニ

代へ之ニ相當スル以右ノ登録國債ヲ交付スルコトヲ要ス但シ整理委員會ノ指定スル額ニ滿
タザル金額ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

整理委員會ハ持株會社ガ前項ノ規定ニ依リ株主又ハ社員ニ交付スベキ登録國債ヲ持株會社
ニ交付スルコトヲ要ス此ノ場合ニ於テハ整理委員會ハ持株會社ニ對シ當該登録國債ノ價格
ニ相當スル額ノ収益ヲ交付シタルモノト看做ス

第二項ノ規定ハ整理委員會ガ前條ノ規定ニ依リ指定者ニ収益ヲ譲渡スル場合ニ之ヲ準用ス
前三項ニ規定スル登録國債ノ價格ハ整理委員會ガ當該登録國債ヲ取得シタルキノ取得價額
ニ依ル

第十八條 整理委員會ヨリ登録國債ノ交付ヲ受ケタル持株會社ノ株主又ハ社員中前條第二項
ニ規定スル者ニ對スル殘餘財産ノ分配ハ登録國債ヲ以テ交付ヲ受ケタル金額ニ相當スル殘
餘財産ニ付テハ當該持株會社ガ交付ヲ受ケタル時ノ交付價額ニヨリ當該登録國債ヲ以テ之
ヲ爲スコトヲ要ス但シ整理委員會ノ指定スル額ニ滿タザル金額ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ
第十九條 令第十六條ノ規定ハ第十七條第三項ノ規定ニ依リ登録國債ノ交付ヲ受ケタル者ニ
之ヲ準用ス

第二十條 整理委員會ハ左ノ各號ニ掲グル金額ニ付テハ登録國債ノ交付ニ依ラズシテ讓受財
産ノ對價ノ辨別ヲ爲スコトヲ得

一 持株會社ガ令第十條第一項ノ規定ニ依ル整理委員會ノ指示ニ從ヒ財産ノ讓渡ヲ爲シタ

ル後尙繼續スル事業アル場合ニ於テ其ノ事業ノ經營ノ爲必要ナル金額

二 第十八條但書ノ規定ニ依リ持株會社ガ第十七條第二項ニ規定スル株主又ハ社員ニ對シ登
録國債ノ交付ニ依ラズシテ殘餘財産ノ分配ヲ爲スニ付必要ナル金額

三 持株會社ガ株主又ハ社員中第十七條第二項ニ規定スル者以外ノ者ニ對シ殘餘財産ノ分配
ヲ爲スニ付必要ナル金額

四 指定者ニ對スル讓受財産ノ對價ノ辨別ニ付整理委員會ノ指定スル額ニ滿タザル金額

第二十一條 削除

第二十二條 令第十五條第三項ノ登録國債ノ交付價格ハ整理委員會ガ當該登録國債ヲ取得シタ
ルトキノ取得價額ニ依ル

第二十三條 令第十九條ノ二ノ規定ニ依ル整理委
員會ノ承認ヲ受クルコトヲ要セス

一 公租又ハ公課ノ納付ヲ爲ス場合

二 相續税、財産税又ハ戰時補償特別税ノ延納ノ爲擔保ヲ提供スル場合

三 自作農創設特別措置法第三條、第十五條、第三十條、第三十三條第二項、第三十六條若
ハ第三十七條ノ規定ニ依リ不動産其ノ他ニ關スル權利ヲ政府ニ讓渡シ又ハ同法第二十三條

ノ規定ニ依リ農地ヲ交換スル場合

前項ノ場合ニ於テハ當該財産ノ明細、其ノ價額及事由ヲ遲滞ナク整理委員會ニ通知スベシ

第二十二條ノ三 整理委員會ハ左ノ各號ニ掲グル場合ニ於テハ令第十條第一項若ハ第二項ノ規定ニ依ル指示ヲ取消シ又ハ此等ノ指示ニ因ル財産ノ讓渡契約ヲ解除スルコトヲ得

一 當該指示ノアリタル財産ニ付國稅徵收法第十條ノ規定ニ依ル差押アリタル場合

二 持株會社ガ當該指示ノアリタル財産ヲ戰時補償特別稅ノ納付ニ充テ若ハ延納、擔保ニ供シ又ハ自作農創設特別措置法第三條、第十五條、第三十條、第三十三條第二項、第三十六條若ハ第三十七條ノ規定ニ依リ不動産其ノ他ニ關スル權利ヲ政府ニ讓渡シ若ハ第二十三條ノ規定ニ依リ農地ヲ交換セントスル場合

三 指定者ガ當該指示ノアリタル財産ヲ以テ前條第一項第一號乃至第三號ニ掲グル行爲ヲ爲サントスル場合

前項各號ニ該當スル場合ニ於テハ持株會社又ハ指定者ハ遲滞ナク當該財産ノ明細其ノ價額及事由ヲ整理委員會ニ申出ツベシ

第二十二條ノ四 令第二十九條ノ規定ニ依リ整理委員會ノ讓受財産ニ付生ズル所得ニ付取得稅ヲ賦課スル場合ニ於テハ當該所得金額ヨリ第十五條第二項ノ規定ニ依リ整理委員會ノ定ムル

當該財産ノ管理費用及第十六條第一項第一號ニ掲グル金額ノ合計額ヲ控除シタル金額ニ對シ之ヲ賦課ス但シ所得稅法第三十七條又ハ第四十一條ノ規定ニ依リ徵收スベキ所得稅ニ付テバ此ノ限ニ在ラズ

整理委員會ハ毎年四月一日迄ニ前項ノ讓受財産ニ付生ズル所得金額及前項ノ規定ニ依リ當該所得金額ヨリ控除スベキ金額ヲ各指定者ニ通知スベシ

前項ニ規定スル通知ノ期限ハ其ノ年四月一日以後ニ於テ令第四十三條ノ規定ニ依リ指定セラレタル者ニ付テハ其ノ指定ガ其ノ年四月一日以後六月三十日迄ニ爲サレタルトキハ其ノ年七月一日迄トシ其ノ指定ガ其ノ年七月一日以後九月三十日迄ニ爲サレタルトキハ其ノ年十月一日迄トス

第二十二條ノ五 令第二十九條第三項ニ規定スル持株會社ハ左ニ掲グル會社トス

- 一 株式會社三井本社
- 二 株式會社三菱本社
- 三 株式會社住友本社
- 四 合名會社安田保壽社
- 五 富士產業株式會社

第二十三條 前條ニ掲グル持株會社ガ其ノ小株主（當該會社ノ株金總額又ハ出資總額ノ百分
ノ一以下ノ株式又ハ社員ノ持分ヲ有スル者ヲ謂フ）ニ對シ令第二十九條第三項ノ期間中ニ
爲シタル殘余財産ノ分配ハ所得稅法、法人稅法及營業稅法ノ適用ニ關シテハ之ヲ法人ノ利
益ノ配當ト看做サズ

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

附 則（昭和二十二年總理廳令、大藏省令、司法省令第一號）

この命令は公布の日から、これを施行する。

昭和二十二年に限り第二十二條の四第二項中「四月二日」とあるのは「六月十五日」、同條
第三項中「四月一日」とあるのは「六月十五日」、「六月三十日」とあるのは「七月三十一
日」、「七月一日」とあるのは「八月一日」と讀み替へるものとする。

附 則（昭和二十二年總理廳令、大藏省令、司法省令第二號）

この命令は、公布の日から、これを施行する

この命令施行の日前に要した持株會社整理委員會の經費の支辨については、なお従前の例に
よる

連合軍總司令部經濟科學局公正取引實施部

〇九二二（四九二二、一七）R S S / F T P

昭和二十四年十一月十七日

覺 書 宛 先 持株會社整理委員會委員長

件 名 連合國人の利益保護のため留保された株式に關する件

一、持株會社整理委員會は、先に連合國人の賠償請求權保全のため留保された全株式につき、連合
國財産である株式の回復に關する政令（昭和二十四年政令第三百十號）の規定に従つてその留
保を解除すべきである。

二、右の株式について取られた各措置については、當部に報告すべきである。

公正取引實施部

部長事務取扱 R・M・ギリース

二四

GENERAL HEADQUARTERS
STAFF COMMANDER FOR THE ALLIED POWERS
Economic and Scientific Section
Fair Trade Practices Division

GENERAL HEADQUARTERS
SUPERIOR COMMANDER FOR THE ALLIED POWERS
Economic and Scientific Section
Fair Trade Practices Division

091.1(17 Nov 49)JWS/PPF

17 November 1949

MEMORANDUM FOR: Chairman, Holding Company Liquidation Commission
SUBJECT: Shares withheld to Protect United Nations
Nationals' Interests

1. The Holding Company Liquidation Commission will release all shares previously reserved to satisfy United Nations nationals' demands for restitution, subject to the provisions of the Ministry of Finance Cabinet Order concerning restoration of United Nations shares (Cabinet Order No. 310 of 1949).

2. A report of the actions taken in each case where shares are released will be furnished to Fair Trade Practices Division.
FOR THE CHIEF, ECONOMIC AND SCIENTIFIC SECTION:

R. M. GILLING
Acting Chief,
Fair Trade Practices Division (JWS/AC)

原本不明瞭

裏面白紙

檢第三八七號

昭和廿四年十一月廿二日

會計検査院長

佐

藤

基

持株會社整理委員會委員長 野田 岩次郎 殿

會計検査院は、持株會社整理委員會令の規定により、持株會社整理委員會の昭和二十三年事業年度後期の會計の検査を終えたところ、これに對し通知すべき意見はない。

二五

資料第十三明細

讓受株式銘柄別明細表

讓受有價証券処分明細表

一、譲受株式銘柄別明細表 (十月一日 - 十二月三十一日)

年月日	銘柄	株拂込額	数量	拂込金額	持株者別
一四一八	三菱重工業	5000	210	4600000	若狭興業
一七	三菱地所	1780	(197000)	111770000	三菱本社
一五	帝國燃料興業	1555	(17000)	12716000	北炭
一七	三菱銀行	3780	(7711)	3077770	内外通商
"	帝國銀行	3780	(7711)	3077770	東洋紡
一五	東滿洲産業	1700	(20000)	17770000	大日本紡
"	三菱重工業	1780	(7700)	17700000	古河電工
一七	三菱地所	1780	(7700)	17700000	岩崎孝
"	"	1780	(7700)	17700000	" 忠雄
"	"	1780	(7700)	17700000	" 彦彌太
一三八	大阪タイヤモト工業	5000	17700	22000000	住友電工
"	帝國燃料工業	5655	2000	12775000	住友本社
"	日本化工材工業		2710	17770000	"

二	帝國燃料興業	新	144,000	(100,000)	144,000,000	日本興業
一五	帝國銀行	一新	1,100	(1,000)	1,100,000	"
一九	"	一新	1,100	(1,000)	1,100,000	神戸製鋼所
"	日本海運	新	1,000	(1,000)	1,000,000	"
二〇	栗村鑛業所	新	1,000	(1,000)	1,000,000	住友電工
二七	三菱銀行	新	1,100	(1,100)	1,100,000	三菱本社
"	三菱信託		1,100	(1,100)	1,100,000	"
計			2,200	(2,200)	2,200,000	

註(一) 内は譲受済株式に對する未拂込徴收分につき合算せず

二、譲受公社債出資證券(十一月一日—十二月三十一日)

年月日	銘柄	株拂込額	數量	拂込金額	持株會社外 指定者
一一・二二	興業債券			1,200,000	日本郵船
計				1,200,000	

譲受有價證券處分明細表(自十一月一日至十二月三十一日)

一、總括表

緣故者	數量	金額	處分代金
入札	1,100	1,100,000	1,100,000
賣出(委託引受)	1,100	1,100,000	(1,100,000)
清算・償還	1,000	1,000,000	1,000,000
外國人財産	—	—	—
計	1,100	1,100,000	1,100,000
戦補財産税物納	—	—	—
減價額	1,100	1,100,000	—

(註) 1. 金額は株式及び出資證券については拂込金額、公社債については額面金額

2. (一) 内數字は増資新株式引受權及び買受權

各處分株式銘柄別明細表 (自十一月一日至十二月三十一日)

拂出日	銘柄	一株額	数量	拂込金額	一株額	處分代金	方處 法分	決 定 百 額	決 割 百 當
二九	夕張製作所	五〇〇〇	八〇〇	四〇〇〇〇〇	五〇〇〇	二二五〇〇〇〇	地入	八二二	一〇一八
二九	東洋製鐵	五〇〇〇	五〇	二五〇〇	一〇〇〇	五〇〇〇〇〇	特入	五二二	一〇一〇
二九	岡本工作機械製作所	五〇〇〇	六〇〇〇	三〇〇〇〇〇	五〇〇〇	一五五〇〇〇〇	地入	五二二	一〇一〇
二九	都酒造	五〇〇〇	二〇〇	一〇〇〇〇	五〇〇〇	一〇〇〇〇〇	地入	八二二	一〇一八
二九	日本フェルト	五〇〇〇	二〇〇	一〇〇〇〇	五〇〇〇	一〇〇〇〇〇	地入	九	一〇一四
二九	(一一新)	五〇〇〇	二〇〇	一〇〇〇〇	五〇〇〇	一〇〇〇〇〇	地入	九	一〇一四
二九	(三一新)	五〇〇〇	一〇〇	五〇〇〇	五〇〇〇	五〇〇〇〇	地入	九	一〇一四
二九	鹽野化工(新)	五〇〇〇	一〇〇	五〇〇〇	五〇〇〇	五〇〇〇〇	地入	九	一〇一四
二九	栗林商船	五〇〇〇	二〇〇	一〇〇〇〇	五〇〇〇	一〇〇〇〇〇	地入	九	一〇一四
二九	日産近海機船	五〇〇〇	二〇〇	一〇〇〇〇	五〇〇〇	一〇〇〇〇〇	地入	九	一〇一四
二九	日伯綿花	五〇〇〇	一〇〇	五〇〇〇	五〇〇〇	五〇〇〇〇	地入	九	一〇一四
二九	山本汽船	五〇〇〇	二〇〇	一〇〇〇〇	五〇〇〇	一〇〇〇〇〇	地入	九	一〇一四
二九	北海機船	五〇〇〇	二〇〇	一〇〇〇〇	五〇〇〇	一〇〇〇〇〇	地入	九	一〇一四

一七	井上電機製作所	五〇〇〇	四六五九	三三九五〇	六〇〇〇	二七九五四〇〇〇	縁	一〇二六	一〇一〇
八	東京機器	五〇〇〇	九〇〇〇	四〇〇〇〇	六〇〇〇	五四〇〇〇〇〇〇	縁	一〇二一	一〇一四
二四	東信電機	五〇〇〇	一七六九	六三三五〇	一〇〇〇	一三六七〇〇〇	縁	一〇三〇	一〇一八
二八	横河電機	五〇〇〇	二七九三〇	一三八九五〇〇	五九〇〇	一六三九六一〇〇〇	縁	一〇一〇	一〇一五
八	熱帯産業	四〇〇〇	五七〇〇〇	一七六七五〇〇	一〇〇	五七〇〇〇〇〇	縁	九三〇	一〇一八
九	大阪染工	五〇〇〇	三六七〇〇	一八三五〇〇〇	一七六〇〇	六五三三六〇〇〇〇	縁	七二五	一〇一四
一七	大洋化工木材	五〇〇〇	九〇〇〇	四五〇〇〇〇	五〇〇	四五〇〇〇〇〇〇	縁	九三〇	一〇一〇
二一	別府化学工業	五〇〇〇	一三三〇〇〇	六二〇〇〇〇〇	五〇〇〇	六二〇〇〇〇〇〇〇	縁	一〇一四	一〇一〇
〃	愛知織布	五〇〇〇	三六九〇	一八四五〇〇	一〇〇〇〇	六二七三〇〇〇〇〇	縁	一〇一〇	一〇一〇
二九	王子造林	五〇〇〇	九七九〇〇	四八九五〇〇〇	四三〇〇	四四〇五五〇〇〇〇	縁	八一九	一〇一五
七	石川島重工業	五〇〇〇	一八〇五五	九〇二九〇〇	六三三〇	一四六四二九〇〇	縁	一〇一四	一〇一四
二八	松原工業	五〇〇〇	一〇〇〇	五〇〇〇〇	二八九二	二八九二〇〇〇	清算		
〃	大和興業	五〇〇〇	三〇〇〇	一五〇〇〇〇	一九三五	五八〇五〇〇〇	清算		
一八	日東工業(新)	三〇〇〇	一〇一〇	五五五〇〇	八五〇〇	一九七九三四〇〇〇	失	一〇二五	一〇一五
二二	横濱護膜製造	五〇〇〇	二三八六五	一七六四二〇〇			櫃		

〃	昭和電線電纜	五〇〇〇	一〇二二二五	八六三二一〇〇	三〇〇〇	五二〇〇〇〇〇〇	縁	一〇二六	一〇一五
八	浅野物産	五〇〇〇	一〇二二二〇	五〇二四四〇〇	三〇〇〇	五〇二四四〇〇〇〇	縁	一〇二四	一〇一四
二八	日本エヤブレーキ	五〇〇〇	一〇二二二〇	五〇二四四〇〇	三〇〇〇	五〇二四四〇〇〇〇	縁	一〇二六	一〇一五
〃	〃(新)	五〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇〇〇〇〇	縁		
一四	日本擬革製造	五〇〇〇	五〇二四四	一五二二六三〇	〇〇〇	一五二二六三〇〇〇	縁	一〇二二	一〇一五
二四	日本建鐵工業	五〇〇〇	一〇二二二〇	六二八〇〇〇〇	一〇〇〇	一〇二二二〇〇〇〇	縁	一〇二六	一〇一五
二七	川西機械製作所(新)	一〇五〇	一〇二二二〇	六二八〇〇〇〇	一〇〇〇	一〇二二二〇〇〇〇	縁	〇二六	一〇一五
〃	帝國酸素	五〇〇〇	六〇〇〇	三〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇	一〇二二二〇〇〇〇	縁	一〇二二	一〇一五
〃	〃(新)	五〇〇〇	一〇二二二〇	一五二二六三〇	〇〇〇	一五二二六三〇〇〇	縁		
一四	日本化学肥料	五〇〇〇	五〇二四四	一五二二六三〇	〇〇〇	一五二二六三〇〇〇	縁	一〇二二	一〇一五
二二	日新機械工業	五〇〇〇	三〇〇〇〇	一五〇〇〇〇〇	五〇〇	一五〇〇〇〇〇〇〇	縁	一〇二四	一〇一五
〃	日立電鐵(新)	五〇〇〇	一〇二二二〇	六二八〇〇〇〇	一〇〇〇	一〇二二二〇〇〇〇	縁	一〇二六	一〇一五
二八	京都金網興業	五〇〇〇	一〇二二二〇	六二八〇〇〇〇	一〇〇〇	一〇二二二〇〇〇〇	縁	一〇二六	一〇一五
二七	關東特殊製鋼	五〇〇〇	一〇二二二〇	六二八〇〇〇〇	一〇〇〇	一〇二二二〇〇〇〇	縁	一〇二六	一〇一五
〃	興國鋼線索	五〇〇〇	一〇二二二〇	六二八〇〇〇〇	一〇〇〇	一〇二二二〇〇〇〇	縁	一〇二六	一〇一五

一七	丸子鋼材工業	五〇〇〇	五五〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇〇〇	一七	一七
一八	愛知工機	五〇〇〇	五〇〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇〇〇	一八	一八
一九	大日本航空	五〇〇〇	一〇〇〇	五〇〇〇〇	五〇	一〇〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇〇	一九	一九
二〇	名古屋港運	五〇〇〇	一五五〇	五〇〇〇〇	五〇	一〇〇〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇〇〇	二〇	二〇
二一	日曹石炭販賣	五〇〇〇	五〇〇〇	一〇〇〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇〇〇	二一	二一
二二	港南造船	五〇〇〇	一〇〇〇	一五〇〇〇	一〇〇	一〇〇〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇〇〇	二二	二二
二三	日本格外人絹糸	五〇〇〇	一〇〇	五〇〇〇	五〇	一〇〇〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇〇〇	二三	二三
二四	長谷川製作所	五〇〇〇	五〇〇	一〇〇〇〇	一〇〇	一〇〇〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇〇〇	二四	二四
二五	愛知織布	五〇〇〇	一〇〇	一五〇〇〇	一〇〇	一〇〇〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇〇〇	二五	二五
二六	關西輕金屬生工業	五〇〇〇	一〇〇	一五〇〇〇	一〇〇	一〇〇〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇〇〇	二六	二六
二七	東洋鐵工所	五〇〇〇	一〇〇〇	五〇〇〇〇	五〇〇	一〇〇〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇〇〇	二七	二七
二八	特殊産業	五〇〇〇	一〇〇	一五〇〇〇	一〇〇	一〇〇〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇〇〇	二八	二八
二九	薬水園	五〇〇〇	一〇	五〇〇	一〇	一〇〇〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇〇〇	二九	二九
三〇	千葉製作所	五〇〇〇	一〇〇	一〇〇〇〇	一〇〇	一〇〇〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇〇〇	三〇	三〇
計									

一	朝日精麻	五〇〇〇	一〇〇	一五〇〇〇	一〇〇	一五〇〇〇〇〇	一五〇〇〇〇〇	一	一
二	協和商事	五〇〇〇	五〇〇〇	一〇〇〇〇〇	五〇〇	一〇〇〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇〇〇	二	二
三	東亞理化學工業	五〇〇〇	五〇〇〇	一〇〇〇〇〇	五〇〇	一〇〇〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇〇〇	三	三
計									

三處分公社債出資證券銘柄別明細表(十一月一日〜十二月三十一日)

年月日	銘柄	柄	拂込額	数量	拂込(額面金額)	處分價額	處分代金	處分方法
11/11	日本發送電第三同は	號物上擔保附社債			¥0000000		¥0000000	償還
"	大阪商船第十四同社債	號物上擔保附社債			100000000		111111100	"
"	關東配電第三同	號物上擔保附社債			¥0000000		¥0000000	"
"	"	"			¥0000000		¥0000000	"
"	"	"			100000000		101111111	"
"	扶桑金屬工業第二同	號物上擔保附社債			¥0000000		¥0000000	"
"	安喜織物	號物上擔保附社債	10000	1250	¥0000000		¥0000000	償還
"	大和證券投資信託受	號物上擔保附社債	¥00000	100	100000000	11000	111111100	償還
"	益野證券投資信託受	號物上擔保附社債	¥00000	100	¥0000000	43222	4322210	償還
"	益野證券投資信託受	號物上擔保附社債	¥00000	100	¥0000000	58033	5803310	償還
"	益野證券投資信託受	號物上擔保附社債	¥00000	100	¥0000000	57755	5775510	償還
"	"	"	¥00000	100	¥0000000	57755	5775510	償還
"	"	"	¥00000	100	¥0000000	57755	5775510	償還

一	野村證券投資信託受 益證券(四二回)	100000	100	500000000	56781000	債 還
二	三榮機業場(有)	100000	1200	120000000	29250000	債 還
三	和歌山染色加工(有)	100000	111	111000000	15822500	清 算
四	鐘紡第一回S號物上 擔保附社債		1	50000000	50000000	債 還
五	日新化學工業第一回 S號物上擔保附社債		1	50000000	50000000	債 還
計				1022500000	1222500000	

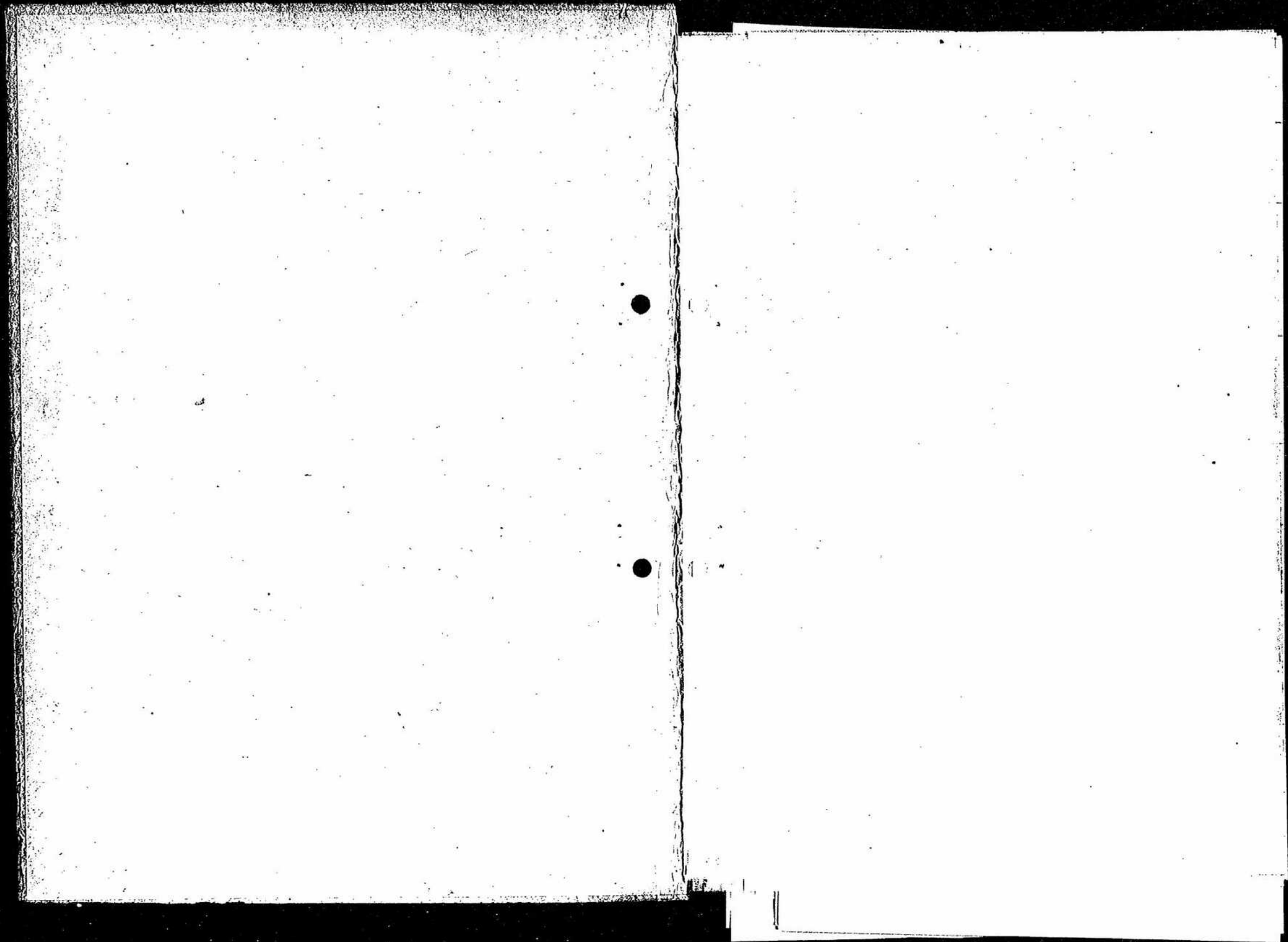
四處分増資新株式引受権明細表(十一月一日—十二月三十一日)

年月日	銘柄	数量	一株處分價額	處分代金	處分方法
一〇一八	住友化工(買)	一九五五	1000	1955000	引 入
五	京三製作所	一七五〇	〇五〇	875000	八〇九
八	日本精密電機	一五八	〇一〇	15800	八一七
八	聯合紙器	五七五〇	〇九〇	517500	八一五
〃	帝國石油	五〇	二五〇〇	125000	八一七
一六	東京コンチツト	一六七一	〇一〇	167100	八一八
二五	日本發送電	二八三六	〇一〇	283600	八一八
〃	相羽工業	四五〇〇	〇一〇	450000	八一八
〃	東京仕器製作所買	八八〇	〇五〇	440000	八一八
二九	不動化學工業	一〇二二	〇五〇	511000	八一八
〃	株名産業	二五九七	〇二〇	519400	八一八
〃	日本油化工業	九二八八	〇一〇	928800	八一八

一五〇〇	石島浦(買)	九〇八二〇	〇一〇	九〇八二〇〇	縁
一五〇〇	渡邊鐵工所(買)	九三二〇〇	〇一〇	九三三〇〇〇	地
二〇〇〇	三菱鑛業	一七〇〇〇	〇一〇	一七〇〇〇〇	八七〇
二〇〇〇	新中央工業(買)	五二五八〇	〇五〇	五二七九〇〇	八八七
計		六五六五八	一五〇	六五〇〇三六〇	入

減價有價證券銘柄別明細表(十一月一日—十二月三十一日)

年月日	銘柄	減 資		減價数量金額		減 資	
		拂込額	数量	拂込金額	数量	拂込額	数量
一	東亜燃料工業	圓	〇	〇	〇	〇	〇
二	三菱銀行(新)	圓	〇	〇	〇	〇	〇
三	三菱銀行(新)	圓	〇	〇	〇	〇	〇
四	東和汽船	圓	〇	〇	〇	〇	〇
五	三菱銀行(新)	圓	〇	〇	〇	〇	〇
六	三菱銀行(新)	圓	〇	〇	〇	〇	〇
七	船橋無線電信電話	圓	〇	〇	〇	〇	〇
計							



資料第十七明細

株式処分計画書承認状況明細表

124

123



1 : 28

Report of the Board of Education

教育委員會報告書

Table with 4 columns: Title of Department, Number of Pupils, Total Amount, and Japanese Title.

Title of Department	Number of Pupils	Total Amount	Japanese Title
Teachers	14,120	322,200	其 他
Others	0	0	其 他
Public Schools	46,800	96,800	一 般 人
Private Schools	0	0	私立 校 校
Local Institutions	0	0	地 方 機 關
Employees	14,608	322,200	員 業 給
Total	75,528	741,000	

* Disposal proceeds of the stocks which have transferred will be added on the amount of the stocks of the same kind.

※ 同種株式の譲渡による売却収入は同種株式の金額に算入する。

總務課 印



Report of stock Disposal Plans Approved Pursuant to Imperial Ord. No. 567

昭和24年11月10日提出

—Ten-day Report of

勅令第五六七號關係株式(持分)處分計畫書承認に關する報告書

I. ueda
Executive Commissioner H. C. I. C.
持株會社整理委員會

Date

No. 1

昭和24年11月上旬分

常務委員 野田 岩次郎

證券第一節第四條

Stock-Holders 株式保有者	Stock Issuing Companies 株式發行會社	Per share 一株當り		Number of shares 株數	Total of Paid up amount 拂込金額合計	Disposal Price 處分價額		Name of Transferee 處分先	Date of Approval 承認年月日	Plans submitted under the Provisions of 處分計畫書提出條文	Remarks 摘要
		Paid-up amount 額面	Paid-up amount 拂込			Per share 一株當り	Total 合計額				
ハナミ自動車株式會社	自動車ねち工業株式會社	50	50	10,000	500,000	50	500,000	從業員	24.10.21	19	(綜合申請) X
朝日生命保險相互會社	株式會社第一信託銀行	"	"	2,000	100,000	時價		"	"	33	X
"	"	"	"	2,000	100,000	"		"	"	"	X
東亞ペイント株式會社	日本塗土工業株式會社	"	"	3,000	150,000	41.67	125,010	"	"	19	X
日産自動車株式會社	日産自動車株式會社	"	"	1,700	85,000	55	93,500	"	"	"	163
朝日生命保險相互會社	株式會社 横河橋梁製作所	"	"	3,500	175,000	50	175,000	"	"	22	X
玉井造船株式會社	東山船渠工業株式會社	"	"	520	26,000	69	35,880	"	"	19	161-(2)
日本セメント株式會社	宮地海運株式會社	"	"	10	500	50	500	"	10.22	22	X
南洋海運株式會社	日の丸航運株式會社	"	"	34,300	1,715,000			繼續保有	"	"	X
"	"	"	25	36,000	900,000			"	"	"	X
大洋漁業株式會社	大和木材株式會社	"	50	2,000	100,000	30	60,000	一般處分	"	"	159
宗像産業株式會社	宗像造船株式會社	"	"	1,000	50,000	50	50,000	地方居住者	"	"	158
東洋棉花株式會社	株式會社東亞鐵工所	"	"	5,000	250,000	"	250,000	從業員	"	23	161-(3)
東亞港灣工業株式會社	長府船渠株式會社	"	"	70,000	3,500,000	15	1,050,000	一般處分	"	"	159
株式會社 富島組	日本通運株式會社	"	"	502	25,100	時價		地方居住者	"	"	158
" (櫻井勤助)	"	"	"	30	1,500	"		"	"	"	"
" (家坂喜)	"	"	"	10	500	"		"	"	"	"
橋式倉庫富島組	岩國貨物自動車株式會社 (舊山口縣貨物自動車物)	"	"	392	19,600	55	21,560	從業員	"	22	X
昭榮製糸株式會社	日本鋼管株式會社	"	"	150	7,500	時價		一般處分	"	"	160
日興工業株式會社	三原精機製造株式會社	"	"	600	30,000	32	19,200	從業員	"	"	163
特殊輕合金株式會社	東京芝浦電氣株式會社	"	"	111	5,550	時價		地方居住者	"	23	158
"	東京芝浦電氣株式會社	"	"	131	6,550	"		"	"	"	"
宗像産業株式會社	三井山崎株式會社	"	"	500	25,000	"		"	"	"	"
日本冷蔵株式會社	關西製氷株式會社	"	"	8	400	70	560	"	"	22	"
" (鈴木里司)	"	"	"	50	2,500	"	3,500	"	"	"	"

Notice: Disposal Plans marked off with the number in Remarks have been already submitted together with the Composite Stock Disposal Plans with the number. Disposal Plans marked off with x are attached herewith.

裏面白紙

Report of stock Disposal Plans Approved Pursuant to Imperial Ord. No. 567

昭和 24 年 11 月 10 日提出

—Ten-day Report of

勅令第五六七號關係株式(持分)處分計畫書承認に關する報告書

I. neda
Executive Commissioner H. C. I. C.
持株會社整理委員會

Date

No. 2

昭和 年 月 旬分

常務委員 野田 岩次郎

Stock-Holders 株式保有者	Stock Issuing Companies 株式發行會社	Per share 一株當り		Number of shares 株數	Total of Paid up amount 拂込金額合計	Disposal Price 處分價額		Name of Transferee 處分先	Date of Approval 承認年月日	Plans submitted under the Provisions of 處分計畫書提出條文	Remarks 備註(綜合計畫書)
		Face Value 額面	Paid-up amount 拂込			Per share 一株當り	Total 合計額				
日本冷蔵株式會社 (佐藤正夫)	關西製氷株式會社	50	50	50株	2,500	70	3,500	地方居住者	24.10.22	22	158
" (奥田清一)	"	"	"	50	2,500	"	3,500	"	"	"	"
鐘淵曹達工業株式會社	日本合成化學株式會社	"	"	50,190	2,509,500	時價		一般處分	"	23	160
小野田セメント株式會社	日本發送電株式會社	"	12.50	500	6,250	時價 57.50円/株		地方居住者	10.24	"	158
江商株式會社	日南産業株式會社	"	50	1,000	50,000	10.50	10,500	従業員	"	22	X
東洋棉花株式會社	"	"	"	1,000	50,000	"	10,500	"	"	"	X
竹田産業株式會社	福井編織株式會社	"	"	2,100	105,000	15	31,500	"	"	19	163
日國工業株式會社	"	"	"	3,000	150,000	"	45,000	"	"	"	"
日本水産株式會社	合同漁業株式會社	"	"	103,163	5,158,150			繼續保有	"	22	X
南洋海運株式會社	大和航運株式會社	"	"	48,000	2,400,000			"	10.25	"	X
東洋機工株式會社	株式會社横濱製作所	"	"	7,400	70,000			"	10.25	"	X
倉敷レーヨン株式會社	三興株式會社	"	25	1,000	25,000	2.50	2,500	従業員	"	"	X
"	藤織料工業株式會社	"	50	6,000	300,000	"	15,000	一般處分	10.29	23	162
玉井商船株式會社	東出船渠工業株式會社	"	"	5,750	287,500	69	396,750	地方居住者	10.31	19	161
石川高芝浦タービン株式會社	株式會社水瀧物工所	"	"	7,200	360,000	30	216,000	"	"	23	"
神戸生糸株式會社	株式會社東洋特許品製作所	20	20	7,500	150,000			繼續保有	"	22	X
光生命保險相互會社	東洋汽船株式會社	50	50	5,415	270,750			"	"	"	X
"	"	"	25	1,804	45,100			"	"	"	X
宗像産業株式會社	宇部興産株式會社	"	50	750	37,500	時價		地方居住者	"	"	161
東洋棉花株式會社	株式會社東亜織工所	"	"	1,000	50,000	50	50,000	"	"	23	161-(3)
神戸工業株式會社	興亜照明工業株式會社	"	"	800	40,000	5	4,000	地方、一般	"	22	161 162
11月上旬合計	42件			421,186株	19,845,450		3,173,460				
11月上旬迄の總計	2898件			63,023.5株	7,166,800		4,632,068				
				17,666,986	757,040,645		716,520,695.50				

Notice: Disposal Plans marked off with the number in Remarks have been already submitted together with the Complete Stock Disposal Plans with the number. Disposal Plans marked off with x are attached herewith,

裏面白紙

Details of Disposition during these Ten-day 本 旬 中 處 分 内 詳				Details of Disposition since Commencement 本 旬 迄 の 處 分 内 詳			
	Number of shares 株 数	Total of Paid up amount 拂 込 金 額	Disposal Price 處 分 價 額	Number of shares 株 数	Total of Paid up amount 拂 込 金 額	Disposal Price 處 分 價 額	
Employees 従 業 員	0	0	0	23,402 口 37.1 %	2,594,900	1,997,932	
	36,822	1,816,100	1,320,650	4,750,836 株	205,882,962.50	248,555,240.72	
Local Residents 地 方 居 住 者	0	0	0	17,582.51	2,132,000	2,251,277	
	18,392	900,850	727,560	3,663,397 株	158,107,172.50	206,702,002.62	
Public Sale 一 般 人	0	0	0	4,410 口	490,500	382,859	
	128,390	6,419,500	1,125,250	4,175,247 株	187,073,312.50	259,590,162.16	
Others 其 他	0	0	0	17,629 口	1,949,400	0	
	237,582	10,709,000	0	5,077,506 株	205,977,197.50	1,673,289.95	

※ Disposal Proceeds of the Stocks which have marketability will be added on receipt of the company's report
時價處分のものを通じて実際の處分價額の報告あり次第追加する。

裏
面
白
紙

010001	
010002	
010003	
010004	
010005	
010006	
010007	
010008	
010009	
010010	
010011	
010012	
010013	
010014	
010015	
010016	
010017	
010018	
010019	
010020	
010021	
010022	
010023	
010024	
010025	
010026	
010027	
010028	
010029	
010030	
010031	
010032	
010033	
010034	
010035	
010036	
010037	
010038	
010039	
010040	
010041	
010042	
010043	
010044	
010045	
010046	
010047	
010048	
010049	
010050	
010051	
010052	
010053	
010054	
010055	
010056	
010057	
010058	
010059	
010060	
010061	
010062	
010063	
010064	
010065	
010066	
010067	
010068	
010069	
010070	
010071	
010072	
010073	
010074	
010075	
010076	
010077	
010078	
010079	
010080	
010081	
010082	
010083	
010084	
010085	
010086	
010087	
010088	
010089	
010090	
010091	
010092	
010093	
010094	
010095	
010096	
010097	
010098	
010099	
010100	

總務課 印
昭和 24 年 11 月 20 日提出



Report of stock Disposal Plans Approved Pursuant to Imperial Ord. No. 567

—Ten-day Report of

勅令第五六七號關係株式(持分)處分計畫書承認に關する報告書

Chairman I. Noda
Executive-Commissioner H. C. I. O.
持株會社整理委員會

常務委員 野田 岩次郎

Date

No. 1

昭和 24 年 11 月 中 旬 分

證券第一部長官

Stock-Holders 株式保有者	Stock Issuing Companies 株式發行會社	Per share 一株當り		Number of shares 株數	Total of Paid up amount 拂込金額合計	Disposal Price 處分價額		Name of Transferees 處分先	Date of Approval 承認年月日	Plans submitted under the Provisions of 處分計畫書提出條文	Remarks 備註
		Face Value 額面	Paid-up amount 拂込			Per share 一株當り	Total 合計額				
昭和電線電纜株式會社	日本發達電 株式會社	50	50	1,000株	50,000	時價		一般處分	24.11.1	23	161 162
日本ハヤイト株式會社	"	"	"	50	2,500	"		地方居住者	"	"	"
山本汽船株式會社	大阪機船株式會社	"	25	31,300	782,500	3	93,900	地方・一般	"	"	"
都島産業株式會社	都島鐵機販賣株式會社	"	50	150	7,500			繼續保有	"	22	X
東洋高壓工業株式會社	新潟硫酸株式會社	"	"	1,000	50,000	60	60,000	從業員	11.2	"	X
"	"	"	25	250	6,250	35	8,750	"	"	"	X
日興工業株式會社	三鷹精機製造株式會社	"	50	24,200	1,210,000	32	774,400	地方・一般	11.4	"	163 164
旭工機株式會社	日本ハードウェア株式會社	"	"	1,000	50,000	35	35,000	從業員	"	"	X
東邦水産株式會社	株式會社 函館新聞社	"	"	700	35,000	50	35,000	地方居住者	"	"	163
川崎汽船株式會社	新潟臨海開發株式會社	"	"	11,722	586,100	52	609,544	從業員	"	19	168
昭榮製糸株式會社	株式會社 日立製作所	"	"	4,000	200,000	時價		一般處分	"	22	162
北海船柏株式會社	大阪機船株式會社	"	25	2,000	50,000	7	14,000	地方居住者	"	23	163
明治生命保險相互會社	三菱化工機株式會社	"	50	4,200	210,000			繼續保有	"	22	X
昭榮製糸株式會社	不二越鋼材工業株式會社	"	"	4,000	200,000	62	248,000	地方居住者	11.7	"	163
日産自動車販賣株式會社	愛知日産自動車株式會社	"	"	7,100	355,000	55	390,500	"	"	19	"
倉敷レイヨン株式會社	加茂耐火工業株式會社	"	"	5,600	280,000	35	196,000	"	"	"	"
東山農事株式會社	鐘淵紡績株式會社	"	"	2,813	140,650	時價		一般處分	"	22	164
"	"	"	"	482	24,100	"		"	"	"	"
日本パル工業株式會社	太平木材株式會社	"	"	800	40,000			繼續保有	"	"	X
東山農事株式會社	富士紡績株式會社	"	"	1,150	57,500	時價		一般處分	"	"	164
竹田産業株式會社	福井織機株式會社	"	"	1,140	57,000	15	17,100	地方居住者	"	19	163
兩毛産業株式會社	有限會社 足利製粉所	100	100	150	15,000	100	15,000	"	"	22	"
扶桑海運株式會社	株式會社 國際海運俱樂部	"	"	2株	200	85	170	"	"	"	162-(2) 163, 164
關口汽船株式會社	"	"	"	2	200	"	170	"	"	"	"
玉井商船株式會社	"	"	"	4	400	"	340	"	"	"	"

Notice: Disposal Plans marked off with the number in Remarks have been already submitted together with the Composite Stock Disposal Plans with the number. Disposal Plans marked off with x are attached herewith.

裏面白紙

Report of stock Disposal Plans Approved Pursuant to Imperial Ord. No. 567

昭和 年 月 日提出

Ten-day Report of

L. noda

Executive Commissioner H. C. I. C.

勅令第五六七號關係株式(持分)處分計畫書承認に関する報告書

持株會社整理委員會

Date

常務委員 野田 岩次郎

No. 2

昭和 年 月 旬分

Stock-Holders 株式保有者	Stock Issuing Companies 株式發行會社	Per share 一株當り		Number of shares 株 數	Total of Paid up amount 拂込金額合計	Disposal Price 處分 價 額		Name of Transferees 處分先	Date of Approval 承認年月日	Plans submitted under the Provisions of 處分計畫書提出條文	Remarks 摘 要
		Face Value 額 面	Paid-up amount 拂 込			Per share 一株當り	Total 合 計 額				
南洋海運株式會社 三菱汽船株式會社(本會社)	株式會社南洋海運俱樂部 "	100	100	2株	200	85	170	一般處分	24.11.7	22	162-(2) 163, 164
宗像産業株式會社	日本汽船株式會社	50	50	50	2,500	"	1,700	地方居住者	"	"	"
川崎汽船株式會社	新海陸運送株式會社	"	"	1,750	87,500	75	131,250	繼續保有	11.9	"	X
株式會社富島組	合資會社廣島商船組	100	100	150口	15,000	100	15,000	從 業 員	11.10	19	168
東京生命保險相互會社	野村證券株式會社	50	50	10,000株	500,000	50	500,000	"	"	"	X
//A 中旬 合計				300口	30,000		30,000				
				116,487株	4,987,100		3,115,994				
				63,323口	7,196,800		4,662,068				
//A 中旬迄の總計				17,783,473株	762,027,745		723,827,299.59				
備 考		上記處分價格合計額には時價處分價格の判明したものを含む (10月1日より10月31日迄に處分報告書に到着したもの)									
		從業員處分		28,800							
		地方居住者處分		1,520,210							
		一般處分		3,641,600							
		計		4,190,610							

Notice: Disposal Plans marked off with the number in Remarks have been already submitted together with the Composite Stock Disposal Plans with the number. Disposal Plans marked off with X are attached herewith.

裏面白紙



總務課 印
昭和 24 年 11 月 30 日 提出

Report of stock Disposal Plans Approved Pursuant to Imperial Ord. No. 567

---Ten-day Report of

勅令第五六七號關係株式(持分)處分計畫書承認に關する報告書

I. Ueda
Executive Commissioner H. C. I. C.
持株會社整理委員會

Date
No. 1.

昭和 24 年 11 月 下旬分

野田 岩次郎
委員長
證券第一部第三課

Stock-Holders 株式保有者	Stock Issuing Companies 株式發行會社	Per share 一株當り		Number of shares 株 數	Total of Paid up amount 拂込金額合計	Disposal Price 處 分 價 額		Name of Transfers 處 分 先	Date of Approval 承 認 年 月 日	Plans submitted under the Provisions of 處分計畫書提出條文	Remarks 摘 要 (綜合計畫書)	
		Face Value 額 面	Paid-up amount 拂 込			Per share 一株當り	Total 合 計 額					
(1)※	四國機械工業株式會社	50	50	9,600 株	480,000	30	288,000	從業員	24.11.12	23	×	
	(諫山末次郎)	"	"	100	5,000	"	3,000	"	"	"	×	
	(西池成輝)	"	"	100	5,000	"	3,000	"	"	"	×	
	(加納庄三郎)	"	"	100	5,000	"	3,000	"	"	"	×	
(2)※	株式會社藤永田造船所	"	"	1,000	50,000	時 價		一般處分	11.14.	"	167	
	昭和鑛業株式會社	"	"	17,000	850,000	10	170,000	S.C.L.C. = 委託	"	22	166	
	"	"	"	"	20,500	1,025,000	"	205,000	"	"	"	
	"	"	"	"	33,000	1,650,000	"	330,000	"	"	26	166-(2)
	日本セメント株式會社	"	"	543	27,150	35	19,005	一般處分	"	22	167	
	安田興業株式會社	"	"	25,504	1,275,200	50	1,275,200	從業員	"	26	×	
	光生命保險相互會社	"	"	7,335	366,750	時 價		一般處分	"	22	167	
	日新生命保險相互會社	"	"	5,000	250,000	"		"	"	33	"	
	"	"	"	"	1,400	70,000	"		"	"	"	
	"	"	"	"	200	10,000	"		"	"	"	
(3)※	國民生命保險相互會社	"	"	4,500	225,000	"		"	"	22	"	
	"	"	"	6,750	337,500	"		"	"	33	"	
	"	"	"	3,000	150,000	"		"	"	"	"	
	"	"	"	8,400	420,000	"		"	"	22	"	
	"	"	"	10,000	500,000			繼續保有	"	"	×	
株式會社大阪銀行	"	"	10,000	500,000	"		"	"	"	×		
明治生命保險相互會社	"	"	10,000	500,000	"		"	"	"	×		
(4)※	刈谷車体株式會社	"	"	56,160	2,808,000	"		"	"	"	"	
	日新生命保險相互會社	"	"	200	10,000	時 價		一般處分	"	26	165-(2)	
	"	"	"	"	5,000	250,000	"	"	"	33	167	
	"	"	"	"	2,000	100,000	"		"	"	"	
株式會社川崎重工業株式會社	"	"	750	37,500	48	36,000	從業員	"	23	171		

Notice: Disposal Plans marked off with the number in Remarks have been already submitted together with the Composite Stock Disposal Plans with the number. Disposal Plans marked off with x are attached herewith.

裏面白紙

Report of stock Disposal Plans Approved Pursuant to Imperial Ord. No. 567

昭和 年 月 日提出

---Ten-day Report of

I. neda

Executive Commissioner H. C. I. C.

持株會社整理委員會

勅令第五六七號關係株式(持分)處分計畫書承認に關する報告書

Date

No.

昭和 年 月 旬分

常務委員 野田 岩次郎

空四以

Stock-Holders 株式保有者	Stock Issuing Companies 株式發行會社	Per share 一株當り		Number of shares 株 數	Total of Paid up amount 拂込金額合計	Disposal Price 處 分 價 額		Name of Transferes 處 分 先	Date of Approval 承 認 年 月 日	Plans submit- ted under the Provisions of 處分計畫書 提出條文	Remarks 摘 要	
		Face Value 額 面	Paid-up amount 拂 込			Per share 一株當り	Total 合 計 額					
※ 26 條による變更												
												(1) 日本天然瓦斯工業株式會社株式 38,000 株は (保有者、昭和興業株式會社) 地方居住者處分として承認済であつたがその後譲受人側が資金難で實行不可能となつたため B O L O 委託處分に變更す
												(2) 株式會社富士銀行株式 10,200 株は (保有者、安田興業株式會社) 企業再建整備法による保有者の決定整備計畫により保有新株株式が割合の割合を以て失權、株數減少せるため 25,504 株に變更す
												(3) 國際商事株式會社株式 200 株は (保有者、刈谷車体株式會社) 地方居住者處分として承認済であつたがその後、發行會社は 6 月 14 日附解散登記をしたため譲受人は譲受を取消し他に買受希望者がないたため保有者に於て同社清算終了迄繼續保有する事に變更す

Notice: Disposal Plans marked off with the number in Remarks have been already submitted together with the Composite Stock Disposal Plans with the number. Disposal Plans marked off with x are attached herewith.

裏
面
白
紙

1												
2												
3												
4												
5												
6												
7												
8												
9												
10												
11												
12												
13												
14												
15												
16												
17												
18												
19												
20												
21												
22												
23												
24												
25												
26												
27												
28												
29												
30												

Details of Disposition during these Ten-day 本 旬 中 處 分 内 詳				Details of Disposition since Commencement 本 旬 迄 の 處 分 内 詳			
	Number of shares 株 数	Total of Paid up amount 拂 込 金 額	Disposal Price 處 分 價 額	Number of shares 株 数	Total of Paid up amount 拂 込 金 額	Disposal Price 處 分 價 額	
Employees 従 業 員	100 口 70,438 株	10,000 3,521,900	10,000 4,150,400	23,652 口 4,816,796 株	37.1% 209,174,712.50	2,022,932 252,568,984.79	
Local Residents 地 方 居 住 者	332 口 0	166,000 0	166,000 0	18,064.5 口 3,693,518 株	28.3 19.9	2,313,000 209,455,592.69	
Public Sale 一 般 人	0 122,628 株	0 6,131,400	0 724,005	4,410 口 4,320,122 株	6.9 23.2	490,500 263,153,837.16	
Others 其 他	0 676,360 株	0 18,818,000	0 0	17,629 口 5,759,066 株	27.7 31.0	1,949,400 1,673,289.95	

※ Disposal Proceeds of the Stocks which have marketability will be added on receipt of the company's report
時價處分ものは追って実際の處分價額の報告あり次第追加する。

裏面白紙

D. I. C.
會 員
浪 夫

Year	Number of Shares	Disposal Price
1997		
1998		
1999		
2000		
2001		
2002		
2003		
2004		
2005		
2006		
2007		
2008		
2009		
2010		
2011		
2012		
2013		
2014		
2015		
2016		
2017		
2018		
2019		
2020		
2021		
2022		
2023		
2024		
2025		
2026		
2027		
2028		
2029		
2030		



總務部

Report of stock Disposal Plans Approved Pursuant to Imperial Ord. No. 567

昭和 24 年 12 月 10 日提出

Ten-day Report of

勅令第五六七號關係株式(持分)處分計畫書承認に關する報告書

Chairman
Executive-Commissioner H. C. I. C.
持株會社整理委員會

Date

No. 1

昭和 24 年 12 月 上旬分

常務委員 野田 岩次郎
委員長

Stock-Holders 株式保有者	Stock Issuing Companies 株式發行會社	Per share 一株當り		Number of shares 株數	Total of Paid up amount 拂込金額合計	Disposal Price 處分價額		Name of Transferee 處分先	Date of Approval 承認年月日	Plans submitted under the Provisions of 處分計畫書提出條文	Remarks 備註(綜合計畫書番號)
		Face Value 額面	Paid-up amount 拂込額			Per share 一株當り	Total 合計額				
明治生命保險相互會社	株式會社千代田銀行	50	50	4,534	226,700	時價		一般處分	24.11.21	22	170
株式會社	船舶無線電信電話株式會社	"	"	1,000	50,000	時價	50,000	地方居住者	"	23	168
川西機械製作所	株式會社	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
國民生命保險相互會社	日本樂器製造株式會社	"	"	10,000	500,000	時價		一般處分	"	33	170
"	四國機械工業株式會社	"	"	35,000	1,750,000	"		"	"	"	"
川崎汽船株式會社	新瀨瀨港開發株式會社	"	"	58,200	2,910,000	52	3,026,400	地方居住者	"	19	168
トヨタ自動車工業株式會社	朝日石綿工業株式會社	"	"	2,200	110,000	80	176,000	S.C.L.C. 委託	"	22	169
"	惠美須屋工具工業株式會社	"	"	15,000	750,000	50	750,000	"	"	"	"
東京生命保險相互會社(等本組)	OB 映倫劇場株式會社	"	"	30	1,500	時價		一般處分	"	"	170
" (")	近畿日本鐵道株式會社	"	"	1,500	75,000	"		地方居住者	"	"	168
" (")	京阪神急行電鐵株式會社	"	"	1,050	52,500	"		"	"	"	"
明治生命保險相互會社	日本電池株式會社	"	"	10,000	500,000	"		一般處分	"	"	170
"	東京麻糸紡績株式會社	"	"	10,000	500,000	"		"	"	"	"
"	東京海上火災保險株式會社	"	"	77,427	3,871,350	"		"	"	"	"
東京生命保險相互會社(等本組)	東武鐵道株式會社	"	"	4,000	200,000	"		地方居住者	"	"	168
日本樟腦株式會社	高知木材株式會社	"	"	30	1,500	55	1,650	一般處分	"	"	170
長濱ゴム工業株式會社	白石工業株式會社	"	"	16	800	50	800	"	"	"	"
株式會社	東亞鑛業株式會社	"	"	1,500	75,000	1	1,500	地方居住者	"	"	168
株式會社	東京瓦斯株式會社	"	"	2,500	125,000	時價		一般處分	"	"	170
株式會社 富島組	廣島港運株式會社	"	"	660	33,000	40	26,400	地方居住者	"	"	168
"	合資會社廣島商船組	100	100	200	20,000	100	20,000	"	"	"	"
三ツ輪運輸株式會社	太平木材株式會社	50	50	300	15,000			保有	"	"	×
同和鑛業株式會社	岩手鑛山機械株式會社	"	"	4,000	200,000	35	140,000	一般處分	"	"	×
光生命保險相互會社	株式會社四國銀行	"	"	100	5,000	50	5,000	從業員	"	"	×
株式會社	株式會社東亞鐵工所	"	"	4,000	200,000	48	192,000	地方居住者	"	23	171
株式會社	株式會社東亞鐵工所	"	"	4,000	200,000	48	192,000	地方居住者	"	23	171
日本セメント株式會社	函館港運株式會社	"	"	2,400	120,000	50	120,000	從業員	11.25	22	174

Notice: Disposal Plans marked off with the number in Remarks have been already submitted together with the Composite Stock Disposal Plans with the number. Disposal Plans marked off with x are attached herewith.

裏面白紙

Report of stock Disposal Plans Approved Pursuant to Imperial Ord. No. 567

昭和 年 月 日提出

—Ten-day Report of

勅令第五六七號關係株式(持分)處分計画書承認に関する報告書

T. neda

Executive Commissioner H. C. I. C.

持株會社整理委員會

Date

No. 2

昭和 年 月 旬分

事務委員 野田 岩次郎
委員長

Stock-Holders 株式保有者	Stock Issuing Companies 株式發行會社	For share 一株當り		Number of shares 株數	Total of Paid up amount 拂込金額合計	Disposal Price 處分價額		Name of Transferee 處分先	Date of Approval 承認年月日	Plans submitted under the Provisions of 處分計畫書提出條文	Remarks 摘要 (綜合計簿)
		Face Value 額面	Paid-up amount 拂込			Per share 一株當り	Total 合計額				
旭化成工業株式會社	國策バルブ工業株式會社	50	50	59,600	2,980,000	時價		地方、一般	24.11.25	22	171 173
日興電機工業株式會社	東京化學燃料株式會社	"	"	300	15,000	28.50	8,550	地方居住者	"	"	171
株式會社京三製作所	東京合成樹脂工業株式會社	"	"	500	25,000	50	25,000	一般處分	"	23	173
藤倉電線株式會社	東日本熔銅株式會社	"	"	24,000	1,200,000	80	1,920,000	地方居住者	"	19	171
同和鎖業株式會社	"	"	"	42,000	2,100,000	"	3,360,000	"	"	"	"
昭和電線電纜株式會社	"	"	"	16,000	800,000	"	1,280,000	"	"	"	"
關東電氣工業株式會社	關東輕金屬工業株式會社	"	"	16,400	820,000			繼續保有	"	22	×
"	東亞コバルト株式會社	"	"	9,200	460,000			"	"	"	×
湯淺蓄電池製造株式會社	株式會社ユアサ電池館	"	"	1,780	89,000	50	89,000	地方、一般	11.26	"	171 173
川崎汽船株式會社	新海海陸運送株式會社	"	"	3,830	191,500	75	287,250	地方居住者	"	19	171
株式會社藤永田造船所	船舶無線電信株式會社	"	"	300	15,000	50	15,000	"	"	23	"
廣島港運株式會社	有限會社江田島造船所	100	100	100	10,000	100	10,000	"	"	22	"
高野精密工業株式會社	愛知亞炭株式會社	55	55	100	5,500	75	7,500	S.C.L.C = 委託	"	"	172
東京生命保險相互會社	株式會社大和銀行	50	50	3,000	150,000	33	99,000	從業員	11.28	"	×
朝日生命保險相互會社	株式會社帝國銀行	"	"	7,000	350,000	時價		"	11.29	23	176
12月上旬合計		40 件		429,300	21,473,350		30,000				
12月上旬迄の總計		3,005 件		64,055.5	7,402,800		4,868,068				
				19,018,956	808,802,395		738,432,754.59				

Notice: Disposal Plans marked off with the number in Remarks have been already submitted together with the Composite Stock Disposal Plans with the number. Disposal Plans marked off with x are attached herewith.

裏面白紙

Vertical text on the right margin, including page numbers and administrative markings.

Details of Disposition during these Ten-day 本 旬 中 處 分 内 詳				Details of Disposition since Commencement 本 旬 迄 の 處 分 内 詳			
	Number of shares 株 數	Total of Paid up amount 拂 込 金 額	Disposal Price 處 分 價 額	Number of shares 株 數	Total of Paid up amount 拂 込 金 額	Disposal Price 處 分 價 額	
Employees 従 業 員	0	0	0	23,652 口	2,619,900	2,022,932	36.9 %
	12,500 株	625,000	224,000	4,829,296 株	209,799,712.50	252,792,984.79	25.4
Local Residents 地 方 居 住 者	300 口	30,000	30,000	18,364.5 口	2,343,000	2,462,277	28.7
	200,920 株	10,046,000	10,216,100	3,894,435 株	169,010,472.50	219,671,692.69	20.5
Public Sale 一 般 人	0	0	0	4,410 口	490,500	382,859	6.9
	190,137 株	9,507,350	1,140,950	4,510,259 株	203,642,012.50	264,294,787.16	23.7
Others 其 他	0	0	0	17,629 口	1,949,400	0	27.8
	25,900 株	1,295,000	0	5,784,966 株	226,350,197.50	1,673,289.95	30.4

※ Disposal Proceeds of the Stocks which have marketability will be added on receipt of the company's report
時價處分のものとは違つて實際の處分價額の報告あり次第追加する。

裏
面
白
紙

年月日	株数	金額	備考
1971			
1972			
1973			
1974			
1975			
1976			
1977			
1978			
1979			
1980			
1981			
1982			
1983			
1984			
1985			
1986			
1987			
1988			
1989			
1990			
1991			
1992			
1993			
1994			
1995			
1996			
1997			
1998			
1999			
2000			
2001			
2002			
2003			
2004			
2005			
2006			
2007			
2008			
2009			
2010			
2011			
2012			
2013			
2014			
2015			
2016			
2017			
2018			
2019			
2020			
2021			
2022			
2023			
2024			
2025			
2026			
2027			
2028			
2029			
2030			

Report of stock Disposal Plans Approved Pursuant to Imperial Ord. No. 567

昭和 24 年 12 月 20 日提出

—Ten-day Report of

勅令第五六七號關係株式(持分)處分計畫書承認に關する報告書

Chairman
Executive Commissioner H. C. L. C.
持株會社整理委員會

Date

No. 1

昭和 24 年 12 月 中旬分

庶務委員 野田岩次郎
證券第一部第三課

Stock-Holders 株式保有者	Stock Issuing Companies 株式發行會社	Per share 一株當り		Number of shares 株數	Total of Paid up amount 拂込金額合計	Disposal Price 處分價額		Name of Transferee 處分先	Date of Approval 承認年月日	Plans submitted under the Provisions of 處分計畫書提出條文	Remarks 摘要
		Face Value 額面	Paid-up amount 拂込			Per share 一株當り	Total 合計額				
株式會社富島組	川崎埠頭株式會社	50	50	88 株	4,400	65	5,720	從業員	24.12.1	19	×
三井倉庫株式會社	"	"	"	89	4,450	"	5,785	"	"	"	×
國民生命保險相互會社	日飛産業株式會社	"	"	13,150	657,500		繼續	保有	"	22	×
日本電興株式會社	日本電機株式會社	"	"	3,000	150,000			"	"	"	×
大阪住友海上火災保險株式會社	日本板硝子株式會社	"	"	500	25,000	400	200,000	從業員	"	19	×
國民生命保險相互會社	"	"	"	600	30,000	"	240,000	"	"	"	×
株式會社大阪銀行	"	"	"	10,000	500,000	"	4,000,000	"	"	"	×
日本電興株式會社	沖電氣株式會社	"	"	30,600	1,530,000		繼續	保有	12.2	22	×
"	"	"	25	30,600	765,000			"	"	"	×
光生命保險相互會社	"	"	50	2,250	112,500			"	"	"	×
"	"	"	25	2,250	56,250			"	"	"	×
日本セメント株式會社	函館港運株式會社	"	50	3,816	190,800	50	190,800	地方居住者	12.5	"	174
同和鑛業株式會社	小坂鐵道株式會社	100	"	10,000	500,000	60	600,000	地方一般	"	"	174
國民生命保險相互會社	中央汽船株式會社	50	"	7,500	375,000	時價		一般處分	"	23	175
岡田商船株式會社	木津川船渠株式會社	"	"	1,000	50,000		繼續	保有	"	22	×
"	"	"	46.50	2,500	116,250			"	"	"	×
日本冷蔵株式會社	勝浦製水冷蔵株式會社	"	50	40	2,000	266	10,640	地方居住者	"	"	174
天龍工機株式會社	靜龍林業株式會社	"	"	400	20,000	50	20,000	從業員	"	19	×
鈴木式機株式會社	"	"	"	400	20,000	"	20,000	"	"	"	×
日本楽器製造株式會社	"	"	"	300	15,000	"	15,000	"	"	"	×
日蓄木材工業株式會社	"	"	"	100	5,000	"	5,000	"	"	"	×
中部電氣實業株式會社	株式會社電氣百貨店	"	"	200	10,000	"	10,000	"	12.6	"	×
帝國織維株式會社	富士化學工業株式會社	"	"	3,500	175,000		繼續	保有	"	22	×
光生命保險相互會社	九州産業交通株式會社	"	"	3,000	150,000	50	150,000	從業員	"	"	×
三機工業株式會社	日本電話設備株式會社	"	"	190	9,500	35	6,650	"	"	"	×

Notice: Disposal Plans marked off with the number in Remarks have been already submitted together with the Composite Stock Disposal Plans with the number. Disposal Plans marked off with x are attached herewith.

裏面白紙

Report of stock Disposal Plans Approved Pursuant to Imperial Ord. No. 567

昭和 年 月 日提出

Ten-day Report of

勅令第五六七號關係株式(持分)處分計畫書承認に關する報告書

I. Ueda

Executive Commissioner H. C. I. C.

持株會社整理委員會

常務委員 野田 岩次郎

Date

No. 2.

昭和 年 月 旬分

Stock-Holders 株式保有者	Stock Issuing Companies 株式發行會社	Per share 株當り		Number of shares 株數	Total of Paid up amount 拂込金額合計	Disposal Price 處分價額		Name of Transferee 處分先	Date of Approval 承認年月日	Plans submitted under the Provisions of 處分計畫書提出條文	Remarks 備考
		Face Value 額面	Paid-up amount 拂込			Per share 一株當り	Total 合計額				
廣島港運株式會社	廣島海陸運送株式會社	50	50	250	12,500	45	11,250	従業員	24.12.6	22	178
三菱倉庫株式會社	若松港運株式會社	"	"	1,000	50,000	35	35,000	"	12.8	"	X
北海船舶株式會社	大洋興業株式會社	"	"	4,844	242,200	65	314,860	"	12.9	19	X
大海上火災保險株式會社	"	"	"	11,340	567,000	"	737,100	"	"	"	X
國民生命保險相互會社	昭和製鋼株式會社	"	"	2,000	100,000	50	100,000	一般處分	12.10	33	177
朝日生命保險相互會社	株式會社帝國銀行	"	"	3,000	150,000	時價		地方居住者	"	"	176
日東工業株式會社	日東林産株式會社	"	"	1,000	50,000		50,000	"	"	22	"
日本水産株式會社	函館港運株式會社	"	"	200	10,000		10,000	"	"	"	"
12 月中旬合計				741,722 0 株	6,695,350 0		6,737,805 0				
12 月中旬迄の總計				19,168,663 64,055 0 株	815,457,745 7,402,800		745,170,559.59 4,868,068				

Notice: Disposal Plans marked off with the number in Remarks have been already submitted together with the Composite Stock Disposal Plans with the number. Disposal Plans marked off with x are attached herewith,

裏面白紙

Vertical text on the right margin, including "No. 2" and "裏面白紙".

Details of Disposition during these Ten-day 本 旬 中 處 分 内 詳				Details of Disposition since Commencement 本 旬 迄 の 處 分 内 詳			
	Number of shares 株 數	Total of Paid up amount 拂 込 金 額	Disposal Price※ 處 分 價 額	Number of shares 株 數	Total of Paid up amount 拂 込 金 額	Disposal Price※ 處 分 價 額	
Employees 従 業 員	0 口 33,301 株	0 1,663,050	0 5,776,365	23,652 口 4,862,597 株	36.9% 2,619,900	2,022,932 258,569,349.79	
Local Residents 地 方 居 住 者	0 口 16,056 株	0 802,800	13,360.5 741,440	18,364.5 口 3,910,491 株	28.7 2,343,000	2,462,277 220,413,132.69	
Public Sale 一 般 人	0 口 11,500 株	0 575,000	0 220,000	4,410 口 4,521,759 株	6.9 490,500	382,859 264,514,787.16	
Others 其 他	0 口 88,850 株	0 3,612,500	0 0	17,629 口 5,873,816 株	27.5 30.6	1,949,400 229,962,697.50	
						1,673,289.95	

※ Disposal Proceeds of the Stocks which have marketability will be added on receipt of the company's report
時價處分のものを通じて實際の處分價額の報告あり次第追加する。

裏
面
白
紙

總務課中



Report of stock Disposal Plans Approved Pursuant to Imperial Ord. No. 567

昭和 24 年 12 月 31 日提出

Ten-day Report of

勅令第五六七號關係株式(持分)處分計畫書承認に關する報告書

Date

No. 1

昭和 24 年 12 月 下旬分

Chairman
Executive Commissioner H. C. I. C.
持株會社整理委員會

委員長 野 田 岩 次 郎

Stock-Holders 株式保有者	Stock Issuing Companies 株式發行會社	Per share 一株當り		Number of shares 株 數	Total of Paid up amount 拂込金額合計	Disposal Price 處 分 價 額		Name of Transferee 處 分 先	Date of Approval 承 認 年 月 日	Plans submitted under the Provisions of 處分計畫書提出條文	Remarks 摘 要 符 号
		Face Value 額 面	Paid-up amount 拂 込			Per share 一株當り	Total 計 額				
住友アルミニウム製煉株式會社	協和カーボン株式會社	50	50	3,000	150,000	50	150,000	從 業 員	24.12.12	19	X
日本セメント株式會社	南武鐵道株式會社	"	"	215	10,750	"	10,750	"	"	22	X
東京生命保險相互會社 (富成宮吉)	生保土地管理株式會社	"	12.50	50	625	12.50	625	"	"	"	180
朝日生命保險相互會社	"	"	"	500	6,250	"	6,250	"	"	"	"
富士寫眞フィルム株式會社	富士寫眞光機株式會社	"	50	1,300	65,000	50	65,000	"	"	"	X
紀州造船株式會社	御坊造船株式會社	"	"	3,608	180,400	65	234,520	"	12.13	"	X
日本水産株式會社	日本水産興業株式會社	20	20	100	2,000	12	1,200	繼 續 保 有	12.15	"	X
川崎産業株式會社	岡本工業株式會社	50	50	6,000	300,000			繼 續 保 有	"	"	X
廣島港運株式會社	廣島海陸運送株式會社	"	"	50	2,500	45	2,250	地 方 居 住 者	12.16	"	178
岡田商船株式會社	三興海運株式會社	"	"	160	8,000	30	4,800	"	"	"	"
日本水産株式會社	北海道船舶食糧株式會社	"	"	100	5,000			繼 續 保 有	"	"	X
秀峰印刷株式會社	長野電鍍株式會社	"	"	10	500	80	800	地 方 居 住 者	"	"	178
三井造船株式會社	日興工業株式會社	"	"	2,510	125,500	9	22,590	"	"	23	"
川崎産業株式會社	日本精巧株式會社	"	"	11,000	550,000			繼 續 保 有	"	22	X
" (八子正敏)	"	"	"	50	2,500			"	"	"	X
日本水産株式會社	日本海獸株式會社	"	"	2,000	100,000	30 時 價	60,000	地 方 居 住 者	12.17	"	178
大日本鑛業株式會社	日本發送電株式會社	"	"	50	2,500			"	"	23	"
倉敷レイヨン株式會社	國策バルブ工業株式會社	"	"	86,600	4,330,000	"		一 般 處 分	12.19	22	179
" (柿原得一)	"	"	"	200	10,000	"		"	"	"	"
日 菱 運 輸 株 式 會 社	大阪海運株式會社	"	"	2,802	140,100	21	58,842	從 業 員	12.20	"	X
株式會社 富 島 組	"	"	"	1,123	56,150	"	23,583	"	"	"	X
日 菱 運 輸 株 式 會 社	"	"	"	2,000	100,000	"	42,000	"	"	"	X
12 月 下 旬 合 計	22 件			0	123,428		6,147,775				0
12 月 下 旬 迄 の 累 計	3,057 件			64,055.5	7,402,600		4,868,068				821,605.520
					19,292,091		745,853,769.59				

Notice: Disposal Plans marked off with the number in Remarks have been already submitted together with the Composite Stock Disposal Plans with the number. Disposal Plans marked off with x are attached herewith.

裏 面 白 紙

Details of Disposition during these Ten-day 本 旬 中 處 分 内 詳				Details of Disposition since Commencement 本 旬 迄 の 處 分 内 詳			
	Number of shares 株 数	Total of Paid up amount 拂 込 金 額	Disposal Price 處 分 價 額	Number of shares 株 数	Total of Paid up amount 拂 込 金 額	Disposal Price 處 分 價 額	
Employees 従 業 員	0 株	0	0	23,652 口 36.9 %	2,619,900	2,022,932	
	14,698 株	711,275	592,770	4,877,295 株 25.3	212,176,037.50	259,162,119.79	
Local Residents 地 方 居 住 者	0 株	0	0	18,364.5 口 28.7	2,343,000	2,462,277	
	4,780 株	239,000	90,440	3,915,271 株 20.3	170,052,272.50	220,503,572.69	
Public Sale 一 般 人	0 株	0	0	4,410 口 6.0	490,500	382,859	
	86,800 株	4,340,000	0	4,608,559 株 23.9	208,557,012.50	264,514,787.16	
Others 其 他	0 株	0	0	17,629 口 27.5	1,949,400	0	
	17,150 株	857,500	0	5,890,966 株 30.5	230,820,197.50	1,673,209.25	

※ Disposal Proceeds of the Stocks which have marketability will be added on receipt of the company's report
時價處分ものは追って実際の處分價額の報告あり次第追加する。

裏
面
白
紙

Details of Disposition during these Ten-day 本 旬 中 處 分 内 詳		Details of Disposition since Commencement 本 旬 迄 の 處 分 内 詳	
	Number of shares 株 数	Total of Paid up amount 拂 込 金 額	Disposal Price 處 分 價 額
Employees 従 業 員	0 株	0	0
Local Residents 地 方 居 住 者	0 株	0	0
Public Sale 一 般 人	0 株	0	0
Others 其 他	0 株	0	0

Table 1. Disposition of Government Bonds

Table 1. Disposition of Government Bonds (continued)

Disposition of Government Bonds			
Fiscal Year	Total amount of bonds	Number of bonds	
		Government bonds	Local bonds
1950	5,200,000,000	5,200,000	0
1951	5,200,000,000	5,200,000	0
1952	5,200,000,000	5,200,000	0
1953	5,200,000,000	5,200,000	0
1954	5,200,000,000	5,200,000	0
1955	5,200,000,000	5,200,000	0
1956	5,200,000,000	5,200,000	0
1957	5,200,000,000	5,200,000	0
1958	5,200,000,000	5,200,000	0
1959	5,200,000,000	5,200,000	0
1960	5,200,000,000	5,200,000	0
1961	5,200,000,000	5,200,000	0
1962	5,200,000,000	5,200,000	0
1963	5,200,000,000	5,200,000	0
1964	5,200,000,000	5,200,000	0
1965	5,200,000,000	5,200,000	0
1966	5,200,000,000	5,200,000	0
1967	5,200,000,000	5,200,000	0
1968	5,200,000,000	5,200,000	0
1969	5,200,000,000	5,200,000	0
1970	5,200,000,000	5,200,000	0
1971	5,200,000,000	5,200,000	0
1972	5,200,000,000	5,200,000	0
1973	5,200,000,000	5,200,000	0
1974	5,200,000,000	5,200,000	0
1975	5,200,000,000	5,200,000	0
1976	5,200,000,000	5,200,000	0
1977	5,200,000,000	5,200,000	0
1978	5,200,000,000	5,200,000	0
1979	5,200,000,000	5,200,000	0
1980	5,200,000,000	5,200,000	0
1981	5,200,000,000	5,200,000	0
1982	5,200,000,000	5,200,000	0
1983	5,200,000,000	5,200,000	0
1984	5,200,000,000	5,200,000	0
1985	5,200,000,000	5,200,000	0
1986	5,200,000,000	5,200,000	0
1987	5,200,000,000	5,200,000	0
1988	5,200,000,000	5,200,000	0
1989	5,200,000,000	5,200,000	0
1990	5,200,000,000	5,200,000	0
1991	5,200,000,000	5,200,000	0
1992	5,200,000,000	5,200,000	0
1993	5,200,000,000	5,200,000	0
1994	5,200,000,000	5,200,000	0
1995	5,200,000,000	5,200,000	0
1996	5,200,000,000	5,200,000	0
1997	5,200,000,000	5,200,000	0
1998	5,200,000,000	5,200,000	0
1999	5,200,000,000	5,200,000	0
2000	5,200,000,000	5,200,000	0
2001	5,200,000,000	5,200,000	0
2002	5,200,000,000	5,200,000	0
2003	5,200,000,000	5,200,000	0
2004	5,200,000,000	5,200,000	0
2005	5,200,000,000	5,200,000	0
2006	5,200,000,000	5,200,000	0
2007	5,200,000,000	5,200,000	0
2008	5,200,000,000	5,200,000	0
2009	5,200,000,000	5,200,000	0
2010	5,200,000,000	5,200,000	0
2011	5,200,000,000	5,200,000	0
2012	5,200,000,000	5,200,000	0
2013	5,200,000,000	5,200,000	0
2014	5,200,000,000	5,200,000	0
2015	5,200,000,000	5,200,000	0
2016	5,200,000,000	5,200,000	0
2017	5,200,000,000	5,200,000	0
2018	5,200,000,000	5,200,000	0
2019	5,200,000,000	5,200,000	0
2020	5,200,000,000	5,200,000	0
2021	5,200,000,000	5,200,000	0
2022	5,200,000,000	5,200,000	0

